



\* 0 0 0 6 6 3 1 0 0 1 \*

0006631-001

565-169

日本政党史

林田亀太郎・著


大日本雄弁会

上, 下卷

昭和2

ABF







林田龜太郎著



日本政黨史 上卷



大日本雄辯會發行



朋黨論(譯)

歐陽公

歐陽公名は修、字は永叔、神宗(北宋)の熙寧五年に歿す。年六十六、熙寧五年は即ち我人皇七十  
一代後三條帝の延久四年、西暦一〇七二年に當り藤原氏の全盛時代である。

臣聞く朋黨の説は古より之れあり、惟々人君の君子と小人とを辨  
することを幸とするのみ。

凡そ君子と君子とは道を同うするを以て、朋を爲し、小人と小人と  
は利を同うするを以て、朋を爲す、此れ自然の理なり。

然れども臣謂く、小人には朋なく、唯君子のみに之れ有り。其故何  
ぞや、小人の好む所のは利祿なり、貪る所のは貨財なり、其利  
を同うするの時に當て暫く相黨引して以て朋を爲すは偽なり。



其利を見るに及んでは則ち先を争ふ、利盡くるときは則ち交り疎く、甚だしきに至りては反て相賊害す、其の兄弟親戚と雖も相保すること能はず。故に臣謂く小人は朋無しと。

其暫く朋を爲すものは僞なり、君子は則ち然らず、守る所のものは道義、行ふ所のものは忠信、惜む所のものは名節、之を以て身を修むるときは則ち道を同うして相益し、之を以て國に事るときは則ち心を同うし共濟す、(其々に國の用をなす)終始一の如し、此れ君子の朋なり。故に人君たる者但當に小人の僞朋を退け君子の眞朋を用ふべくんば天下治る。

堯の時、小人共工、驩兜等四人一朋たり、君子八元、八凱、十六人一朋を爲す、舜は堯を佐け四兇、小人の朋を退けて元凱、君子の朋を進め、堯の時天下大に治まる、舜自ら天子と爲るに及んで皋夔、稷契等二十二

並に朝に列し、更に相稱美し、更に相推讓す、凡そ二十二人一朋と爲り而して舜皆之を用ゐて天下亦大に治まる。

書に曰く紂に臣有ること億萬、惟れ億萬の心、周に臣あること三千、惟れ一心と、紂之時億萬の人各々其心を異にす、即ち朋たらずと謂ふべし、然れども紂は之を以て國を亡ぼす、周武王の臣三千一大朋を爲し周用ひて以て興る。

後漢の獻帝の時、盡く天下の名士を收めて之を囚禁し目して黨人と爲す、黃巾の賊起り漢室大に亂るゝに及んで後方に悔悟し、盡く黨人を解き之を釋す、然れども已に救ふなし。

唐の晩年漸く朋黨の論を起す、昭宗の時に及んで盡く朝の名士を殺す、或は之を黃河に投ず、曰く此の輩は清流なり、濁流に投ず可しと而して唐遂に亡ぶ。



4  
夫れ前世の主能く人をして心を異にし朋たらざらしめたるは紂に如くは莫し。能く善人の朋を禁絶したるは漢の獻帝に如くはなし。能く清流の朋を誅戮したるは唐の昭帝の世に如くはなし。然れども皆其國を亂亡す。更に相稱美推讓して自ら疑はざること舜の二十二人に如くはなし。舜も亦疑はずして皆之を用ゆ。然れども後世舜を誚めて二十二人の朋黨に欺かれたりと爲さず。舜を稱し聰明の聖となすものは其の能く君子と小人とを辨するを以てなり。  
周武の世、其國の臣三千人を擧げて共に一朋たり。古より朋の多くして且大なること周に如くはなし。然れども周は此に由て興るものは善人多しと雖も厭はざればなり。  
嗟乎、治亂興亡の迹人君たる者は以て鑒す可きなり。

### 政黨とは何ぞ

▼稲田博士曰く 政黨とは國家の政務に參與するところの目的を持つて結合するところの自由團體なり。

▼村瀬氏曰く 人民から選ばれたる者(代議士)が、主義主張を同じくするもの、又は利益を共同にするものが、自然的に結合したる團體を云ふ。

▼小野塚博士曰く 政治社會に於て優生なる地位を得、又は是を繼續せんが爲めに、公共の利害に基くところの一定の意見を有し、共同の活動をなす人類の任意的、繼續的に結合したるものを云ふ。

▼西野法學士曰く 政黨とは、同一の政治的見解(國家の政治的現象處理に關する一定の方針主義若しくは政見を抱懷する者が、其の政



6  
見を貫徹遂行せんが爲め、任意の協同)に出でたる政治的集團を云ふ。

### 卷首に題す

(一) 生が大正四年官を罷むるや、帝國憲政に關する史蹟の編纂に志し、銳意之に従事すること八年、再び得易からざる幾多の資料を得、將に其業を竣へんとす。偶々大正十二年の大震災に遭遇し、一切を劫火に附す。

(二) 然りと雖も此の志は制せんと欲して制すべくもあらず、乃ち更に勇を鼓し、靡氣なる記憶と貧弱なる資料とを以て執筆中、東京毎夕新聞社より懇望せられるま、明治大正政界秘史の名を以て之を同紙に掲載することにした。

爾來上梓を望むの書各方より蠅集せるを以て、大膽にも明治大正側面史と改題し之を發行したるに、幸に多方の稱贊を博し、特に先輩蘇峰學人よりは國民新聞紙上左の贊辭を賜はつた。



林田雲梯君は、記者が同郷にして、且つ同年の友だ、相知る五十餘年、頃ろ君の近著「政界側面史」を読み、愈々其健在を悦ぶ。

本書の過半は金子溪水子爵の談話を、雲梯君が筆録したもの、雲梯君が大學を出づるや溪水子爵に依つて出身したりと云へば、子爵が明治制法上に於ける、蘊蓄の最要部分を雲梯君に向つて傾け盡したのも、必ずしも不思議はあるまい。況んや雲梯君も亦若干其事に關係あるに於てをや。

併し本書の興味はそれより雲梯君自身の閱歴見聞中より獲來りたるものに於て寧ろ饒きを覺ゆ、例せば河野議長の彈劾上奏の一章の如きがそれである。

又高松事件の真相の加きは雲梯君自己の身上の濕衣を乾かすものとして、何人も

同情もて讀むべきものであらう、但だ故大浦子をして其渦中に投せしむるに至りたるは同人不謹慎の致す所とは云へ、亦其の閣僚間に於ける軋轢の結果であつた事は雲梯君の言明に依つて更に明白となつた、政治上に於て恐る可きは敵より味方だ。

併し以上よりも更に興味多きは卷中の各所に挿入せられたる雲梯挿話だ、此れは雲梯君ならでは真似の出来るものではない。

所謂揚州狂杜牧の故態もて贏ち得來りたるもの、決して無代價にて採拾せらる可きものでない。

吾人は何等の代價をも拂はず、此の如き面白き逸話を受領するの嘉惠を雲梯君に向て感謝せねばなるまい、特に事の故伊藤春畝公に關するものは髣髴として公其人



を見るが如き心持す。

明治三十七八年戦役は國家に取りては最も重大なる時期、然も伊藤公に取りては決して最大得意の時期ではなかつた、公が此際に於ける身世、家國の事に付き悶々の情は只だ杯酒を藉りて之を排するにあつたらしい。而して雲梯君は少くとも其好伴侶の一人であつたらしい。

雲梯君は殆んど其生涯の大半を衆議院事務局に送つた、されば政界の情偽、黨派の内幕等其の關知、若しくは預聞する所、決して本書中所掲に止らぬであらう、記者は刮目して次卷の刊行を待つ。

生は此老先輩の辭に勵まされて下卷の著述に着手せんとした。

(三) 然るに書中日本政黨史を引證する所尠からず、爲めに此書を望むの聲も亦甚だ高いものがあつた、で側面史の下卷を刊行するに先ちて日本政黨史(上下)の完成——原稿は側面史と同時に成つてゐた——に着手した。

(四) 側面史と云ひ、政黨史と云ふも同じく是れ姉妹篇にして只其觀察の正横に依り、筆趣を異にするのみ、隨て政黨史は事實を有の儘に記述するを旨とし、側面史は珍聞、奇談正史に洩れたるを補はんとするが目的である。

(五) 新聞に掲載中種々の批評——多くは投書——を受けた。

其一は事實の相違を指摘するものであつた。生は雀躍して之を拜し、直に紙上に訂正した。其二は玉石同架を譴責するものであつた。生は之を見て轉た汗背に勝へなかつた。

側面史の緒言——十二頁——にも斷つた如く生が親しく接觸したる事實——例へば河野議長の彈劾上奏の如き、高松事件の真相の如き——は其正確を保證するも、



文献に依り、若くは他聞に依つて記述したるもの奚ぞ誤謬なきを保せん、特に明治二十年以來保存し、大正四年以來蒐集したる材料の悉く大正十二年の震災に逢うて其跡を留めざるに於てをや。生餘命永からず、微かなる記憶も亦生と共に亡びん、今日に於て之を記述し置くは亦幾分か後世に裨益する所なきに非ざるべきを思ひ、多方の勧誘の儘に執筆した、若し書中誤謬の點を發見せらるゝに於ては猶豫なく示教を賜はらんことを願ふ、生は重ねて申す。正確なる事實を後世に傳ふる外何等の希望なきなり。

(六) 政黨史を著す、先づ政黨の定義を始めざるべからざるも生は無學なるを以て他人の説を引いて責を塞ぐの外なし、一は今より八百五十年前に支那の歐陽公の物したる朋黨論、一は現代諸博士の説である。

(七) 本書附録として議員の黨籍簿と二つの表を添へた、一は歴代の内閣一は黨派の離合である、本書を繕くに當りて参照するときは更に一般の興味を添ゆるものと

思惟する、三書共に著者の衆議院事務局在職中の創意に係る、今當局の許可を得て之を掲載す。

(八) 本書の編纂に就ては岩永重華、荒川又市兩氏の助力多きに居る、記して感謝の意を表す。

(九) 本書に引用したるは

東京の各新聞紙

自由黨史(上下卷)

板垣退助監修

大日本政黨史

若林 清著

明治憲政史

工藤 武重著

帝國議會史(第一、第二、第三篇)

工藤 武重著

河野磐州傳(上下卷)

河野磐州傳編纂會

大浦兼武傳

香川悦次編輯



孝子伊藤公

大日本政黨發達史

掲げて以て著者諸先輩に謝す。

昭和二年二月二十日

末松 謙澄著

上野 熊藏編

於麻笄莊

雲

梯



8 原敬(政友會) 9 加藤高明(憲  
政會) 10 高橋是清(政友會) 11 犬  
養毅(國民黨) 12 床次竹二郎(政  
友本黨) 13 若槻禮治郎(憲政會)  
14 田中義一(政友會) 15 尾崎行雄  
(革新俱樂部)



大政黨の領袖

1 伊藤博文(政友會) 2 板垣退助  
(自由黨) 3 大隈重信(改進黨)  
4 西郷從道(國民協會) 5 品川彌  
二郎(國民協會) 6 西園寺公望(政  
友會) 7 桂太郎(同志會)



8 原敬(政友會) 9 加藤高明(憲  
政會) 10 高橋是清(政友會) 11 犬  
養毅(國民黨) 12 床次竹二郎(政  
友本黨) 13 若槻禮治郎(憲政會)  
14 田中義一(政友會) 15 尾崎行雄  
(革新俱樂部)







最 近 の 著 者



# 日本政黨史上卷 目次

緒言	（一）
第一篇 政黨の搖籃	（五）
第一、自由思想の輸入	（五）
第二、福澤派の英國流——實利主義	（五）
第三、加藤等の獨逸流——國權主義	（六）
第四、時代の特徴——一般大衆の無關心	（七）
第五、我國最初の結社	（一一）
第六、征韓論	（一四）
第二篇 政黨の萌芽	（一六）
第七、愛國公黨	（一六）



第八、	江藤新平の舉兵と立權運動の蹉跌……………	(二五)
第九、	立志社……………	(二七)
第十、	征臺の役……………	(三三)
第十一、	愛國社の出現……………	(三四)
第十二、	言論の黃金時代……………	(三七)
第十三、	當時の操觚界……………	(三九)
第十四、	大阪會議……………	(四一)
第十五、	地方官會議……………	(四二)
第十六、	板垣と島津……………	(四三)
第十七、	地方の暴動……………	(四七)
第十八、	板垣の建白……………	(四九)
第十九、	高知の疑獄……………	(七六)
第二十、	愛國社の再興……………	(八二)

第二十一、	紀尾伊坂の變……………	(九二)
第二十二、	愛國社の第一大會……………	(九三)
第二十三、	言論集會黃金時代の反動期——政社の簇出……………	(九九)
第二十四、	愛國社の第二、第三大會——國會開設の請願……………	(一〇一)
第二十五、	愛國社の第四大會——國會開設願望有志會……………	(一〇二)
第二十六、	各地方の國會請願及其反對請願……………	(一〇九)
第二十七、	集會條例……………	(一一〇)
第二十八、	片岡等の國會開設請願書……………	(一一五)
第二十九、	議會開設運動と政府……………	(一三〇)
第三十、	自由黨の誕生……………	(一三一)
第三十一、	議會開設に關する政府部内の二論——伊隈の衝突……………	(一三八)
第三十二、	北海道開拓使事件及立憲の期日に關する大詔渙發……………	(一三九)
第三篇	政黨の出顯及其頓挫……………	(一四九)



第三十三、自由黨の改造……………(一四九)

第三十四、立憲政黨の出現……………(一六一)

第三十五、九州改進黨……………(一六四)

第三十六、立憲改進黨の誕生……………(一六八)

第三十七、立憲帝政黨……………(一七五)

第三十八、三政黨の特徴……………(一七八)

第三十九、政府の立憲準備……………(一八一)

第四十、三黨の其後……………(一八五)

第四十一、板垣の遭難……………(一八六)

第四十二、集會條例の改正……………(一九一)

第四十三、板垣の外遊……………(一九四)

第四十四、三菱退治……………(一九五)

○第四十五、自由黨の解黨(上)……………(一九八)

(一) 福島事件……………(一九九)

(二) 高田事件……………(二〇三)

(三) 加波山事件……………(二〇五)

(四) 飯田事件……………(二一〇)

(五) 名古屋事件……………(二一一)

(六) 群馬事件……………(二一三)

(七) 星亨拘引事件……………(二一五)

(八) 静岡事件……………(二一七)

(九) 大阪事件……………(二一八)

○第四十六、自由黨の解黨(下)……………(二二四)

第四十七、國會期限短縮建白書決議……………(二三一)

第四十八、帝政黨の解散……………(二三六)

第四十九、改進黨の分裂……………(二三七)



第四篇 政黨の復興

○ 第五十、大同團結……………(二四一)

○ 第五十一、三大事件の建白……………(二四四)

○ 第五十二、丁亥俱樂部の組織……………(二四六)

○ 第五十三、後藤伯の建白……………(二四七)

○ 第五十四、政府の態度急變——保安條例の發布……………(二四八)

○ 第五十五、大同團結の最後……………(二五二)

○ 第五十六、大隈伯の入閣と改進黨の約變……………(二五四)

○ 第五十七、憲法發布……………(二五五)

○ 第五十八、大同團結の破綻……………(二五六)

○ 第五十九、舊自由黨と改進黨の軋轢……………(二五六)

○ 第六十、後藤伯の入閣……………(二五七)

○ 第六十一、大同團結の分裂と自由黨復興問題……………(二五八)

(四)

○ 第五十九、大隈の遭難……………(二六一)

○ 第六十、井上伯自治會を起す……………(二六一)

○ 第六十一、鳥尾子保守中正派を起す……………(二六二)

○ 第六十二、三派の其後……………(二六三)

○ 第六十三、大同協和會は自由黨の復興を決す……………(二六四)

○ 第六十四、大同俱樂部……………(二六七)

○ 第六十五、板垣伯愛國公黨を復活す……………(二七〇)

○ 第六十六、三派の合同——庚寅俱樂部……………(二七九)

○ 第六十七、九州の進歩派と改進黨の合同……………(二八一)

○ 第六十八、立憲自由黨の旗上……………(二八二)

○ 第六十九、第一回の總選舉……………(二八二)

○ 第七十、庚寅、改進黨の失敗……………(二八五)

○ 第七十一、立憲自由黨成る……………(二八七)



第六十六、議員俱樂部及彌生俱樂部の組織……………(二九三)

第六十七、大成會の組織……………(二九七)

第六十八、第一議會前に於ける政情……………(二九九)

**第五篇 兩大政黨の離合と民黨吏黨の争**……………(三〇三)

第六十九、第一回帝國議會……………(三〇三)

第七十、第一議會史……………(三〇七)

○ 憲法第六十七條の争議……………(三〇九)

(一) 議事堂の炎上……………(三一三)

(二) 議員逮捕の件……………(三一四)

(三) 農商務大臣懲罰の動議……………(三一五)

(四) 回顧……………(三一六)

(五) 第七十一、第一議會以後に於ける政黨……………(三一七)

(一) 自由黨……………(三一九)

(二) 協同俱樂部……………(三二二)

(三) 獨立俱樂部……………(三二三)

(四) 巴俱樂部……………(三二四)

第七十二、第一次松方内閣……………(三二四)

(一) 大津事件……………(三二五)

(二) 隈板兩伯の會見……………(三二七)

(三) 松方内閣と政黨の去就……………(三二九)

(四) 果然解散……………(三三一)

(五) 第二回總選舉——空前絶後の大干渉……………(三三五)

(六) 選舉干渉に因る政府部内の波瀾……………(三四一)

(七) 政界腐敗の因……………(三四三)

第七十三、第二回總選舉後の政黨……………(三四四)

(一) 自由改進の提携……………(三四四)



(二)	獨立俱樂部……………	(三四五)
(三)	中央交渉部……………	(三四六)
(四)	貴族院の政黨——立憲中正黨……………	(三四九)
(五)	副島新内相の努力——吏民融和の爲め……………	(三五一)
(一)	兩院の衝突——選舉干涉問題……………	(三五二)
(一)	貴族院の彈劾建議案……………	(三五二)
(二)	衆議院の彈劾上奏案……………	(三五三)
(三)	彈劾決議と停會……………	(三五五)
(一)	兩院の衝突……………	(三五七)
(一)	第七十五、第三議會閉會後の政黨……………	(三六二)
(一)	國民協會の組織……………	(三六二)
(一)	自由黨初めて政務調査局を設く……………	(三六七)
(一)	第七十七、松方内閣の瓦解……………	(三六九)

(一)	第七十八、第二次伊藤内閣……………	(三七〇)
(一)	第七十九、伊藤内閣と政黨との關係……………	(三七一)
(一)	國民協會……………	(三七一)
(二)	改進黨……………	(三七二)
(三)	自由山黨……………	(三七三)
(四)	同盟俱樂部……………	(三七四)
(五)	東洋自由黨……………	(三七五)
(一)	第八十、自由黨と改進黨との確執……………	(三八〇)
(一)	第八十一、第四議會……………	(三八二)
(一)	首相の負傷……………	(三八二)
(二)	豫算問題に就ての衝突……………	(三八三)
(一)	第八十二、第四議會後の政局……………	(三九一)
(一)	第八十三、條約改正問題……………	(三九二)



(一)	大日本協會の組織軍	(三九二)
(二)	軍艦千島の訴訟問題	(三九六)
(三)	政黨の離合——國民協會の變調	(三九九)
(四)	三派聯合の破裂と自由黨の孤立	(三九九)
(五)	中央交渉部殘黨の潰裂と大阪派	(四〇一)
第八十四、	第五議會史	(四〇二)
(一)	星議長問題	(四〇二)
(二)	官紀振肅問題 (上)	(四〇八)
(三)	同 (下)	(四一一)
(四)	同志俱樂部の組織	(四一四)
(五)	條約勵行論	(四一七)
(六)	政務調査會の組織	(四一九)
第八十五、	第三回總選舉	(四二〇)

## 第六篇 政黨の完成

(一)	第六議會	(四二一)
第八十六、	第四回總選舉と第七議會——日清戰役	(四二三)
第六篇 第一章 前記		(四二六)
第八十七、		(四二六)
(一)	薩長藩閥政府對土肥の政黨	(四二六)
(二)	土藩の政黨——自由黨時々長派に通ず	(四二八)
(三)	清國問題	(四二九)
(四)	自由黨對外硬を脱す	(四三五)
(五)	政友有志會の禁止	(四三八)
(六)	伊藤伯の大隈伯訪問——自由黨の恐慌	(四四〇)
(七)	自由黨公然藩閥政府——伊藤内閣と提携す	(四四一)



第八十八、  
 (八) 松隈——薩肥聯立——内閣……………(四四三)  
 (一) 進歩黨の組織——進歩黨は松方内閣を援く……………(四四四)  
 (二) 第十回議會に於ける自由黨……………(四四五)  
 (三) 松隈内閣の破綻……………(四四六)  
 (四) 閣僚自由黨を誘ふ……………(四四七)  
 (五) 關東自由黨大會……………(四四八)  
 (六) 自由黨大會……………(四五一)  
 (七) 進歩黨大會……………(四五三)  
 (八) 國民協會大會……………(四五四)  
 (九) 公同會大會……………(四五五)  
 (二) 不信任案に關する各派交渉會……………(四五六)  
 (一) 第十一議會の解散……………(四五七)

第八十九、  
 (三) 松隈内閣の瓦解……………(四五八)  
 (一) 第三次伊藤内閣……………(四五九)  
 (二) 自由黨の近情……………(四六一)  
 (三) 第五回の總選舉——自由黨の要求 伊東男の辭表……………(四六八)  
 (四) 政府自由黨の分袂……………(四七〇)  
 (五) 第十二議會の解散……………(四七三)  
 第九十、 憲政黨の出顯——自由、改進黨の併合……………(四七四)

附錄一 歴代の内閣……………(四七七)  
 附錄二 衆議院議員黨籍録……………(四七九)  
 特別附錄 黨派の離合



# 日本政黨史 上卷

林田 龜太郎 著



## 緒言

第五十議會は帝國の憲政史上特筆大書すべき議會であつた、何と云つても普選の兩院通過は往年の憲法制定議會開設と共に我憲政史に一時期を劃すべき一大壯舉たるを失はぬ。  
而して此の普選の出現が投げ與へた波紋は随分大きい、此の大きな波紋の中にあつても特に目覚ましいものは政黨であらう。

1

先進國の例が示した如く普通選舉を實施したればとて直に既成政黨が根底から轉覆するとは思



はれない、然し乍ら選舉人―特に新に選舉權を獲得したる―は必ずしも既成政黨の節度に黙従するものでなく、否之れに反して幾分の反撥心すら懷きつゝあるは事實である、此の反撥心は漸次培はれてやがては新人の當選となり、新人の出現は同志の團結となり、更に新政黨の組織となるは自然の數である、英國の如き保守的の國家に於てすら此傾向は免れなかつた、我邦に於ても亦必ず然りと云ふを得るであらう、此間に伍して既成政黨が如何に處して行かんとするかは甚だ興味ある問題である、自滅か更生か、いづれにしても現在の儘の政黨では到底存続することは出来まい。

方今世界の大勢を睹るにロシア革命以後一時世界を風靡した社會主義は既にその反動期に入り、到る處保守主義への還元が行はれんとしつゝある、伊太利の國粹黨の全盛、英の保守黨内閣の出現に引續いて獨の國權黨の勝利其他の小國でも同様な現象が次第に影を濃くしてゐる、特に露本國すら共產主義の基調を覆へすべき經濟政策の變更を餘儀なくせられつゝあるではないか、然しこれ位で直に現在の社會主義的傾向が逆轉するものだと斷ずるのは大早計である。

獨逸のビスマークは其鐵腕を揮うて社會主義を鎮壓せんと試みたが果さず終に主義者の統領リ―ブクネヒトを聘して内閣顧問とし其説を容れて社會政策を行つたではないか、近くは英のボル

ドウキン（保守黨）内閣の政綱は前の労働黨の夫れと何程の相違ある乎、佛のエリオ―内閣の政策は明かに社會主義の國家實現の可能性を表示するものではないか、斯の如き風潮は濃薄の差こそあれ何れの國を見ても容易に發見される現象である、従つて今後政黨を論じようとする者は斯の如き事實を無視しては到底其説の完璧を期することは出来ない。

斯く觀じ來つたならば吾人は既成政黨に對し其前途の正に暗澹たるものあるを認めざるを得ない、それは既成政黨の主義政策が新時代に處するに明瞭を缺き民衆と没交渉であるからであるのみならず、其歴史の後半は餘り醜惡で國民の反感を挑發したからである、然し其前半は、多少の非難はあつたが兎も角民權伸張に盡した功績は到底没することは出来ない。

爾來幾星霜、普選漸く成るも是等先覺者の多くは此の光榮の日を目睹する能はずして草蔭苔下の人と化してゐる、著者が茲に日本政黨史を物せんとする、一は以て此等先覺者の功績を江湖に紹介し一は以て既成政黨者流へ反省を促さんとするのである。

我政黨史を按ずるに其政黨としての實質を捉へて之を論ぜんとすれば明治二十三年の國會開設



後を待たなくてはならぬ、然し政黨としての形態を具へたのは久しき以前である、就中明治初年より十數年間の所謂革命的變遷期に於ける運動は將來政黨としての伏線を布いたもので相當研究に價するから此間の消息は我憲政史を論ずるの士が見逃すことの出来ない所である。故に著者も亦順序として明治初年より稿を起さんとす。

我國に於て眞に政黨と稱すべきは、大隈の改進黨板垣の自由黨の組織に始まる、是れ實に我邦の二大政系にして、今日の政友、憲政の二派を馴致したものである。

爾來政黨の名稱、形式員數等に就いて幾變遷あり、勢力の消長に非常の異動ありしも、政界の分野よりすれば殆んど固定したるかの如き感なき能はず、而して政權の藩閥の手より政黨に移るに及びて政黨の偏頗横暴が漸次顯著となり、立憲政治の前途に疑懼を懐くものすら生ずるに至つた。蓋し明治の維新は重に薩長の功である、維新成りて薩長驕る、之を倒したるは政黨である。藩閥倒れて政黨跋扈す、之を打破するは全國の覺醒でなければならぬ。若し新たに選舉權を得たる者、其の責任の重大なるを自覺し、舊套を脱却して正道に入り、新たなる勢力を糾合して我政界を廓清せんとするに當り、本書が幾分の參考たり得ば我望足る。

### 第一篇 政黨の搖籃

#### 第一 自由思想の輸入

我邦の政黨史を編する者は必ずや明治維新に於ける自由民權論の輸入に筆を起さなくてはならぬ、恰も米國の獨立戰爭に刺戟されて佛國大革命が勃發した様に、我帝國が萬機公論の大義を標榜して三權分立の制を容れたのも、一に當時歐米を風靡したる自由民權論に依りて我國民の一部が自覺したことに由因せるものであらう。

此自覺なるものは、慶應元年にはアメリカ南北戰爭漸く終結し、黑人解放の聲は殊更に自由平等の要求を強め、明治元年には西班牙にも革命が起つて女王イサベラが出奔した騒ぎがあつた位で、此の澎湃たる自由要求の思潮が直接間接我邦に及ぼしたる影響とも云へる。

#### 第二 福澤派の英國流——實利主義



當時三田に慶應義塾を創立して天下の秀才を集め、大に英國流の實利主義を鼓吹した福澤諭吉は此の思想の普及に一大功績を有するものである。其著西洋事情や學問のすゝめ等が如何に當時の青年達に強い衝動を與へたかは想像に難くない。

此時代には勿論政黨らしい政黨はなかつたが、此の塾を中心とする福澤門下の一團は我政黨の先驅であつたと云へよう。

### 第三 加藤等の獨逸流——國權主義

此の一派に對して起つたのが幕府派とも稱すべき一團である、即ち義塾派が英國流の實利主義を以て民權の尊重すべき所以を高唱するに對し、獨逸流の國權主義を絶叫したものは加藤弘之入江久太郎、神田孝平等があつた。

此等はいづれも幕府直轄の開成所後の帝國大學の教師であつて、盛んに國權主義を唱へ國家の至高唯一なるを力説した。

此の二派の對立は甚だ興味あるもので、一は地方分權に據つて經濟社會に雄飛せんとするの士

多く、宛然民黨たるの體裁を爲し、他は明治政府の統一主義に迎合して官吏として出仕せんとする者に多く、自然官吏養成所たるの觀があつた。これは常に官學私學の對立と見るよりも、後年の自由主義の政黨と國權主義帝政主義の政黨の分野が腫にも萌芽し出したものと見られる。

又明治五年に中村敬宇と云ふ人の譯に成る、ジョン・スチュアート・ミル原著「自由の理」と云ふのが版行された。此の書物が又當時の青年に與へた刺戟は素晴らしいものである。

彼の磐州河野廣中の如きも、當時常葉の副區長として地方民政に盡瘁してゐた折であつたが、會川又某から此の書を贈られ一讀するに及んで豁然として悟る所あり、從來の攘夷的思想から一變して自由開放の思想に支配せらるゝに至つたとさへ云つてゐる、他は推して知るべしだ。

### 第四 時代の特徵——一般大衆の無關心

然しながら、新時代に於て此の滔々たる自由民權主義に心醉するの徒も未だ全く藩士の階級に限られたもので、最も重要視すべき一般農商階級は甚だ無關心であつた事は顯著なる事實である。後年(明治十一年)愛國社の第一回大會が大阪に開かれた時、天下の志士翕然之に赴いた



に拘はらず、農工商の平民は隻影だも見るを得なかつたと云ふことでも立派に證據立てゝゐる。従つて當時我邦に於ける自由民権論なるものは、歐米に於けるが如き農工商階級の擡頭と餘程色彩が變つてゐた、従つて此間の政黨を研究する者は大に此點に注意を要する。

顧ふに明治維新の革命は幕府に對する革命ではあつたが吾人の云ふ革命ではなかつた。極言すれば、從來武士と云ふ特權階級に屬した政權が依然として第二の特權階級に譲られたものに過ぎないのである。革命の構成要素たる大多數の人民(無産階級乃至は商工農階級)は無風帶の儘に存したものである。従つて此間には多大の矛盾もあれば撞着もある、明治維新に於ける藩閥の勃興に對し藩閥政治の非を鳴らすけれども、既に維新の改革が斯の如きであれば免れない勢と云ふの外はあるまい。なる程維新當時政府が攝録門流を廢して四民平等の制を布き、諸侯の藩籍を回收し、郡縣の制を布き、士族の常職を解き、皆兵の主義を容れて徵兵令を布き、國民教育普及の爲めに學制を設け、衆議院を開きて、國政を討議せしめた等、革新の實は着々と擧つたけれどもこれは革命の賜ではなくして、革命より生じた間接の——外國の刺戟より來つた——副産物である。

右に述べたる意味から見れば、明治維新なるものと今後將に來るべき大正の維新とは多少趣きを異にしてゐる、吾人は趣きの異なることを祈るものである、何となれば吾人にして眞に代議制度の理想を實現し、立憲政治有終の美を濟さんとすれば必ずや民衆に基調せしめなければならぬのである。

維新當時に於ける自由民権論者の多くは、從來特權階級を組成してゐた藩閥士族に限られてゐたことは、今日維新史を研究するものゝ等閑に附することの出来ない攻究材料たるを失はぬ。尙此當時に行はれた所謂自由民権論なるものが之を唱導する人々就中或學究の一派以外の人々には、果して如何なる程度に迄理解せられてあつたかと云ふことも頗る興味ある問題である。

或は一部論者の云ふが如く政權爭奪の具たるに過ぎないものであるか、或は當時流行の西洋かぶれをして殊更に新人を氣取りて自由なる文字を口にしたものか、或は眞に醒覺せるより出でたるものか疑問である。

又明治四年七月十日太政官布告を以て「藩を廢し縣を被置候事」と云ふ大號令が出る迄の間に於ける我邦の政治組織を考へて見ると、如何に當時武人政治を一掃したりとは云へ、社會の「ユ



ニット」たり政治上の實勢力たりしものは依然各藩であつた。彼の國是御誓又の萬機公論に決すと云ふも、起草者の眞意は即ち各藩公同の意見は依りて政務を決定するの義で、今日吾人の解釋する所の意味ではなかつたと傳へられてゐる。

斯くの如き状態であるから、民権の擴張自由の要求を爲す者は其當の本人たる國民大多數でなく、第三者とでも云ふべき各藩の一部人士であると云ふ所に此の明治維新の革命の空氣がはつきりと描き出されてゐる様に思へる。

勿論明治の維新は數百年來の卑屈に眠る國民を覺醒せしむる警鐘の亂打であつたには相違ないが、これが果して其眞の目的であつたかは未だ斷定を下すに躊躇せざるを得ない。斯く云へば當時の所謂先覺者に對して甚だ禮を缺くに類するから是れ以上の極言は慎むが、維新の一般を透視するに於ては亦斯く云はざるを得ない。

明治維新に就いては尙多くの問題があるが、本文の目的と大部違ふから此邊に止め、兎も角當時の自由民権論が多數の青年に強い衝動を與へたことは争ふべからざる事實で、帝國が更生の機運に乗じたのも此等が與かつて力あるものと云はなければならぬ。

自由主義の勃興は一面甚だ面白くない現象を伴うた、即ち自由と放縱との混同である、今日に於て婦人解放論者の戀愛至上主義乃至は貞操觀念の缺如たる墮落生活に陥りたる如く、當時の主義者は多くは蓄妾の風を以て自由主義の發露なりとすら云つたものがあつた。

### 第五 我國最初の結社

明六社は明治六年七月に起つたもので、我邦に於ける結社としては先づ最初のもこと云ふことが出来る。面白いのは官學派の加藤弘之や私學派の福澤諭吉等が同舟してゐる學者のグループで、森有禮等が親分株であつた事である。

此社の事業としては雑誌を發行して自由主義の眞髓を傳へんとし、自治の精神を鼓吹し兼ねて社會制度の改革を高唱したものである。就中一夫一婦論などは當時の風潮に對して一大鐵槌を下した。社の中村正直の如きも門下を集めて別に同人社なるものを設け盛んに克己自助の氣風を説いた。

明六社の創立後の事である、漢學派の加藤弘之は從來の國家萬能主義より忽如として民衆平等



主義に鞍替へした、曰く、

凡そ文明開化未全の國々にては未だ會て國家國民の眞理を悟らざるが故に、天下の國土は悉皆一君主の私有物にして、其内に住する億兆の人民は悉皆一君主の臣僕なる者と思ひ、君主は固より此臣僕を修養するの任あれども又之を己の意に従つて壓制するを得べく、臣僕は只管命是れ聽いて一心之に奉事するを其當然の務なりと思ひ、且つ是等の姿を以て其團體の正しき所となす。豈野鄙陋劣の風俗と云はざるべけんや。

試みに思ふべし、君主も人も、人民も人も、決して異族の者にあらず、然るに獨り其權利に至りて斯く天地霄壤の懸隔を立てしは抑も何事ぞ、かゝる野鄙陋劣なる國體の國に生れたる人民こそ實に不幸の最上と云ふべし。名賢碩儒と仰がるゝ輩と雖も此の如き姿の非なるを悟りし者は一人も之なきのみならず、却て之を是として頻りに尊王卑民の説を唱へ、益々此の如き野鄙陋劣の風を養成せる事明瞭也。就中本邦に於て國學者派と唱ふる輩の論説は眞理に背反するものと甚しく、實に厭ふべき者多し……遂に天下の國土は悉皆天皇の私有億兆人民は悉皆天皇の臣僕なりとなし、隨て種々牽強附會の妄説を唱へ凡そ本邦に生れたる人民は只管天皇の

御心を以て心となし、天皇の御事とさへ云へば善惡正邪を論ぜず、唯甘んじて勅令の儘に遵從するを眞誠の道と説き、是等を以て國體となし本邦の萬國に卓越する所なりとせり、其見の陋劣なる其説の野鄙なる實に笑ふべきものと云ふべし。

天皇と人民とは決して異類の者に非らず、天皇も人も、人民も人なれば唯同一の人類中僅に尊卑上下の分あるのみ、決して人畜の懸隔あるにあらず、天皇は我輩人民と同じく人類なれば假令天皇の權と雖も我輩人民を待つに牛馬を以てし給ふを善しとする理は決してあるべからず、自由の推理を論じたる如くなれば人民たる者は能く此の理を知つて必ず又自由の精神を備へ、苟も我權利を殺し他に托せざるの心なかるべからず、蓋し人民自ら卑屈にして其自由の精神を失ひ、以て只管君主の臣僕奴隸となるを欲する時は、自ら其誠の安寧幸福を求むる道を失ひ隨つて國家の精力亦全く衰耗するに至る必然也。

我邦の臣民天皇を敬戴し、朝令を遵奉するは固より當然の義務なりと雖も、天皇の心を以て心とせよとは何事ぞや、是れ即ち例の卑屈を吐露したる愚論也、歐洲には此の如き卑屈なる人民を稱して心の奴隸と云ふ、予輩人民も亦天皇と同じく人類なれば各己の心を備へ自由の精神



を有する者也、何ぞ此精神を放擲して只管天皇の心を以て心とするの理あらんや。  
 今日から見れば頗る珍妙な自由論ではあるが、當時の思想としては正に孔孟の亞流たる從來の國學者漢學者への挑戦であつて、絶對服從論の反對説として異彩を放つて居るものである。時恰も言論自由の黄金時代の事として、此の如き露骨なる意見が滔々として何等の臆面もなくまた何等の制裁もなく發表せられた。

第六 征韓論

民間に於て漢學派と歐學派が對立した様に、當時の政府部内に於ても急進派と保守派とが對立して居た。急進論者に西郷隆盛、板垣退助、副島種臣、後藤象二郎、江藤新平の征韓論者連を包容し、漸進論者には岩倉具視、木戸孝允、大久保利通、大隈重信の反征韓論者連を見る。前者は武斷派とも稱せられ維新改革の餘勢を以て大に國威を宣揚すべしとなし、後者は文治派とも稱すべく世界の大事に顧みて先づ内治に力を致し、漸進的の政策を採るべしと云ふのである。此の二派の對立は大に注目に價する、何となれば後年民權擴張論の急先鋒たりしは概ね當時

の積極論者であつたからである、是れ或は征韓論破れて政府に志を得なかつたことが其一因を成したとも云へるが、其主張は延いて急進主義政黨の出現の原動力となつた。  
 征韓論破るや積極論の頭目連は袂を連ねて野に下り、曩の積極消極二派の對立は一變して官民の對立となり、我邦の政黨史も愈々本舞臺に入りかけるのである。



## 第二篇 政黨の萌芽

### 第七 愛國公黨

征韓論が破れて積極派が野に下ると、廟堂に残るものは消極派の一團のみである、かうなると掣肘するものがなくなつたから我儘を營むやうになるのは免れ難い勢ひである、當時有司専制の聲愈々激しく、公議輿論の勢力といふものは地を拂つて空しきの状態となつた。

然し乍ら一面積極派の連中が野に下つたと云ふことは恰も檻中の虎を野に放つたと同様で、有司専制の風が甚だしければ甚だしい程其處に自ら大いなる脅威が生ずるのは當然だ、脅威とは何ぞ、即ち積極派の民権擴張運動である。

民権運動の第一人者板垣退助の如きは身参議として廟堂に立ち、明治四年の頃から既に民権院設立の議を唱へた位であるから、其野に下るや時至れりとなし、後藤象二郎、江藤新平、副島種臣、由利公正、岡本健三郎、小室信夫、古澤迂郎(後滋と改む)片岡健吉、林有造等の同志を糾合し

民権院設立運動を目的とする一團體を組織せんとした。就中小室信夫、古澤迂郎の如きは永年憲政の祖國英國に在りて親しく代議制度を目睹し、其眞美に心酔して之を我邦に移さんとするの念勃々たるものありし折とて、後藤の紹介に依り板垣と相識るに及び大いに其舉に共鳴した。

板垣等は先づ同志の俱樂部として幸福安全社なるものを設け、明治七年一月十二日愛國公黨本誓署名式を舉行した。是れ我邦に於ける政黨組織の嚆矢とも稱すべきものであらう。斯黨は後の愛國社の前身で又實に自由黨の濫觴である。

愛國公黨本誓に曰く、

一、天の斯民を生ずるや之れに附與するに一定動かすべからざる通義權理を以てす、斯の通義權理なるものは天の均しく以て人民に賜はる所のものにして人力を以て移奪するを得ざるものなり、然るに世運の未だ開けざるや人民動もすれば斯の本然の通義權理を保全し能はざるものあり、況んや我國は數百年來封建武斷の制其民を奴隸にせし餘弊未だ全く削除せざるをや、苟も是に因て改めざれば我國威の揚り我國人の富むを欲するも豈得べけんや、我輩一片の至誠愛國の心、大に此に發憤するあり、乃ち同志と相誓ひ以て我人民の通義權理を主張し以て其天賜



を保全せんと欲す、乃ち君を愛し國を愛するの道なり。

一、我輩已に愛君愛國の一片至誠の上より發憤し來りて斯の人民の通義權理を主張保全せんと欲す、然るに之をなすの途は即ち我天皇陛下の御誓文の旨意を奉戴し、造次顛沛、徹上徹下、唯だ斯の公論公議を以てし常に盟約の旨意を遵守するに在るのみ。

一、我輩が斯の政府を視ること斯の人民の爲に設くる所の政府と看做すより他無かるべし、而して我輩の目的は唯だ斯の人民の通義權理を保全主張し、以て斯の人民をして自主自由獨立不羈の人民たるを得せしむるに在る而已。是れ則ち君主人民の間渾然一體ならしめ、其禍福緩急を分かち以て我日本帝國を維持し昌盛ならしむるの道なり。

一、我輩は斯の通義權理を主張せんと欲するものは亞細亞洲中の主唱にして固より天下の大業なり、之を期すること尋常歲月の功を以てすることを得ず、故に我輩の士は常に宜しく其忍耐力を培養し、假令艱難憂戚、百挫千折するも敢て少しも屈撓すること莫く、至誠の心不拔の志、我輩終生の力勉焉として唯だ此の通義權理を保護主張するに竭盡し死に之くも他無きを要すべし、於是調印相誓ふもの如し。

副島種臣、後藤象二郎、板垣退助、江藤新平、由利公正、岡本健三郎、小室信夫、古澤迂郎、  
 越えて一月十七日同じく右の人々の連署を以て民選議院開設の建白書を左院に提出した、其添  
 申に曰く、

某等別紙奉建言候次第平生の持論にして某等在官中屢及建言候者に有之候處歐米同盟各國へ大  
 使御派出の上實地の景況をも御目撃に相成り其上事宜斟酌施設可相成との御評議も有之然るに  
 最早大使御歸朝以來既に數月を閲し候得共何等の御施設も拜承不仕昨今民心恟々上下相疑  
 ひ動もすれば土崩瓦解の兆無之とも難 申 勢に立至り候儀畢竟天下輿論公議の壅塞する故と  
 實以殘念の至に奉 存 候、此段宜敷御評議を可被遂候也

民選議院設立建言

臣伏して方今政權の歸する所を察するに上帝室に在らず下人民に在らず、而して獨り有司に歸  
 す、夫れ有司上に帝室を尊ぶと云はざるにあらず、而して帝室漸く其尊榮を失ふ下人民を保つ  
 と云はざるにあらず、而して政令百端、朝出暮改政刑情實に成り賞罰愛憎に出づ、言路壅蔽



困苦告るなし、夫れ斯の如くにして天下の治安ならん事を欲す三尺の童子も尙其の不可なるを知る、因循改めず恐くは國家土崩の勢を致さん、臣等愛國の情自ら已むこと能はず、乃ち之れを振救するの道を講求するに唯だ天下の公儀を張るに在り、天下の公儀を張るは民選議院を立つるあるのみ、則ち有司の權限る所あつて而して上下安全其の幸福を受くる者あらん、請ふ逐次に之れを陳せん。

夫れ人民政府に對して租税を拂ふの義務ある者は則ち其政府の事を與知可否するの權利を有す是れ天下の通論にして又喋々臣等之を發言するを待たざるものなり、故に臣等竊に願ふ有司も亦是の大理に抵抗せざらん事を、今民選議院を立つるの議を拒む者曰く我が民不學無識未だ開明の域に進まず、故に今日民選議院を立つる尙ほ應に早かるべしと、臣等以為らく、若し果して眞に其謂ふ所の如きが、則ち之をして學且知而して急に開明の域に進ましむるの道即ち民選議院を立つるにあり、何となれば即ち今日我人民をして學且知に開明の域に進ましめんとするは、先づ其通義權理を保有せしめ之をして自尊自重天下と憂樂を共にするの氣象を起さしめ、之をして天下の事に與らしむるにあり、如是にして人民其固陋に安んじ不學無識自ら甘んず

る者は未だ之れ有らざるなり、而して今其の自ら學且知にして自ら開明の域に入るを待つ是れ殆んど百年河清を待つ類なり、甚だしきは則ち今遽に議院を立つるは是れ天下の愚を集むるに過ぎざるのみと謂ふに至る、噫何ぞ自ら傲るの甚だしく而して其の人民を視るの蔑如たるや、有司中智功固より人に過ぐるものあらん、然れども世又安んぞ學問識見の諸人に過ぐるものあらざるを知らんや、蓋し天下の人如見蔑視す可からざるなり、若し將た蔑視す可きものとせば有司も亦其の中の一人ならずや、然らば則ち均しく是れ不學無識なり僅に有司の專裁と人民の輿論公議を張ると其の賢愚果して如何ぞや、臣等謂ふ有司の智も亦之を維新以前に視る必ず其の進みしものならん、何となれば則ち人間の知識なるものは必ず其の之を用ふるに従つて進むものなればなり、故に曰く民選議院を立つるは是れ即ち人民をして學且知に而して急に開明の域に進ましむるの道なりと、且夫れ政府の職其の宜しく奉じて以て目的となす可きもの人民をして進歩するを得せしむるにあり、故に草昧の世野蠻の俗其民勇猛暴悍而して從ふ所を知らしむるにあり、今我が國既に草昧にあらず、而して我人民の從順なるもの既に過甚とす、然らば則ち今日我が政府の宜しく以て其の目的となすべきものは、則ち民選議院を立て我人民を



して其の勇往敢爲の氣を起し、天下を分任するの義務を併知し天下の事に參與するを得せしむるにあり、則ち國の人皆同心なり。

夫れ政府の強きものを以てか之を致すや天下人民皆同心なればなり、臣等必ず遠く舊事を引て之を論ぜず則ち昨十月政府の變革に就て之を職す、岌々乎且危哉我が政府の孤立するや、何ぞ昨十月政府の變革天下人民の之が爲めに喜感せしもの幾何かある、嘗て之が爲めに喜感せざるのみならず天下人民の漠として之れを知らざるもの十の八九に居る、唯だ兵隊の解散に驚くのみ、今民選議院を立つるは則ち政府人民の間に情實融通して相共に合して一體となり、國始めて以て強かるべく政府始めて強かるべきなり、臣等既に天下の大理に就て之を究め我が國今日の勢に就て驗す、而して臣等の自ら臣等の説を信する事愈々篤く、切に謂ふ今日天下を維持振起するの道唯だ民選議院を立て天下の公議を張るにある而已と、其方法等の議の如きは臣等必らず之を茲に言はず蓋し十數張紙の能く之を盡す所にあらずれば也、但し臣等竊に聞く、今日有司持重の説に藉り事多く因循を務め、世の改革を言ふ者を目して輕々進歩とし而して之を拒むに尙早きの二字を以てすと、臣等請ふ之を辯せん。

夫れ輕々進歩と云ふもの固より臣等の解せざる所なり、若し果して倉卒に出るものを以て輕々進歩とするか、民選議院なるものは以て事を鄭重にする所のものなり、各省不知にして而して變更の際、事本末緩急の序を失し彼我此の施設相視ざる者を以て輕々進歩とするか是國に定律なく有司任意放行すればなり、此の二者あらば則ち適さに其の民選議院を立てずんばある可からざるの所以を證するを見るのみ、夫れ進歩なるものは天下の至美なり、事々物々進歩せずんばあるべからず則ち有司必ず進歩の二字を罪する能はず、其の罪する所必らず輕々の二字に止まらん、輕々の二字民選議院と會て相關涉せざる也

尙早の二字の、民選議院を立てるに於る臣等當に之を解せざる而已ならず臣等の見正に之と相反す、如何となれば今日民選議院を立てるも尙恐らくは歲月の久しきを待ち、而して後始めて其の十分完備を期するに至らん、故に臣等一日も唯だ其の立つことの晩からんことを恐る、故に曰く臣等唯其の反對を見るのみと。

有司の説又云ふ、歐米各國今日の議院なるものは一朝一夕に設立せし議院にあらず、其の進歩の漸く次で之を致させしもの豈獨り議院のみならんや、凡そ學問技術機械皆然り、然るに彼數



百年の久しきを積で之を致せし者は、蓋し前に成規なく皆自ら之を経験發明せしなればなり、今我が其成規を擇んで之を取らば何ぞ企て及ぶ可らざらんや、若し自から蒸氣の理を發明するを待て然る後我れ始めて蒸氣機關を用ふるを得べく、電氣の理を發明するを俟て然る後我れ始めて電信の線を架するを得べきとするか、政府は應に手を下すの事なかるべし、臣等既に已に今日我國民選議院を立てずんばある可からざる所以及び今日我國民人民進歩の度能く斯の議院を立つるに堪ゆることを辯論する者は、則ち有司の之を拒む者をして口に藉す所なからしめんとにあらす、斯の議院を立つるは天下の公論を伸張し人民の通義權理を立て天下の元氣を鼓舞し以て上下親近し君臣相愛し我帝國を維持振起し幸福安全を保護せんことを欲してなり、請ふ幸に之を擇び給はんことを。

以上は古澤滋の起草に係り副島種臣が之を潤飾したものであると云ふ。

此建言左院に奉呈せらるゝと同時に日新眞事誌に掲げられた。

時恰も朝野の人々は前參議連の一舉手一投足に多大の注目拂ひつゝあつた折であるから、忽ち天下に喧傳され甲論乙駁歸着する處を知らぬ有様であつた。

### 第八 江藤新平の舉兵と立憲運動の蹉跌

然るに愛國公黨組織に先立つ數日(一月十四日)の夜在朝有司、就中右大臣岩倉具視の專横を憤り、土佐の人武市熊吉、武市喜久馬、山崎則雄、島崎直方、下村義明、岩田正彦、中山泰道、中西茂樹、澤田悅彌太等九人が、赤坂喰違見附にて、具視の退朝を要撃したるあり、又更に征韓論の一頭目江藤新平が郷里佐賀に兵を擧げたるあり、政府は益々積極派を仇敵視し、民選議院建白の如きは顧みようともしなかつた。

然れども民選議院設立こそ尙早を唱へたが憲法制定の急なるを力説する者政府部内に於てすら之れあり——木戸の如き——板垣の民選議院設立の説は燎原の勢ひを以て全國に瀰漫し漸次輕視すべからざる情態に赴いた。

江藤が佐賀に於て義憤の兵を擧ぐるに就て一つの挿話がある。

一月十二日の夜、即ち愛國公黨の本誓署名式のあつた夜、江藤等副島の邸に會した、會散するの後江藤は板垣を顧み郷里佐賀に於ける事態の容易ならざる旨を告げ、鎮撫の爲副島と共に西下



すべき旨を述べた。  
 板垣は聴いて之を危み、切に之を止め「若し二人が西下したならば鎮撫はならずして却て油を火に注ぐ様なものであるから人を選んで使者となすべし」と奨めた。江藤は聴かず、副島を残し一人で出立した。

果せる苟板垣の先見は誤らなかつた、江藤は其争亂の渦中に捲き込まれたのみならず終には其の統領となるに至つた。

一體江藤新平と云ふ男は雲の如き維新の人材中に於ても稀に見る俊銳の士であつて、其説く所精悍銳利廟堂にあつても彼と組打ちする程の者は一人もなかつたと云ふ。征韓論破れ同志と共に野に下つた後も自ら期する所深く、民選議院設立に賛成してあはよくば政權を其掌中に收めんとした。

當時全國には舊藩の士族職を失ひ祿に曝れて漸く封建の昔を追慕するの風あり、現政府を悦ばずして窃に亂を思ふの狀顯著なるものがあつた。

江藤は此間の機微を透察し、以爲らく我にして事を起さば天下之に呼應する者多かるべく、幕

臣、會津、桑名の藩士も亦坐視すまじと則ち七年二月一日自ら征韓黨を、前秋田縣令島義勇は愛國黨を率ゐて、朝倉尙武、香月敬五郎、山中一郎、副島義高、山田平藏等と共に兵を佐賀に起した。

先づ小野商會を襲ひて金品を掠奪し進んで佐賀城を屠つた。

急報一度東京に傳はるや上下愕然、大久保利通自ら進んで鎮壓の任に當り權大判事河野敏謙、大檢事岸良兼等を従へて九州に向ひ、又陸軍少將野津鎮雄をして兵を率る熊本に赴かしめた。

然るに天下の形勢は新平の豫期せる如くならず、新平逃れて薩摩に奔つたが薩人は之を救はず轉じて土佐に入る亦顧みられず、四月遂に捕へられて梟首の刑に處せられた。

新平の死は民選議院論者の大損失であつた、何となれば彼の如き偉大なる指導者を喪つたに止まらず、岩倉右大臣要撃事件の爲に政府の民選議院論者を忌むこと一層甚だしきを加へ、世人亦民權黨を誤解するもの多きに至り、加ふるに四月に至りて臺灣遠征の事件あり、竟に清國と葛藤を生じ内憂外患重ねて至るの情態で愛國公黨も自然消滅となり立憲運動に一大蹉跌を來した。



佐賀の亂後板垣は形勢益々非なるを睹、七年三月上旬古澤滋と共に斷然東京を去つて郷里土佐に歸り、片岡健吉、林有造、谷重喜、岡本健三郎、西野友保等と共に所期の目的を貫徹せんが爲めに、政治的團體を組織し名づけて立志社と稱した。趣意書に曰く、

世運の上進する人民の奮勵する、相須たずんばある可からず、是の二ツの者は必ず相須つて而して後成るものなり、今我國二千五百有餘年來の大變革に遭際し舊俗日に壞れ新政未だ備らず、實に先輩奮勵勤勉以て天下の元氣を維持振興し、相共に我天皇陛下の尊榮を増益し我日本帝國の福祉を昌盛にするを務むるの秋なり、故に我輩斯の立志社を建て以て諸君と茲に従事せんと欲す、獨きに我輩同志の士敢て自ら率先し政府に建言し天下の民會を立んを乞ふ、即ち亦此の志なり、夫れ高知縣は我輩貴屬の地にして我輩の諸君に於けるは情誼亦特に篤し、則ち諸君と共に勉勵以て此志を達せんと欲す、豈亦已むを得ん哉、故に委さに我輩の同社の志を掲て以て諸君に告ぐる者如左。

夫れ我輩齊しく我日本帝國の人民たり、則ち三千有餘萬人民盡く同等にして貴賤尊卑の別なく、當に其一定の權利を享受し以て生命を保ち自主を保ち職業を勉め福祉を長じ不羈獨立の人民たる可き事昭々乎として明白なり、是權利なる者は威權以て之を奪ふを得ず富貴以て之を壓するを得ず、蓋し天の以て均しく人民に賦與する所のものにして而して斯の權利を保有せんと欲する者亦人民の宜しく勤勉す可き所の者なり。

人民誠には是の權利を保有せんと欲す、先づ自ら治めずんばあるべからず蓋し人民其政府に依頼すること過甚なれば、則ち其自立の氣風を傷ふ、人民其自立の氣風を傷へば則ち天下の元氣隨て萎靡す、歐米人民獨り宇内に雄視し、而して支那印度等の人民能く彼と比較し得ざる者職として是れ之に由る、是故に我輩誠に勤勉し、以て我帝國の昌盛を致さんとす、則ち宜しく自ら治むるよりして始め、以て自ら立つることを務む可し。

夫れ天下の元氣存すれば、則ち其國強盛、而して其人民の福祉茲に長ず、然るに天下の元氣と云ふ者は乃ち人民各個の元氣相聚るの大なる者なる而已、故に其人民氣風の強弱盛衰乃ち天下の元氣を消長す、然ば則ち我輩一人一個の天下に於ける各其責任を負ふ者なり、敵人謂へることあり、國は人民反射の光なりと、故に一人の氣風苟も衰ふ則ち天下人民の元氣を失ふ天下千萬人の元氣を失ひ而して日に益々甚しければ國安んを能く獨り其昌盛富強を致さん哉、



今我國大變革に遭際し世動もすれば智獲詐僞に趨つて恥無き者あり、是我帝國の竊賊なり我輩誠に發奮し天下の元氣を振はんと欲す、則宜しく先づ自ら修め自ら治むるよりして始め而して人民の理を保存し以て、自由獨立の人民となり歐米各國自由の人民と匹交し得るを務めずんばある可らず。

且夫れ政府なるものは畢竟人民の權理を保全せんが爲めに設立せらるるものにして純ら人民の爲めなり、故に歐語に政府の官員を指て公共の僕と云ふ、然らば則人民は國の本なり、今我輩其の一分に居る、豈亦自ら敬し自ら尊ばざる可ん哉、人惟自ら敬尊せず、故に卑屈狡猾猥褻にして無恥に至る、人苟くも恥無きときは則ち其能く萬物の靈たるもの幾ばくか有る。於是信義日に失し廉恥日に衰ふ、夫れ信義廉恥なるものは元氣の養ひなり元氣一旦其養を失す、天下の萎靡怠惰乃ち斯に従ふ矣、今や我國動もすれば倉皇狼狽而して猥褻恥無きに至る者あり、是我輩の大に憂ふる所にして而して諸君亦必ず之を慨せん。請ふ諸君と共に此元氣を振起するを以て敢て自ら任じ相共に我日本帝國の隆盛を致すを謀らん也。

夫れ我輩誠に人民の權理を伸べんと欲す、則ち民會必ず立すんばある可からず、況んや

惟斯制度獨り能く我天皇陛下の尊榮を益し我帝國の福祉を長するに堪ふるをや、然りと雖も上巳に之を言ひし如く、人民なるものは國の本なり、苟くも人民の品行汚下ならば則民會と雖も其効必らず十分なる能はず、故に到底人民の自修自治、而して以て自ら立つ者天下福祉の本なり、加之るに人民已に至貴至重の權理を受け以て天下に獨立し得可きの理を有す、則其自ら修め自ら治め以て其政府に依頼すること過甚ならざる者亦其責任なり、故に其自ら修め自ら治むる者則ち我輩人民たる者の務なり、夫れ其自ら修め自ら治むるとは、之を内にして自ら敬尊し信義を重んじ廉恥を崇び揚々として自由人民の氣風を張り、之を外にして結社合力職業を勤勉し險を避けず難きを畏れず、耐忍して挫けず、敢爲して必ず遂げ同社の士患難相恤み利益相共にし一個の私利を營せず、而して一般の公益を謀り以て開化文明の實を擧ぐる等の謂なり、然るに今我輩是等の事を立んと欲す、一人一個の能く做し得べきにあらず必ずや同志の士結社合力始めて能く斯の志を達するを得可し、即ち歐米人民の能く結合して其強盛を致す所以なり、夫れ舊俗未だ必ず惡しからず、惟能く之を修飾改正して以て時勢に適するに在るのみ、俗語組合なる者あり、此即ち良制に因るべき者なり、請ふ諸君と共に此組合の制を完備擴



張し相共に統合し、以て自修自治の志を達し遂に上つて天下の民會を設立し國家定律の基本を立ん也、是の故に我輩の志は則人民の權理を伸張し生命を保ち職業を勤め福祉を長ずるに在り、而して我輩の事は則自ら修め自ら治め自ら助け自ら立ち而して天下の元氣を振起するよりして始む可し、誠に諸君此志を同うす請ふ相共に結社合力し以て斯志を達せざらんや、若し夫れ結社上の條目規則及び着手の次第に至ては我輩自ら所見ありと雖も今之を茲に言はず、其或は私見を張るに陥り會合集議の意に戻らんことを恐るればなり、故に將に一々諸君と相共に之を議定せんとす。

以上に依りて曩に東京に旗上げせられた愛國公黨なるものと同身異名の政社であることが極めて明瞭である、尋で社長には片岡健吉副社長には福岡精馬を推し（福岡の死後谷重喜が之に代つた）又別に學舎を興し商局及法律研究所を設置し、林有造、中村貫一商局の主幹となり、島本仲道法律研究所長として或は洋書を通じて泰西の法制を研究し、或は佛蘭西大革命の歌を譯して市街に流布する等所謂自由民權論の唱導に全力を擧げた。

此時に當り小室信夫、井上高格等も亦阿波自助社を設けて之に呼應し各地の有志亦來り遊ぶ者

多く土佐は宛然民論の中心地と化した。

### 第十 征臺の役

之より幾何ならずして臺灣征討の議生ず、參議木戸孝允は之を不可として參議大久保利通と相争ひ其奏議に署名を拒み、書を三條太政大臣に上つて決然故山に歸臥した、形勢頗る急、再び征韓の二の舞を爲すかと危まれた、加之英米の中立を宣言したるありて政府は頗る狼狽し其極廟議を翻して之を中止せんとした。

然るに臺灣征討總督西郷從道顧みず、王師を率ゐて進發してしまつた。今日から見ると頗る變ではあるが當時の政府は之を如何ともすることが出來ず、事の成行に委するの外はなかつた。當時こんな落首があつた。

夕暮に眺め見渡す瓊の浦  
君の仰せを餘所にして



あれ民がなく民の聲  
都に名將はないかいな

西郷は兇蕃膺懲の目的を達し七年十二月帝都に凱旋した。然れども臺灣は清國の領地と云ふので日清の間に葛藤を生じ危機一髪に瀕したが、参議大久保利通全權大使として北京に赴き平和の裡に談判の局を結んだので其勢威同列を凌ぎ、爾來專制の弊は益々甚だしきを加へた。

「征臺の役」は直接政黨史に關係なきが如きも大久保の勢力を扶殖したる原因となりたるを以て茲に之を叙す。

### 第十一 愛國社の出現

翌八年一月愛國公黨は立志社と相呼應して檄を全國に飛ばし同志を大阪に召集した。此の檄に應ずる者加賀の島田一良、陸義猶、筑前の越智彦四郎、建部小四郎、豊前の増田宗太郎、梅谷安良、薩摩の鮫島相政、肥後の宮崎八郎、因幡の今井鐵太郎等四十餘名にして、阿波よりは岡本健三郎、土佐よりは片岡健吉、西山志澄其他板垣退助、福岡孝悌等立志社員を率る來り會し大に同志の間

を斡旋した。會議の結果茲に一大政社を創立し稱して愛國社と云ふ。  
當時發表せられたる會議書なるものを一覽するに、

### 愛國社會議書

我輩此社を結ぶの主意は愛國の至情自ら止む能はざるを以てなり、夫れ國を愛するものは須らく先づ其身を愛すべし、人々各其身を愛するの通義を推せば互に相交際親愛せざるべからず、其相交際親愛するには必ず先づ同志相集合し會議を開かざるを得ず。今此會議を開き互に相研究協議し以て各其自主の權利を伸張し人間本分の義務を盡し、小にしては一身一家を保全し大にしては天下國家を維持するの道より、終に以て天皇陛下の尊榮福祉を増し、我帝國をして歐米諸國と對峙屹立せしめんと欲す、乃ち今此主意を達せんが爲めに約款を定立する者左の如し

第一條 此社を名けて愛國社と稱し東京に會場を設くべし。

第二條 愛國社は各縣各社より其社員兩三名を東京に出し、毎月數次期日を定めて相會し大政の由て出る所と天下の形勢時情とを察し、一般人民の利益を圖る等の事を協議討論し何に依らず



各社に報知する事を務むべし。

第三條 前條の外毎年二月八月の十日を以て東京に會同を爲し、細大の事務を議定す可し、何れ非常の大事件ある時は在京の社員より各社に報知し臨時會同を催す可し。

第四條 右の會同には各縣社長必ず出席す可し。其他は各社の適宜を以て社員二三名を出すべし。

各社長若し事故ありて出席し難きときは代理人を出すべし。

第五條 至急決議すべき事件或は建白すべき事件ありて二季の會同を竣つ能はず、又は臨時會同を催すの暇なきときは在京社員協議の上之處分し、速かに各社に報告すべし。

第六條 各縣結社の體裁規則、會議の方法施設等の如き其民心風土の宜しきに從つて之を處分し二季會同の節に互に照會す可し、但し各縣其社員の名簿を作り會同の節其増減を照すべし。

第七條 交際親睦を厚うするが爲め各縣社員互に相往來通信し及び各縣各社員決議の事件をも互に相報告す可し。

第八條 我輩已に至誠自ら信じて此社を結び、各其通義權利を保護伸張せんと欲す。故に宜し

く常に勉強忍耐して假令艱難憂戚の百挫千折するも敢て屈撓することなく、終始一致勉焉倦まざらんことを要す。於此連署調印各其他なきを表する所以なり。

是れ明治八年二月二十二日のことである。

斯くも盛大に發會した愛國社も板垣の入閣(大阪會議後)に依り、首腦に其人を缺き自然解散の運命に陥つた。

### 第十二 言論の黄金時代

此時代は實に言論の黄金時代で、新聞に對しては極めて寛大なる政策を採り新聞社への原稿の如きは特に郵便税を免除したる程で、國民は自由に其思想を發表するの機會多く、華族會館、明六社、有朋社、三田協議會、集成社、共存同業等の政治結社陸續として顯れ議論亦頗る剏切であつた。今當時の思潮によりて是等の分野を示さんに、民選議院設立論派と見るべきものには集成社、三田協議會あり、反對若くは尙早派と見るべきものには明六社、華族會館等があつた。

華族會館は其名の示す如く華族を以て組織せられ、其説く所は華族を以て上院とし、士族を



以て下院を設くべしといふにある。

明六社は西周、森有禮等を首腦者となし、神田孝平、辻新次、坂谷素、田中不二磨、大給恒、清水卯三郎、秋山恒太郎、古川正雄、立花光臣等朝野の學識を集め、集成社には大江卓、大井憲太郎、山口尚芳、高島嘉右衛門、西岡遼明、鹽田三郎の急進論者を網羅した。

三田協議會は明治五年の創立に係り、福澤諭吉一派を中心としたものであつて、小幡篤二郎、尾崎行雄、藤田茂吉、中上川彦次郎、加藤政之助、本山彦一、眞中直道、吉良亨、古渡資秀、甲斐織衛等あり政治學を研究し民權の擴張を論じた。

共存同衆は七年九月二十日萬里小路通房、松平信正、小野梓、赤松連城、廣瀬進一、岩崎小二郎、三好退藏等が江東中村樓に會合して創立したるもので、法律、教育、理財、衛生等人間共存の道を講究、勸奨するの目的の下に成つたものである。衆員日に多きを加へ、馬場辰猪、金子堅太郎、尾崎三良、島田三郎、鳩山和夫、増島六一郎、菊地大麓、肥塚龍、島地默雷其他官吏、政客、實業家、佛敎家、法律家、教育家等朝野の人材を擁し一時非常なる勢望を得たが、後に政府に對して議院律の制定を建言して世人の非議を蒙るに至つた。

之を要するに明治元年より十四年の頃に至る迄の政黨なるものは、假令成文的若くは不文的の政綱を有したりとするも、其の目的は今日の所謂政黨が一定の主義政綱を公表して國民を指導し、國民の利害を目標として立つものとは、尙多少趣を異にしてゐる。若し極言を許すならば當時の政黨なるもの、目的は主として政府部内の權力争ひに由因し、其の運動區域も其の狹隘にして或は個人關係に止まり宏くも藩と藩との關係を出でず、其國民的意義を有するものは殆んど皆無と云ふも不可ではない。従つて其の手段の公明正大を缺くものもあるも亦自然の勢である。此意味からして筆者は緒言に於て此時代には未だ政黨なるものなかりしと斷定したのであつた。

### 第十三 當時の操觚界

翻つて民論の指導者とも見るべき操觚界を一覽すれば評論新聞には小松原英太郎、關新吉、加藤九郎、杉田定一、栗原亮一、横瀬文彦、山脇魏、中島勝義、坪田繁、竹内正志等盛んに過激の説を掲げ世人の歡迎を受けた。

其他の急進論派と見るべきものには矢野文雄、藤田茂吉、箕浦勝人の郵便報知、沼間守一、島



田三郎の横濱毎日、成島柳北、末廣重恭、尾崎行雄の朝野新聞等で盛んに代議制度の止むべからざるを力説したものである。

これに對し曙新聞は民選議院設立の不可を唱へ、東京日々新聞には福地源一郎、笹波洋二等あり漸進主義をもつて政府を擁護し、急進派に對し大に論争を試みたのである。

かくのごとく一方には有司專制の弊を摘發して民選議院設立の急を説くあり、他方には漸進の説をもつて、これに應じ、侃々の議論朝野に洽く世間は殺伐危険の風に煽られ結果の甚だ憂懼すべきものがあつた、加ふるに恰も西郷は表面高踏勇退殆んど時勢に超然たるの態度を持したが、その門下には桐野利秋、篠原國幹、村田新八等の諸豪ありて私學校に於て薩南健兒の養成に他念なく宛然嶋を負へる虎の如きものがあり、板垣亦高知に立志社を起して民權自由の説を高唱し敢然として藩閥政府に挑戦の態度を示し、而して木戸孝允は臺灣の役以來、山口に歸臥して動かす山雨將に至らんとして風樓に滿つのがあつた、如何に三條、岩倉の徳を以てし大久保の敏腕を以てするも、若し此儘に打過ごす時には由々しき事態を惹起しなければならぬ。茲に於て此の危急を救はんとして起されたのが所謂大阪會議である。

第十四 大阪會議

大阪會議につきては拙著「政界側面史」に概説した所であるが其結果として八年三月木戸、板垣が入閣して參議となり新に政體取調委員なるものを設け、二十八日には上奏四月十四日には次の如き詔勅が煥發の運びに至つた。

朕即位初首トシテ群臣ヲ會シ五事ヲ以テ神明ニ誓ヒ國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ求ム、幸ニ祖宗ノ靈ト群臣ノ力トニ頼リ以テ今日ノ小康ヲ得タリ、願ニ中興日淺ク内治ノ事當ニ振作更張スベキモノ少シトセズ

朕今誓文ノ意ヲ擴充シ、茲ニ元老院ヲ設ケ以テ立法ノ源ヲ廣メ大審院ヲ置キ、以テ審判ノ權ヲ鞏クシ、又地方官ヲ召集シ以テ民情ヲ通ジ、公益ヲ圖リ漸次ニ國家立憲ノ政體ヲ立テ、汝衆庶ト俱ニ其慶ニ頼ラント欲ス、汝衆庶或ハ舊ニ泥ミ故ニ慣ルコト莫ク、又或ハ進ムニ輕ク、爲スニ急ナルコト莫ク其能ク朕ノ旨ヲ體シテ翼賛スル所アレ

此の詔勅の結果として左右院が廢され元老院大審院が新に設置された。



大阪會議は正に政府の危窮を救ひ得たもので政府側に取りては兎に角大成功であつた、同時に自由民権論者、急進論者に取りても其鋭鋒は多少鈍されたかの如き看はあつたが實は大いなる成功であつたことを疑はぬ。

然し乍ら西郷未だ動かす、副島亦出でず、僅かに後藤象二郎が元老院議員に任じ副議長に公選された位で、政府に對する不平黨の蟻居は政府に取りては尙大いなる脅威を爲した。

### 第十五 地方官會議

越えて六月二十日、政府は地方官會議を東京淺草本願寺に開き、木戸を議長として道路、堤防、橋梁、地方警察、地方民會、救貧方法、小學校問題等を議案に供した、就中最も注目されたのは何と云つても民會に關する議案で、是が爲め島根、酒田、岡山、岐阜、千葉、熊谷、高知、廣島、足柄、筑摩、栃木等十三縣より傍聴の爲め上京する者あり、既に廿日の會期も切迫するに拘はらず問題の民會に關する議案は一向に進色を見せない、此等は銀座の幸福安全社に會して會期延長の建議書を議長に提出した、然るに議長は受理を拒否したので建白書は轉じて元老院に提

出せられ、辛うじて三日間の延期となり公選民會の論争に花が咲いたが少数否決の運命に遭遇した。

此會議では各府縣に對して一二人の傍聴を許すと同時に新聞記者も入場せしめたので、議事は日々の新聞に掲載され其の得失を論評して世論の嚮々たるものあり、言語も自ら過激に互るの風あるに顧みて政府は七月二十八日曩の共存同衆の建言に基き、法制官井上毅、尾崎三良に起草せしめたる新聞條例及讒謗律を制定して之を鎮壓せんと試みた、此の條例律令の制定は從來に於ける言論自由時代の反動とも見るべきもので、爲めに一時獄に下るもの數十人を算した。其主なる者には末廣重泰、成島柳北、箕浦勝人、岡敬孝、横瀬文彦、加藤九郎、杉田定一、植木枝盛、小松原英太郎等の顔觸れがあつた。

斯くて地方長官會議は老實木戸の手腕を以て比較的圓滑に進行したが、豫期の成績を收むるなくして閉會した。

### 第十六 板垣と島津



加之民選議院設立運動の巨頭板垣の閣内にあるや、元老院に獨立の立法權を與へざるべからずと痛論して政府の姑息を責め、參議にして各省の卿を兼ねるは權力の偏重を來す所以なりと非議して自然漸進派と意見合はず、政府は再び分裂に瀕した。で政府は島津義久を左大臣に任じ以て急進論者の銳鋒を制せんとした。

然るに義久は却て板垣の各省分離論に賛成したが、偶々八年八月二十日彼の朝鮮江華事件なるものが突發するに及んで、三條等は之に藉口して板垣等の説を退けた。

で十月十二日板垣は狀を闕下に具奏し、次で十九日島津左府も三條太政大臣の無定見を責めて之を補佐の重任より免ぜられんことを密奏した。曰く、

左大臣從二位島津久光恐惶謹で上言す、夫政治の要たる廟議一和して萬民を保安するにあり、然るに太政大臣三條實美百官統轄の術に乏しく、事務を行ふ忽率遲緩に流れ、黜陟の典、情實纏綿、愛憎に於て、不信を海内に示し苛令重斂人心疑懼怨懟を抱き、既に瓦解の形を生ず且參議の輩は各省の長官を兼任し皆自ら恣にして無用の冗費を厭はず不急の土木を起し、國家の衰頹を顧みず、人民保護の實なく、外交も亦其宜しきを失ひ、金貨濫出、遂に輕侮の勢

を致し、皇國既に不測の禍に陥らんとす、故に大に英斷の政を行ひ、億兆の耳目を一新せずんば皇運を挽回する能はざるは有識の士の知る所なり、然るを實美一毫も顧念せず、因循姑息非を遂る事益々確く、彌外國の鼻息を仰んとするが如し長大息の極と云ふべし、今般板垣退助の建言其當を得たりとす、然るを實美言を左右に託し、遷延已に數月の久しきを經て遂に朝鮮の事起るを幸とし、陛下の聰明を眩惑し奉り、之を拒むに至る。夫朝鮮の事たるや、廟議一和せざれば舉措必當を失ふべし、今や政府責任の大臣無く、只參議に依頼し、參議は黨派相結び、紛々錯雜何を以てか外征に違あらんや、早く其兼任を罷め其人員を減じ、廟議一致、政體燦然たらしめ、而して後外征の事を議すべき也、夫實美已れの責任を忘れ何を以てか萬機を掌ることを得んや、獨り實美而已ならず、各省院使寮府縣の長官等も皆責任なし、故を以て若事故あれば罪の歸する所なく皆非を天皇陛下に歸し奉る。不臣の至なりと謂ふべし

夫如此なれば蒼生何を以て安堵し、國基何を以て鞏固ならんや、實に慨嘆の極なり、伏て惟れば天下は天祖の天下にして、陛下は天祖に代らせ給ひて萬民を統御し給ふの御大任なれば、速に其根元の宿弊を一洗し上は天祖の神慮を安せられ、下は億兆を撫育し給ひ、寶祚を不朽



に傳へ給ふこそ御孝道の第一と申し奉るべけれ、臣去年以來重職を辱し、胆勉從事、洪恩の萬一を報じ奉らんと欲し、實美等と議することありと雖、曖昧糲糊、未だ事を行はるゝに非ず嗚呼太政大臣をして如此ならしむる、國家衰運の然らしむる所と雖も亦臣が不肖にして是を調和する能はざるの致す所ならん、雖然、陛下今日臣が言を用て實美を黜け給はずんば、皇國は終に西洋各國の奴隸たらんこと、鏡に懸けて見るが如し、實に危急存亡の秋なり、臣空く大臣の職を穢し傍觀坐視するに忍びず、因て先に一封の書を上り愚衷を陳述す、今に至るまで其の可否の勅諭を拜承せず、然るに再び忌諱を憚らず、讜怒を恐れず、國家の爲に鄙言を吐露す、陛下若し臣が言を疑ひ給ひ、速に愾慮を定め給はずんば、臣退て可否の勅諭を待ち奉らんのみ、臣恐悚の至りに堪へず、伏て斧鉞の罪を待つ臣久光誠恐誠惶頓首敬白。

斯くて板垣は十月廿七日島津左大臣と共に野に下つた。次で木戸も大久保と議合はず、九年三月に至り冠を掛けて内閣顧問の閑職に就いた。

板垣は曩に征韓論に破れて野に下り、今復大阪會議の盟約破れて退く、其茲に至る所以のものは政府部内に於ける急進漸進の二潮流に根ざしたもので、此兩者の關係にして融和せられざる以上

上到底免れ難い勢ひであつた。

第十七 地方の暴動

此頃より政府に對する誹議不平の聲漸く高きを加へた、此の誹議不平は政府を中心として之を兩極に分つことが出来る、而も此の兩極が期を同うして政府轉覆すべしの叫びを揚げたのは頗る妙である。曰く政府を目して極端なる歐化主義者となし、佩刀禁止、服裝改良、宗教の自由、外國との通商等に慊らざる極端保守主義者を其の一端とし、廢藩に依つて祿を失ひ私に封建の昔を追慕する不平士族が之れである、他の一派は大久保を中心とする現政府の漸進主義、文治主義を以て時宜に適應せざるものなりとする急進論者である。前者は熊本神風連を其代表とし、後者は土佐の一派が牛耳を執る、而して武斷派の薩摩派が後者と提携したのは奇と云ふべきである、此兩極の間に介在し而も新政府の租稅苛重を呪うたのが農民である。

斯くて人心の鬱屈する所必ず爆發せざるなく、明治九年十月十四日の熊本神風連に依つて先づ火蓋は切つて放たれた。



續いて同月二十七日には秋月藩士並に萩の前原一誠の旗上となり東京思案橋事件となり、伊勢、茨城、三重、石川の農民の一揆となつた。前者は政府の兵力に依り、後者は地租率の低下に依りて表面鎮壓された。

然し乍ら滿天下に漲る不平不満はさう容易くは除き得ない、明治十年の春に及んで薩南の風雲暗澹たるものあり、偶々川路大警視の輩下中原警部等十三人及び縣人野村綱、柏田盛文の相率るて鹿兒島に歸るや是を以て西郷暗殺の陰謀なりとなし、忽ち政府訊問の兵が起された。

天下騒然、或は西郷を援くべしと爲すもあり、或は政府に與すべしとなすものあり、前者は急進論の一派に多く、後者は維新以來薩藩に對して銜む所ある諸藩、就中會津仙臺を其最たるものとす。

立志社の領袖林有造は大江卓と謀り密に高知へ歸りて同志を嘯集し、西郷を援げんとして大江は京神に在りて策する所あり、偶々病魔の見舞ふ所となる、即ち密に使を高知に派し囑するに大阪城攻落の事を以てした、曰く大阪の城兵僅々二中隊に過ぎず、好機失ふべからずと、林等は兵器人員の調達意の如くならざるが爲め躊躇の色があつた。偶々時の元老院幹事陸奥宗光の官命

を帶び京師に来るあり、彼は大江等と親交あり、身官に在るに拘はらず夙に政府改革の意を有す、仍ち此の謀計を聽きて大いに共鳴し兵器の調達を約束するに至つた。

### 第十八 板垣の建白

然るに立志社の總帥板垣は東京に在り、此の舉を聽きて喜ばず、彼は政府が内亂に苦しみつゝあるに乗じ一氣に改革の目的を達するの好期なりとし、片岡健吉をして建白書を携へ西京の行在所に伺候せしめた、大江等一味之に反對したが及ばず。

十月十日片岡は太政大臣三條實美に面謁して建白の趣旨を述べんことを乞うた。

越えて十二日政府は片岡を呼出して建言の趣旨が實に民選議院設立にあるを指摘し、且つ此の問題に關しては上陛下におかせられても深き窺慮ある旨を申渡し、且該建白書中不遜の文字ありとの理由を以て却下してしまつた。片岡は「乙夜の覽に供せずして却下するとは餘りに不當なり」と争うたが政府は斷乎として肯じなかつた。

それもその筈此書は徹頭徹尾政府彈劾、大臣問責の建白書で痛快極まるものである。政府は之



を以て政府に對する謀逆の豫告なりと解し立志社に含む所があつた。これ後に林、大江、片岡を薩軍に與したりとの嫌疑を以て捕縛するに至つた主因である。

此建白書は頗る浩瀚なるものであるが、當時の政情を審らかにする價值あるものであるから左に全文を掲載する。

### 建 白 書

天威を憚らず上書具陳する所あらんとす謹んで以れば、陛下臨御以來數歲ならずして區宇を統一し封建の制を廢し、郡縣の治を定め、法律を宣べ、警保を設け、海陸の軍備を嚴にし學校の教育を起し野使市信鐵道の如き施設の才、更張の跡之れを萬國の史乘に徵するも比論すべきもの鮮し、宜しく民日を以て文明の域に進み、國月を以て富強の境に達し歐米諸國と比隆するも難からざるべし、而して其効此に至らず、内は則ち土民の騷亂、外は則ち外國の侵侮、憂懼すべきもの一にして足らず、政府人民と共に困弊し天下一日も寧息することなし、此れ其故何ぞや、健吉等謂らく、陛下任ずる所の大專制を尙びて公議を容れざるに由るなり、敢て上古に

援き遠く萬國に求めて之を徵せず 陛下臨御以來十年の間、既に施す所の條を趁ひ現に存する所の者を照し其の利害得失を較せん、夫れ徳川氏の政を失ふや、抑壓を尙び公議を斥し、暴横に至らざる所なし、是に於て有志の徒正義の士、奮然競起す、彼の有志は之を讐敵視し、之を愚人視す、拒ぐに苛法を以てし、處するに酸鼻の慘刑を以てす、苟日偷安自ら謂らく其計を得たりと、而して抑壓の特むべからず、公議の威すべからざるを知らず、一朝威柄の去るに際し頓頓狼狽既に及ぶことなし、嚮の讐敵視し、愚人視する者忽ち豹變して皆國家の元勳なり、此れ專制抑壓の反照となすも不可なるべし。

陛下臨御の初め、藩國の強威尙大に、制度の專、紀綱の濫なきにあらす、況んや維新の際其の鴻鈞を翼するもの聲勢相持す。

而して陛下恭儉の意寛和の政以て之が成を修め、首として神祇に誓ひ人民に約するに至大至公の道を以てす、屢藩國を會して國是を議し、頻りに言路を用ゐて輿論を徵す、諸侯數百の封土版籍を奉還し欽んで藩知事の職に就くや仍其政治を適宜に任じ一に抑制を與へず、而して各藩有志は之が寛和に際し平均を得ざるの弊を鳴らし遂に府藩縣三治の體裁を備へ以て之が平均



を得んことを要す、如斯にして之に應じ求めずして致る、甘じて藩知事の職を解き以て全國一般の縣治を大成す、之れ他なし、公議のある所、水の卑きに就くが如く沛然として防ぐべからず文化の美果斯に始めて結ばんとす、此の時に當りてや、天下輿論のある所、廢藩置縣を是とせざる者なく、士民同權を非とする者なし、此に於て誓約の宗旨を擴充し弘く會議を興し、天地の公道に基き、徐に國是を論ぜしめ、政府と人民と相待つて國を維持するの源に遡り、實に廢藩置縣と謂ひ、士民同權と謂はず、乃ち立憲政體の基礎を確立する實に此機にあり、惜哉大臣等の識見此に及ばず、彼の文化の美果を結ばしめんとする時に中り、却つて之を用ひるの濫なるより專制抑壓の風を胚胎し事の大小功の難易を問はず、唯斷之を用ひ復公議の在る所を顧みず、夫れ專制抑壓は徳川氏の政を失する所以にして其徳川氏を詰るに上天子を蔑如し、下人民を抑壓するの罪を以てせしに非ずや、甚哉今の大臣之を用ひて顧みず、全國の法律を宣布する全國の血税を賦する全國の田租を改むる、境を越えて師を外國に勞し地を割て好みて強隣に固くする等の如き、皆二三大臣の斷に任ず、公議の途は壅塞して行はれず、誓約の宗旨は晦匿して、見れず、政府の深遠なる天象を窺ふが如く得て推測すべからず、況んや雲霧溟溟の間に在

るをや、倏ち雷を飛ばし忽ち雷を奔らす、人民は恐懼として、白日の復仰視す可からざるを慨嘆せざるなし、此時に於てか血税の詔旨を誤解して變動を作するものあり、田租の改正を疑惑して暴擧するものあり、征韓の議を主張して兵を起し、封建の舊習を追慕して亂を唱へ、或は名を君側の奸を除くに藉て以て衆を集むるものあり、若し明治十年間の歴史を後世に修むるものあらば、西征東伐殆んど虛日なく土崩瓦解天下一日の安なしと書するも亦誣言にあらざるなり。健吉等聞く國の政府ある所以のものは斯の國をして治且安ならしむる所以なり、治且安ならしむる所以のものは斯民の權利を暢達し以て幸福安全の域に處らしむるにありと、又聞く天の斯民を生ずるや手足之を具し頭目之備はる、精神之を管し自主自由の權利を有せしむると、夫れ然り、政府たるもの漫りに其力を持み其威を逞し以て抑壓を擅にするの理あらんや、人民たるもの亦能く之が束縛を受け之が箝制に服するものならんや、試みに亞細亞洲中の政府たるものを觀るに國を建つる久しきを経ざるに非らず、土地を占むる狭且少なりとせず、民産沃饒ならずとせず、其政府は專政を尙び抑壓を擅にし、其人民は卑屈の陋習に自棄して自主自由の權利を暢達するを知らず、政府人民と其途を異にし、其情を同うせず、權利は平均を失し知識は開



明ならず、自國政府の興廢を恬然として、痛痒相關せざるもの、如し、遂に良政府たる能はず良民たる能はずして野蠻の弊風を脱することを得ず、此豈寒心せざるべけんや。

陛下臨御以來數歲ならず、施設の徳更張の跡赫々見るべきが如しと雖も却つて内は則ち士族の騷亂、外は則ち外國の凌侮憂懼すべきもの一にして足らず、其著明昭々乎として掩ふ可からざるものを擧げて之を論ぜん。

其一に曰く、内閣其誓約の叡旨を擴充せず、公議を取らずして專制を行ふなり、夫れ明治元年三月十四日陛下親しく公卿諸侯を率る天神地祇を祭り誓約する所の五事あり、其の旨たるや廣く會議を起し萬機公論に決す、是其一なり上下心を一にして盛に經綸を行ふ是其二なり、官武一途庶民に至る迄各其志を遂げ人心をして倦まざらしむる、是其三なり、舊來の陋習を破り天地の公道に基く是其四なり、知識を世界に求め大に皇基を振起す是其五なり、明治八年四月十四日立法行政審判の三大權を鞏固にし立憲の政體を建てんとす、其聖詔の略に曰く、朕今誓文の意を擴充し茲に元老院を設け以て立法の源を廣め、大審院を置き以て審判の權を鞏固し、又地方官を召集し以て民情を通じ公益を圖り漸次國家立憲の政體を立て、汝衆庶と俱に其慶に頼らんとす、と。茲に斯聖詔を頒布するや五事の誓文と對照し天下の人民皆陛下至正至公の叡旨を感じ欣躍せざるなし、尙地方官を召集するや代議士の務に當らしむるの言あり、以爲く立法行政審判の三大權鼎立して立憲政體の基礎茲に定らんと、焉ぞ測らん、在廷の大臣は總て陛下叡旨のある所を奉ぜず固より廣く會議を興じ萬機公論に決するの意なきなり。

願詔未だ期口ならずして既に其事を忘るゝが如し、地方官の召集は僅に一次にして二次の規約は遂に東北の巡幸を名として之を停止す、況んや人々の會議も亦悉く下問の條旨を議すること能はず、民情何れに因て通じ公益何に因て圖らん、加之擅まゝに元老院の章程を改竄し當初授與の權限を削減し曩日の左院に異ならず、大審院は之を司法の下に附し各省の尾に班し毫も體面を保存せず、立法の源を扼し審判の權を抑し赫たる叡旨すら尙實踐すること能はず、況んや上下の心を一にし盛に經綸を行ふ事得て望むべけんや、嚮に副島種臣等の民選議院を起さむと請ふや人民の精神は概ね之に歸向し、天下公議のある所を問ふ、輿僮早諫も聲に應ぜんとす、而して大臣等世の之を論ずるを喜ばず、之を行はんとするを欲せず、衆庶をして其志を遂げしめ人心をして倦まざらしむる叡旨は焉んか所在や、猶奢詔して曰く議院尙早し、人民未



だ賤味に屬せりと、知らず賢明を以て自ら居るや。況んや今の大臣は徳川有司の強威抑壓の際に愚人視し讐敵視せられたるものをや。方今議院設立は時尚早しと謂ひ、全國の精神を涵養するの地を與へず卑屈の舊套を去らしめず之の公議を讐敵視する徳川有司と異らざるなり、人民賤味に屬せりと謂ひ政權に參與するの義を執らしめず、幸福安全の域に進むの途を塞ぎ奴隸之れ甘しとせしむ、之れ人民を愚人視する徳川有司と異ならざる也、舊來の陋習は何處に破れ天地の公道は何處に基かん耶、然り而して維新以來當路の大臣の薩長土肥四藩に外ならず、互に相庇蔭し相牽拊し以て身計を固くす、此に四藩の外特に知識なきに非ず雄才なきに非ず、國土の廣大なる、知識有材匿れて顯れざるも亦多し之を求めて汲々乎たるなく人を採る尙如此し、知識を世界に求め大に臬基を振起するの旨は其實擧らざるに近し、却つて人民公議を唱ふるを忌憚し、之を禦ぐに讒謗の律を設け新聞の條例を立て人の口を箝し人の耳目を蔽ひ、網羅を張て人を陥れ凡て言語を以て政務に涉らんとするもの、名望の以て國事に關せんとするものは猜防逮繫して已まず、囹圄の設けは天下公議を銷するの具たり、天下の衆庶一も陛下と俱に其の慶に頼らざるを以て憂と爲さざる者なし。

其二に曰く大政總理の序を失するなり、夫れ專政の二三大臣の手に出でて公議の以て行はれず公益の以て擧らざる所以のもの、其政治の體裁宜しきを得ざるは大政總理の序を失するなり、請ふ其の序を失するに至る由縁を述べん。

今彼の太政大臣より將て各省の長次官に及ぶ概ね兵馬騷擾の際に中より俄爾登庸せらるる者、多くは只其舊藩の望を負ふもの等前に謂ふ所の庇蔭牽拊の徒に乏しからず、故に其人たるや朝に大藏を宰し夕には内務を理し或は海陸軍に在り、卒然として法律に參し工務に出で文部に入る等百技弘く渡らざるなく百術盡く修めざるなきが如し、而して其職務を行ふや彌月に及ばずして其途に就く能はず其緒を執る能はず、吏胥時を見て怒を縦にし資縁して事を計る、遂に公議を私情に奪はれ廟謨を自計に蔽はれ施政の目的は其終始を一にせず、然り而して其終始を一にせざるもの遂に其一に歸せんとするを願應せざるに非ずと雖も、之を議し之を行ふの人勢力互に相等しく材略互に相類するよりして東せんとするも東せず西せんとするも西せず、衆說紛紜として一に歸せざるより太政大臣は僅に其間に處するに勞す、故に立法の權は長官の聲望に従つて其申請稟議の可容偏重偏輕の弊あり、審判の權は稍と其體を與ふと雖も一般衝突の事あ



るも各省相呼で集り議し、縣治專濫の事を行ふも憚る所有て曾て決する能はず、顯官私を營むも救護の説中に行はる、況んや内閣の大臣各省の専務を分轄するが故に其管理の省務決を内閣に執るものも自ら畫し自ら判するに決す、故に一省事を行ふにも一省之が妨を唱へ一省事を稟して一省其不可を陳す、既決既行の後尙之を刪補改定せざるを得ざるに至る、布告布達の類山よりも堆く、其間良政を施すと雖も人民相警して曰く、一句刪するなきを證するや一月改むるなきを證するや、稍刪改の遅きも能く之を熟語するに際し暫然廢止するなきを證するやと、一令降れば天下の人民狐疑百端の中に在り、然れども吏胥上の意を承け強て之を驅るに至る、此に於て衆怨益結し民心倍背ふ、苟も租税の調課法律の施行の如き急遽草慌ならざるはなく、之れ其内議未だ盡きずして、其事早く發行するの痕跡を露はすものにして、大政總理の序を失ふの弊復た如此、維新の始め天下の士を徵するや期するに四年を以て其職を交替せしむるの制なりしが、是も亦名あつて實なく却つて官を以て家となすが如きものあるに至れり。故に公益を擧ぐるは公議を探るに在り、公議を探るは全國を維持するの基體にして、假令大臣賢明なりと雖も政府の體面動もすれば專制を要するの勢を兆す可きに、況んや大臣其宜しきを

得ず、總理の序紊亂すれば天下一日も寧息を保つ可からざるなり、其三に曰く中央政府の集權に過ぐるなり、夫れ封建藩治の體たる尾大掉はざるの弊を目撃し、中央政府の其標準を定むるや他に敢敵する所の權は收攬して遺せず、剝脱して餘さるもの却つて其適度に過ぐるもの多し、會て其更張施設の基を推すに始めて政府專制の養成する源に干渉せざるなり。夫れ地方官を派遣し之が治權を任するや、其人民に應接するの途を啓し治權の預る所一切之が管掌に歸せしめ、相保持して以て幸福安全の域に進ましむべし、然らずして之が管掌の全領を與へず取次して其管掌を宏にするの略あるも、特に權稅の權を増し收斂の力を添するに似たり、而して道路橋梁官舎の營造等に至るまで、之が指揮を承し稟議を取るに至る文書の往復簿冊の繁冗紛々として修らず、縣官日日印を捺し紙を抹するの煩に耐へず、安牘頭を埋めて遂に四境の怨言を處知するに暇あらず細苛の稅は斂めて之を大藏に輸し、些末の件を擧て以て内務に承す、布令は朝暮に出で政制は毎月改まる、費額は之を限に節し事務は唯之を課す、縣令たるものは有限の財を擧げて無窮の務に應じ、地方政治の目的徒らに費額を減少するの一途に外なら



す、加之、費額日に蹙り事務日に多し、教育勸業の事等善ならざるに非らず美ならざるに非ず、而して強て薄弱の民産を嚴督して之を起して新造の利を推して民其利を均せざるの怨謗を招致す、況んや其縣を置き廳を設くるや、變遷常ならず割いて數部となし併せて二三個國に至る、而して中央政府は便宜之れ計り以て之が力を收むるに量らず、昨年地方官任期の令降るや、稍責實の政を任するが如しと雖も其極點は地方官競趨の弊を撓むるに過ぎず、故に中央政府の集權を平均せんとするは其權を分割して精細に其責に任するに在り而して大政標準の公正を示さんとせば人民自治の氣象を養成し以て公議を取り萬機を決するに在り、然るに公議取る所なく徒らに集權の度を量らず、四瀛の民は離散し僻隅の財は消耗し元氣涸れて身體衰ふるに至らば專制の弊實に至つて極らん。

其四に曰く徵兵令政體と合はずして軍制立たざるなり、夫れ徵兵の制を定め人民に血税を課するや專制の政治之が專制を被らせたる人民に對して敢て行ふべきものに非ず、之を行ふ必ず立憲の政體を要す可き也。

凡そ事は專制に行はれ易く、專制に定り易し、何ぞ殊に斯の事の專制政治に行且定まらずし

て却つて立憲政體の許に行且定る可きや、夫れ立憲政體の國たる政府と人民と相待つて國是を定め治安を保つ所以にして凡百の租税を出し幸福安全の域に處し、護國の責を分擔し輸すに一身の血を以てするに至る者實に人民自治の精神奮起休まざるの勢を漸養するに在る也、專制政治は乃ち然らず、君主は無上の特權を有し有司は無限の強威を持し人民は僅かに身を容るの地を有するに過ぎず、剩餘餘産は煩重の苛税に供し枯瘁餘喘の中に居て又輸すに一身の血を以てするを能くす可けんや、縱令鞭撻阿拉して之を行ふとも天は此強壓の手を以て其生命を掠め獲るの道を啓するを喜ばんや、故に無上の特權を有し無限の強威を指するの政府に於ては其國を維持するの責任一に之を自己に歸し、所謂君主私有の兵丁を以て之が爪牙に具へ而て舉置一切人民の干與する所に非らず、之れ徵兵令は則ち政體に合せされば兵制遂に立つを得ざる所以なり、方今我國の兵制に於けるや官武一途に基し士の常職を解きしに成り、從て血税の詔を定むるに定まり、市井の細民と雖も身を以て國に報するの途を知らしめ天下の壯丁を招集し之を軍團の籍に編む、其制良ならざるに非ず、善ならざるに非ず、但其時を得ざるに在り、其時を得ざると云ふは其制の政體と合せざるに在り。



夫れ徴兵の令行はるゝや、此年にして軍營の築造は雲に聳かし武官の服は之を日に輝かし兵器は其精を極め武具は其巧を盡せり。或は謂く外寇懼るゝに足らず内亂驚くに足らず、征討の事擧げて之を政府に聽かん。然り而して西陲一隅の亂あるや地を南肥に燈められ、勢を攻守の間に轉ぜられ、常備其數を竭し後備尙募り次で壯兵に及ぶ、壯兵の如きは未だ之を論するに暇あらずと雖も巡查を驅つて戰鬪の事を爲さしむるに至る名實相濫したるの甚しき也、斯に家を同うして住するの族あり、其家を宰するの人は貪婪にして其同じく住む所の族に對して其食を少なからしめ其衣を薄からしめ、遂に其所有の物を強占し怨言あるを聞かば鞭撻時に至る、其族枕を高くせざるに際し偶々火を隣に失す延て其家を焼く同じく住む所の族は相告げて曰く我衣は薄少なり、我所有の物は已に盡きたり、負擔あるなし一身の斯を去るも何ぞ妨げんと相率るて火を救はざるに至らん。天下の勢既に如此ものあり、之が由來する所を究めずして特に血税の良制を行ふ其政治と懸隔して符合せざるより良政も遂に其効を見ず、人民は却つて苛法と諸認するに至る、是れ專制政治を以て徴兵の令を行 且定む宜しからずして立憲の政體を以て始めて行 且定む宜しき所以なり、是に於て其人民卑屈の陋習は爰除し一同の政權を分擔せし

め、而して幸福安全の域に至り以て自由の精神を涵養せしめば全國の民皆兵ならざるなく一身の血誰か之を輸さざらんや、健吉等思ふに此制の基くや士の常職を解きし時に在り、士の常職を解きしは自由の精神を涵養せしめんとする時なり、今や其事を興さんとするは專制の政體を變更するに在り、變更して立憲政體とならば誰か幸福安全の域に入る事を喜ばざらん、誰か卑屈陋習を脱却する事を悟らざらんや、未だ立憲政體を起さずして徴兵の令其機を得ず、徒らに兵營を高崇の制となし日に之を新築し戎衣を美麗の制となし、年々之を改正し口は便宜に藉して其効を見る、況んや巡查をして之が効を佐けしむるをや、之れ將校の惰るに非ず、訓練の熟せるに非ず、一に精神を涵養せざるものあり、夫れ巡查の設けは非違を警し人民の安寧を保護するに過ぎず、然るに之を督するに兵務を以てして、之れに假するに將權を以てす、縱令其効却て兵に倍し、其用却つて兵よりも簡なりと雖 豈是名實相副ふものならんや、無上の權と、無限の強威とを以て、己れの爪牙を張るに類す、是れよりして之を見れば、今の政權に分擔して護國の責に任ぜざるの人民を驅て同じく己れの爪牙に當るは、強壓の手を以て其命を掠め得るの極點に止まる可し、故に軍制宜しきを得ざるは徴兵令其時を得ざる也、徴兵令の政體と合



せずして、軍制遂に立たざる所以ならずや。  
 其五に曰く、財政其道を失ふる也、夫れ財政の國に於ける、古今其患を同うす、立憲の政體を建てざるの國は、其秘府の事之を他に示さず、人民の窺ひ知るを忌憚するもの多し、陛下臨御以來軍旅土木の事其役の大なるもの寡からず、歳に冗費を省し、月に冗官を汰し以て其財政を處する緞且つ密ならずとせず、敗退紙筆の費も其表を擧げざるなし、而して大藏より各省府縣に至るまで、官の貯金は所謂掛屋なるものを置いて、之を出納せしめ、其始め資産の有無、其人の邪正を問はずして、一意之れ憑る、顧みて其薄産の非を顯はし、姦猾の證を得るや、忽然抵償の資を責め、現額の金を徴するも及ばず、夫の掛屋なるものを鬻ぎ屋を典するも、其十一を償ふ能はず、政府は痛く懲り處するに單一の法を以てするよりして、府なり、縣なり、悉く其旨を等しくし、其務を同うし、苟も掛屋の名稱あるものは、相次で破産せざるなく、影響する所、所在の商店に及び財資蕩盡其餘裕だも尙得ざるに至るなり。  
 夫府縣の租稅之を收納し即時以て大藏に輸送するや通貨は全く地を拂ふに至る、地方之れが爲めに衰頹し、物産之が爲めに萎靡す、政府は斯に見るあり物産の萎靡を興さんとして勸業の道

を開く、殖産製造の事諱せざるにあらず、有志其計を誤つて却て工務の權を擁し人民の利益は偏頗に歸し或は數千萬の金を以て某會社の資を成し、或は數萬の財を出し某會社の業を興さしむ、賑濟の途其人を限るが如し、各省の定額も其長官權力の輕重に従つて増減あり、而して事務の増減亦之に従ふ故に、定額に依て事務あるが如く事務を佐くるの定額たるを見ず、抑々天下人民は己れの身命に關するの稅なり己れの膏血を輸すの租なり、而して其租や納るゝに嚴酷の方あり出すに節制の跡なし、於是一歳の豫算は其表を見るも決算は其表に見ず、豫備の金各省の額贏餘の實を疑ふものあり、偶々田舎より都下に出るもの、彼の土木の高崇官制の綺麗を觀て各地の衰殘と相均しからざるに惑ひ、通貨の一處に濫集し流通の途を失するの憂は天下人民の神髓に徹す、之れ偏に秘府の事窺ひ得難く、豫算の表を登視し決算、實を知らず、出納の權一に其主宰の獨斷に歸するが故なり、頻年土木軍役興つて休まざるの巨費及内外の國債、陛下誰と共に謀つて之を處せんとするや、天下の人民徒らに膏血を輸して以て幸福安全の域に處する能はざるは豈財政其道を失すると説かざらんや。  
 其六に曰く稅法煩苛に屬し人民之に耐へざるなり、夫れ國の政府たるや其人民を保全するの代



務に於て更に之が凡百の租税を徵課し其保全の費に充て、幸福安全の域に處らしむるの責に任ず、而して人民も亦之が義務を竭す事を厭はず、之れ立憲政治の其宜しきを得て煩重苛細の弊は地を掃き去る所以なり、其專制政治の政府たるは然らず人民を奴僕となし或は緩に或は急に收納の方法は改置常ならず、翔して含哺の恩あり鞠養の恵ありと謂ふ、之れ其人民は己れ皮膚を剥脱され精神を消耗し骨立して之を給するを知らず、抑々地租改正の詔たる、厚薄の弊なく民に勞逸の偏なからしむるの所以のもの、今や封建の餘習管治の方一ならず、一郡にして制を異にし、一村にして方を異にす、固より甲に厚く乙に薄く、山林田野の事に至つて濫雜煩蕪の弊あらざるなし、人民も亦是が偏輕偏重を厭ふや詔旨のある處と異ならず、故に喜で之を奉ぜざるなし、比年檢田查租の功を責るや、政府之を急遽に待つよりして其事を督する吏胥は概ね纖細に迫り、人民は足を裏し糧を齎らして田野に奔走し耕耨時を違ひ庸工紙筆の積費に堪へず、擾々乎として之人心の歸着する所に迷ふ、況んや地價未だ定まらずして税を課する分厘を嚴にす、是陛下の聖詔を當時に領する旨と逕庭を實地に見る所以ならずや、而して政府更張の跡に意を注がざるなしと雖も前に數と説く所の如く、政體其宜しきを得ず專制の剛致たるよりして良法も

遂に無限の峻法たるに陥れり、明治十年一月四日の聖詔に至つては天下の人民之に感ふものあり、夫歳租のものたるや人民の幸福を保全する本なり、其膏血を輸するもの固より甘心する處なり、而して政府之が甘心を得べきの源を推さず地價未だ定まらずして猥りに減租を行ふ事を得んや、其詔たる千載の下之が恩澤の治きを説き國史の美を耀すを見るも、人民は徒らに恩澤の治き其實に切ならず、美は虛美となり、言は虚言たらんことに感ふ。

夫れ減する擅なれば倍する事も亦擅なるべし、減せらるゝの欣躍は倍さるゝの愁苦と途を同し、時を異にするあらんに惑ふなり、故に人民の此の恩詔を以て實に切ならず、改租の事却て偏輕偏重の弊之れより甚しきを懼るゝや嘯集して怨を訴へ苦を訟ふ、幣旗竹槍紛々として起るに至つては凡百の租税は獨り厚薄の弊勞逸の偏を救ふ能はざるのみならず、遂に之が保全の本を失つて幸福安全の域に片時も處らしむる能はず、煩重苛細の事は之れ民の耐忍する能はざる所以なり。

其七に曰く士民平均の制を失するなり、夫れ我國の士族たるや戰國の餘習により藩治の統轄に出で其國其君の情、自尙自重の義堅く守らざるなり、故に其人々の氣象たるや廉耻之れ重しと



し簡攝之れ固しとなす。其藩主に對する忠讜之れ進じ其藩政に於ける獻替之れ任す、暫くも其の國の安危得失に於て干渉せざるなし、其藩主暴を行ふを得ず、其官姦を爲すを得ず、苟も暴と姦とを行はんとするものは遂に其地位を保存する能はざるもの、蓋し元氣の聚る所實に斯に在る所以なり。抑々陛下臨御以來封建の餘習、藩治の統轄專制の偏且專なるものは擡廢せざるなし、而して士の常職を解くや敢て士をして之が班を降らしめ之が務を抛たしめたるにあらず、唯其士たるもの愛國の情に渾く自尙の義に厚き、特に彼の一般人民に於て求め得ざる心なり、故に一般人民も奮起し之が愛國自尙の情義を執り以て彼の士と同じく國家の政權に分擔し幸福安全の域に歩を進めんとするなり、而して聖旨のある處亦實に其人民の精神を政治上に涵養するあらんとするならずや、然り而うして常職を解くや一般人民をして其氣象を同うし以て政權分擔の義務を負はしめず、却て士の氣象を同うして以て舊來人民卑屈の陋習を執らしめ縱令暴君姦吏の言も唯々諾々して其命之聽かんとす、是れ其士民平均の制を失ふもの斯々ある也、試みに看よ藩治の時に養つて士たるものは、彼の藩國の政治に於て忠讜獻替の責あれば隨て其精神を涵養す

る處のもの一に政治の上に因ざるなし。其子其孫に於て其元氣を繼承し無爲を以て自ら居る事を耻とせざるなし、故に其職を解くも其精神は依然として失はず其名を異にするも其情義は昂然として執らんとす、故に維新以來國家の禍亂ある毎に其率然たるもの必ず士族なり、畫策するもの必ず士族なり、其不平の心不備の氣固より憎む可しと雖も不平不備を養成するもの亦大政の總理を錯るもの多し、夫れ人憂愁の心は勞苦して爲すべき事なきより甚だしきはなしと、善哉先哲の言や、兩肥薩隅の亂其由来する處亦此に在り、前に説く所の西征東伐の以て日に暇なきが如きもの遂に其恵を得、其功を收むるも只抑壓に基き士族の種類を殲滅するに非ざれば毫も安全の邦國を保つべからず。所謂國の疲弊は勝利の喜色に蔽れて露れず、人民の怨言は凱歌の歡聲に妨げられて聞えざるもの現に今日の世態と相符す、如此にして公議輿論のある所は毫も其事を容れず、士民をして一に卑屈に境を退守して全國の政權に分擔し其安危得失に干渉せしめず、徒らに無爲の間に勞苦せしむる而已ならず一身の幸福も問ふ事能はざらしめんと、其の反照の極點陛下之を何處にあると觀るや、是れ士民平均の制以て猛省せずんばある可からざる所以なり。



其八に曰く外國干渉の處分を錯る也、夫れ内國の立憲一定を要せず人民は其幸福を保たず、安寧を得ずして國一日を基たるの體面を存す可からず、於是人民たるものは痛息扼腕して以て之が責を政府に任せざるを得ず、當今外國の干渉を錯るもの四ツあり。

其四つは何ぞや、臺灣也、朝鮮也、樺太也、條約改正也、皆之れ國の榮辱、人民の幸福に於て最も關係の大なるものなり、朝鮮の議始めて起るや其國たる舊誼ある所に背き來聘の大典を修めず、我使節を侮慢し我通義を拒絶し其無禮たる天下の人民瞭かに之を知る所以のものなり、況んや我を敵視し抗衝の勢を顯すに至つて天下の人民切齒せざるなく扼腕せざるなし、而して當時責問の大使を發遣し前の侮慢を責め通義之を執らしめんとするに際し、廟議の變するよりして措て問はず、人民敵愾の氣抑壓すべからざるの餘り西肥の亂を發す、西肥の亂僅かに平かにして忽然臺灣問罪の師を出す、これ天下の人民の眩ふ所以のもの一にあらざるなり、抑も臺灣の蠻種たる、君主の以て之を制御するなく、政府の以て之を統轄するなく、強暴の族は之が胥となり、茹毛飲血禽爲獸行して蒙昧の風俗他國の民を掠殺するも無智無識問ふを待たざるなり、朝鮮の如きは乃ち然らず建國の體あるものなり政治の府あるものなり聘問を我に通ず、由來

幾百年而して其無體を問ふ事をなさずして却て無智無識の蠻族に對し其凌暴を詰せんとす、聞く師の崎陽を發せんとする琉球兩屬の説未だ定まらず、臺灣版圖の屬する所を決せずして外國公使の説を容れ急に使臣を發し征臺の師を遏めんとす、而して將校之用ひず、錨を抜て發し猥りに瘴癘の郷に勞す、嚮に朝鮮責問の大使を發遣すると勞逸糜財は捨て、論ぜず、而して其勞逸糜財の外別に名實を正さずにはあらざるものあり、抑も國旗を以て蠻酋に授く蠻地の版圖は之れ我有に非ずや、蕃民の無體を支那政府に要求す琉球の兩屬は全く定まりたるに非ずや、天下の人民は其名の有る所を知る、故に其支那に葛藤を生ずるに當つては奮て國の體面を保存せんとするもの精神に透徹せり、然るに辦理大臣を派遣する、僅かに五十萬鎊の償金を以て師を撤し、蕃地我の有たるを保たず琉球我の屬たるを全せず、五十萬鎊の銀貨豈能く三十萬人の耳目を掩ふを得んや、爾來江華島の一霧を醸す、蓋し朝鮮一部暴徒の所爲たる乎、朝鮮政府の舉たるや未だ必ず知るべからず、苟も惚恍の際、大使を發し以て英國を責む、これ前に彼國の舉げて我を侮慢するや彼政府我を敵視する敕令を發する所に係る、而して一部の戍兵猥に我に敵せんと何れが我人民の幸福全國の榮辱に關するの重きや、其責問の大使を派遣するも派遣の



主旨を異にせしに非ず、而して其派遣の事何ぞ昨日に非にして今日に是なるや、之れ人民の眩ふ所のもの一ならざる所以獨り朝鮮、臺灣にあらざる、夫れ情たる己の所有の物を以て他人の其物を冒認して以て彼が所有となすを許さんや、況んや己れ一つの物を以て彼の冒認する一つの物と交換するの理なし、之れ其の臺灣朝鮮の事よりして進んで樺太處置の錯を説かざるを得ざる所以なり、北門の關鎖鎖さる由來久しきを歴ると雖も、已に徳川有司の處置を見るに樺太の版圖は我に在り、千島の版圖は我に在り、天下人民三尺の赤子も樺太千島我有たるを知らざるなし、魯國の強侵する漸次にして熾に内憂のあるに乗じ、一旦假定を請ふ所五十度の境を踏え收獵の益を占む之れ冒認の甚しきなり、維新以來開拓使の設けあるや、陛下臨御の始め主として北門の鎖鑰を問ひ廟議を盡せしによりて其功を奏さしめんとする也、故に其教育勸業の費無慮數百萬にして其草木禽獸の園圃學校市街の創建等自ら駭かざるなし、天下の人民此に於て謂らく樺太の版圖は日ならず我有に復せんと、焉んぞ測らん忽ち己が所有を以て己の所有となし、而して己所有の一物は全く人の手に落ちたる也、名實相符せざる最も甚し矣、是を以て之を見れば開拓使の設其功何れに奏するを知らずと雖も無慮數百萬の糜

財は却て一紙の條約に奪はれんとす、可悲哉如此にして樺太は他の冒認容せば琉球の如き之を如何にせん、名は藩王の版圖なれども領臺あり郵便あり内務の派遣あり、而して藩王は其名を免れんとし人民は其管を脱せんとす、支那は之を羈糜して放たざるのみならず遂に魯西亞の冒認を做はんとす、度土は之れより日に盛まり、國威は之れより日に墮ちて天下の人民は復た底止する所を量らず、緊要の最大たる各國の條約改正の如きも其期既に到る。當時其改正を欲するよりして特命全權大使諸理事官百餘名を率る數萬の財を糜し、歐米諸國を巡視し歸るや乃ち改正の事斷じて行ふ能はず、一も國に補ふ所なし、却て外國の凌侮を禦ぐ能はざるなり、如是にして國猶保成せんとすや、之れ人民たるもの扼腕して國一日も其國たるの體面を存せざる事を憤り以て其責を專制政府に似せんとする所以なり。凡そ此の八つの者の如きは政府專制を尙て公議を容れず、大政序を失して綱紀紊亂し、其昭々乎として掩ふ可からざる者なり、此を以て政府人民日に困弊し天下一日も寧息するなし、西陲の變起るに及んでや海陸の軍を擧げて府庫の財を竭し政府の全力を傾けて之を討す、假令幸に諸將の謀略其宜を得攻戰其機に投じ、漸くにして之を敷定する餘威を藉し以て常に惡む所の者



を排せんとするや、古今の通患にして專制抑壓は舊に加はり、公議の壅塞一日よりも甚しく、有志の徒公議の士は仇敵視せられ、愚人視せられ、徳川氏の末路と轍を同するに至らん、抑々徳川有司の公議を抑壓するや酸鼻慘酷の刑を施す毎に天下の人民は議のある處に之を頼り、艱窘の状は倍激勵し拮抗の力を窮め甲踏れ乙躡き、遂に鮮血を濺ぎて以て今日の基業を開くに至れり、見ずや彼の馬を禦する者を轡脚緊繫に過ぐれば踢躡して之を脱せんとす、況んや人に於てをや、湯鑊も飴より甘しとし五事の誓約と立憲の詔令とを唱ひ大聲して之を訴へば大臣は何を以て全國の人民に對へ、陛下何を以て天地神祇に謝せんや、

此時に當つて外國其凌侮の心を恣にし其併呑の志を逞うし、隙を窺つて之に乗するあらば兵力は涸殘し府庫は耗竭し人民は離散す、陛下獨り何を以て其後を善せんや、健吉等念て之に至る慷慨扼腕心腸殆んど裂けんとなす、夫れ陛下臨御以來陛下の親しく行ふ處大臣の施す所のもの其利害得失昭々たる如此して大臣は常に宸斷と謂ひ親裁と謂ひ、其責に任せざるもの如し、假令國家の亡滅に至るも大臣は唯富貴を保つ能はざるのみ、獨り陛下其責に任じ天下人民其禍を被らんとす、今や深く專制抑壓の弊を鑑み偏く公議の在る所を觀て國家獨立の基本

を培植し人民の安寧を計らんとせば、民選議院を設立し立憲政體の基礎を確立し人民をして公權に參與せしめ、其天稟の權利を暢達せしめば人民自ら奮起して國家の安危に任じ、假令政府の公議を取らざる事を欲するも其公議は抑塞するに途なく、政府專制を尙ぶも其尙ぶ所の目的を果し難し、故に綱紀紊亂の患あるなり、上下劃一の權を持し人民は日に以て文明の境に進み、内は以て士民の騷亂を安じ外は以て外國の凌侮を絶ち、天下衆庶陛下と共に其慶に賴らんとす、夫れ萬機公論に決し立憲の政體を建つるに陛下臨御の始めの誓約及明治八年四月十日の聖詔にして陛下の志也陛下の願也衆庶の慶此を過ぐるものなし、健吉等上書具陳陛下の聞せんと冀ふ所以なり、陛下左右の言に惑ふなく健吉等の言を聽納し衆庶の望に副へよ天下甚幸ならん

明治十年六月

高知縣下土佐國立志社總代

片岡健吉謹白



## 第十九 高知の疑獄

之を要するに建白書の趣旨は、

- 一、専制の弊を防遏して公議輿論のある所に順應せよ
- 二、三權分立を確定せよ
- 三、士民を平均すべし、徴兵、地租、條約、朝鮮、臺灣、樺太に對する方策錯てりと云ふのである。

随分思ひ切つた建白書で政府の税政を彈劾して餘蘊なく、民選議院設立の急を説きて詳かである。之では政府も却下せざるを得ない。願ふに政府が之を却下するにしても餘程の自信と決斷とを要したことであらう、然し乍ら又一面から云ふと此の建白書は當時の民選議院設立論者の全意志を表現したものであるが、慄むらくは其建白の代表者が立志社の片岡一人に止まつたことである。若し此建白書にして當時の議院設立派の諸團體を網羅したもので、其代表者も今少し廣い範圍に求めてあつたならば政府とても無得に卻ぐることも困難であつたらう、提出者が海南の一

部人士と云ふ所に政府の強みがあつた様に想へる、或は建白書の内容から云つても立志社の連中は既に其聽納せられざるを覺悟してゐた上の舉であるかも知れない（大江等の修正は特に之を裏書するものである）若し斯く想像するを許すならば、以て當時に於ける土佐一帯の空氣及大江等飛躍の狀態が窺知されるでないか。

此間に在りて飽く迄武斷を排し言論の力に待つべきを説いて同志の輕舉を誡めた板垣、後藤等の苦衷も大いに買つて遣らなければならぬ、若し彼等にして西郷に應じ兵を京阪に起さんか——事實彼等其後の活動は更に目醒しかつた。大江は既に人を支那上海に送りて兵器を購入して土佐に送らしめ、土佐よりは同志を九州に遣はして薩軍の將桐野利秋に應援を約せしめた位である、其事態は正に圖り知るべからずであつた。之に反して熊本城は鎮臺司令官谷將軍の勇謀奇智に依つて之を保持し、官軍は城兵と相連絡するに至り西郷側の旗色は俄に衰へて潰走した。官軍之を追ひ撃ち、不世出の英傑大西郷も城山に死して一世を震駭した西南の役も全く平定されたのである。是れより政府の急進武斷派を忌むこと愈々切、西南の役終局を機として一網打盡に之を撲滅せんと圖つた、就中立志社に對しては其同志中には西郷に通せんとしたる者あるを以て最も執拗に



偵察を爲し、如何にしてか其由りて來る脅威を除かんとした。  
 先づ捕縛せられたのは村松政克、藤好靜、此兩人は熊本に使用して桐野に同志の意志を傳へた者である。これに端緒を得た政府は六月二十五日に岩神、林(直庸)川村等數人、八月には頭目林有造、中岡、岩崎、池田等十數人、十一月には岡本健三郎、大江卓等立志社の巨頭連續として縛に就き、板垣亦危しの報が頻りであつたが政府は流石に板垣には及ぼさなかつた。これ則ち高知の疑獄である。

陸奥宗光亦獄に投じ位記返上を命ぜられた。

左の申渡書を見ると當時の彼等の行動が更に明瞭となると思ふ。

高知縣下土佐國幡多郡宿毛村百三十三番地土族當時東京市高輪町三十五番地寄留

弘長男大江卓

其方儀明治十年鹿兒島賊徒暴擧の時に際し林有造岩神昂等と共に政府を顛覆せんことを企て陸奥宗光に通牒し又川村矯一郎に重臣暗殺の事を教唆し加之林有造が外國商より銃器彈藥を何時にも取入る様差押ふる事に立入り少なからざる金額を同商に渡したる科に依り除族の上

終身禁獄に處す可の處輕減すべき事情あるを以て除族の上禁獄十年申付候事

大審院

高知縣土佐國幡多郡宿毛村百三十三番地岩村英俊方同居高知縣土族

林有造

其方儀明治十年鹿兒島賊徒暴擧の時に際し兵を擧げ政府を顛覆せんと企て明治十年二月中岡本健三郎に依託し外國商に談じ小銃八百挺並に附屬彈藥を何時にも取入る様差押置かしめ又同年四月中村貫一に依託し外國商に談じ小銃三千挺並に彈藥を前同様差置かしめ其手附として貫一をして不尠る金額を外國商に渡さしめ加之同年岩神昂、川村矯一郎等が重臣暗殺の企に與せし科に依り除族の上禁獄終身に處すべき處輕減すべき事情あるを以て除族の上禁獄十年申付候事

高知縣土佐國高岡郡左川村當時東京府駿河臺鈴木町寄留高知縣土族

岩神昂

其方儀明治十年鹿兒島賊徒暴擧の時に際し大江卓、川村矯一郎林有造等と謀り兵を擧げ政府を



顛覆し重臣を暗殺せん事を企てる科に依り除族の上禁獄終身に處すべき處輕減すべき事情あるを以て除族の上禁獄十年申付候事

高知縣土佐國土佐郡鐵砲町十六番地士族

爲濤弟 藤好靜

其方儀明治十年鹿兒島賊徒暴舉の時に際し兵を擧げ政府を顛覆せんと企て明治十年五月中賊徒の據有せし日向に赴き賊將桐野利秋と密議し暴舉の事を謀し合はせ歸縣後同志を囑集する事に着手せし科に依り除族の上禁獄終身に處すべき處輕減すべき事情あるを以て除族の上禁獄十年申付候事

和歌山縣紀伊國海草郡小松原通り一丁目一番地久野宗熙方同居當時東京飯田町一丁目一番地田良守應方寄留和歌山縣士族

陸奥宗光

其方儀明治十年鹿兒島賊徒暴舉の時に際し元老院幹事の職を以て京都府行在所御用出張中大

江卓が林有造と共に兵を擧げ政府を顛覆せんとするの企てを承知し又岩神昂より重臣暗殺を謀ることを聞き同人等が暴舉の勢焰を藉りて政體を改革せんと企て大江卓と通謀し明治十年四月廿一日京都より暗號の電信を以て卓に約し置きたる密謀の報知を促し其翌二十二日卓が電信私報の禁令を犯し元老院の暗號を用ひし詐稱官員の電信を以て舉兵の密謀を際合する報知を得て卓が下阪を待受けたり右科に依り除族の上禁獄五年申付候事

高知縣土佐國土佐郡中島町四十六番地居住高知縣士族

片岡健吉

其方儀明治十年鹿兒島賊徒暴舉の時に際し藤好靜、村松政克より日向の賊巢に赴かんと協謀を承け一旦之を止むると雖も尙兩人の望に依り其意に任せ且旅費として金百圓を貸與へられしを以て好靜、政克遂に賊巢に到り賊將桐野利秋に面會し暴舉のことを申合せに及びたり右科に依り禁獄百日申付候事

高知縣土佐郡十島町二十六番地居住、當時東京府下高輪町四番地寄留士族

中村貫一



其方儀明治十年四月中鹿兒島暴擧の時に際し林有造が暴擧を企てありしに同人の囑託に依り岡本健三郎と謀り國禁を犯し小銃三千挺並に彈藥を何時にても取入る様差押ふる爲金五千圓を外國商に渡し、又明治十年七月中に金二千圓を渡し又大江卓と謀り一萬八千圓を外國商に渡す爲め大江卓に引渡したり、該銃器は政府の御爲筋に買入れざるを推知しながら右所業に及びたる科により除籍の上禁獄三年申付候事

右の外岡本健三郎、川村矯一郎は二年、竹内綱、谷重喜外八名は各一年に處せられ、立志社の頭目は殆んど一掃された觀があつたが、立志社の下には自助社、共行社、方圓社、愛身社、南洋社等の小派があつて僅に其命脈を繋いだ。

### 第二十 愛國社の再興

立志社は斯くして悲境に陥つたが、地方に於ける氣運は決して其首領の投獄に依りて遮止し得べきではない。現に福島に如きは河野廣中を中心とする石陽社及三師社あり、遙に立志社の殘黨と策應して盛んに民選議院設立を唱道し形勢侮るべからざるものが有るので、長原傳平を社長と

する靜儉社は保守説を以て之に對峙し、更に佐々木高行、谷干城、岩崎長武等は中立社なるものを組織して政府に贊同し、政界は益々紛糾を重ねた。

政府は既に西郷の亂を平け其勢ひ益々加はり、專横の弊は愈々増長した。是れより先き河野廣中高知に來り、板垣に對し愛國社再興の急要を説くあり、(河野は明治八年愛國社員となつてゐた) 今や亦福井縣人杉田定一、三重縣人栗原亮一、岡山縣人竹内正志、福岡縣人頭山滿等の來り會するあり、立志社一味を糾合して茲に愛國社を再興するの議が忽ち決した。

立志社員中には時機未熟を名として板垣の出馬を止めようとする者もあつたが、板垣は之を排し自ら再興の趣旨を演述して其の決心の牢乎たるを示した。これ實に明治十一年四月である。

愛國社といふのは前述愛國公黨より幸福安全社を設立したるに始まり、明治八年二月大阪に同志の會合を催せる時には既に愛國社の名を用ゐてゐた。

### 愛國社再興趣意書



人類相聚りて國を建つるは各其身を愛する所以にして、其權利を保全し其幸福を享有せんが爲なり。蓋人々愛國の情あるは本天性の然らしむる所にして能く其身を護る所以なり、然りと雖も人の能く其權利を鞏固にし其幸福を維持して安全なる事を得る所以は國家あるが爲なり、夫れ國家の安危は實に一人の安危に關す、故に一國安んずれば則一人も亦安んじ一國危ければ則一人も亦危し嗚呼愛身愛國豈に二致ならん哉、人眞に其身を愛するを知る又當に其國を愛するを知るべし。然らば則民として愛國の心あるは是能く其國を守る所以なり、若し夫れ人として其身を愛する事を知らざれば自ら其身を害し、民として其國を愛する事を知らざれば自ら其國に災し、竟に彼權利幸福も棄擲するに至らん、豈悲むべきにあらずや、是を以て我輩會て愛國社を創立し廣く各縣同志の人を會して國家公共の益を圖り、唯だ他に一個の事故を生じ半途にして停止せり、豈初めより其本意を變ずるにあらんや、故に今之を再興し本社を大阪に設け廣く同志を結合し以て愛國の旨義を擴充せんと欲す。冀くは有志の諸君幸に合和協同せられん事を、今再興の趣意を詳記して左に示す。

夫れ人の世に在るや互に相交際し相親愛せずんば、以て畢生の幸福を全うする能はざるなり、

夫れ親子兄弟利樂して而して一家の幸福を全うする事を得る所以のものは、其互に交際し以て相親愛する事あればなり、老幼男女相救ひ以て一郷の幸福を全うする事を得る所以のもの、其互に交際し以て相親愛することあればなり、故に國民たるもの緩急相助け以て一國の幸福を全うせんと欲せば又宜く互に交際し以て相親愛せざるべからず、蓋交際親愛は人の性情にして、家族郷黨の間に行はるゝものなれば又邦國の間に行はれざるを得ず、畢竟邦國人此情性に基きて成立するものなれば國民相互に交親し各其方向を一にし以て全國一致の體裁を成さざる可からず、然らずんば是を眞正の邦國と稱すべからざるなり。

今夫れ我邦古來の一大改革に際し封建を廢して郡縣となし、大に舊規古制を廢棄すと雖も、之に代ふるの制未だ完備せず、封建の世に當つてや諸侯各藩屏を構へ交親の其間に行はるゝの最も厚く人各々方向の歸着する所を知り一小邦國間の體裁を成せしと雖も、廢藩置縣となるに及んで藩屏を結合解散し、人々其方向を失ひ民心愈々疎隔し漂乎として歸着する所を知らざるに至れり、抑も廢藩置縣の主意たるや門閥因襲の弊を除き政令多岐の憂なからしめんが爲、數多の小邦國を變壞して一大邦國を成立するに在れば、各地の人民其方向を一にし以て全國一致の體



裁を成さざるべからず、而して今日我邦の形勢を熟察するに全國人民の交親未だ厚からざる而已ならず、各地舊來の交親と雖も愈々疎薄に至り人各々其方向を異にし全國一致の體裁を成す能はず、豈之を真正の邦國と稱するを得んや、而かも是等人民に結合なきの致す所に係れば、今日我邦人民の方向を一定し真正の邦國を成立し以て一國の幸福を全うせんと欲せば、全國各地相互に結合し以て之を統一せざるべからず、是愛國社を再興する所以の第一なり。

國政は人民禍福存亡の係る所なれば常に之を觀察し以て其利害得失を辨識し、政府をして公議輿論のある所を知らしめざるべからず、蓋し政府は人民の代務なれば政府法を立て政を施すに當つてや、必ず公議輿論を審案し以て民心の歸向する所に從ふべきのみ、彼封建の世に當つてや諸侯生殺與奪の權を專にすと雖も、君臣義を重じ暴君政を施す時は臣たる者之を諫争するの任あり、君たるもの亦之を聽納するの責あり、故に封建の士族は參政の權を有せしものなり、藩政廢せられ士の常職を解くや其主意は、即ち特に士族をして參政權を得せしむるの制限を廢し以て廣く全國人民に之を得せしめ以て士民の權を均うするに在りと雖も、三民未だ之を得ざるのみならず爾後士族亦之を失ふに至る、且我邦未だ國會の設なければ政府公議輿論のある所を

知らんと欲すも亦如何ともすべからざるなり。新聞雜誌は世に其類鮮からずと雖も其議論として一社若しくは一部會の議論にして真正に公議輿論と認むべきものなし、故に今政府をして公議輿論の在る所を知らしめて失政ならしめんと欲せば、各地人民相互に會合し國政の利害得失を公議し國會に代ふるの議會を起立せざるべからず、是愛國社を再興する所以の第二なり。

文學の智力を研究するに缺くべからざるは固より論を要せずと雖も智力を研究するには必ずしも文學に止まらず、人學識に富むと雖も之を實用する事無ければ時事に迂闊にして毫も其用を爲さず、或は徒らに先哲の糟粕を嘗めて已まのみ、是古來東洋の弊にして我國最も甚だしとす、夫れ人相會して時事を討論し意見を交換するが如きは智力を研磨するの實學にして其効益測るべからざるものあり、彼の歐米諸邦に於て概ね國會の設立あり、各地の人民選ばれて之が議員と爲り、會議討論して互に意見を交換し以て識見を廣むる事を得る故に、國會は知識を實用し智力を研磨するの一要具と爲れり。方今我邦國會の設立無く各地人民相會して時事を討論する事無ければ知識を實用するの地なく、又互に意見を交換して是非を討究する事無ければ其論の異なるもの之を流布するに由なく、其論の非なるもの自ら覺悟するに由なく、從て識見の狹隘



なるを免れず、故に我國各地人民をして知識を實用し智力を研磨せしめんが爲に國會に代ふるの議會を起すは之を目前の急務と謂はざるを得ず、是れ愛國社を再興する所以の第三なり。道德の人間社會に缺くべからざるは元より言を俟たず、而して其能く道德を維持する所以のものは法律の能く爲す所にあらざるなり、法律は人の非行を制する事を得るも内心を治する事能はず、人の廉恥を重んじ品行を正しくするは多くは社會の毀譽を憚る所あるを以てなり、封建の時代士風の廉潔なるは、藩屏の結合ありて其毀譽を憚り廉恥を破り品行を亂すときは社會に齒する能はずして、一郷に齒する能はざるものは又一州に齒する能はざるを以てなり、輒近我國道徳の壊敗せしは其原因一にして足らずと雖も、抑亦藩屏の結合解散し人々其身を道る所あつて毀譽を憚らざるに由るなり、故に社會の結合あれば尙白晝の如く結合なきは闇夜の如し、社會の結合は人をして毀譽を憚り以て德義を守らしむるに缺くべからざるものなり、今や道徳の壊敗を救済し以て之を維持せんと欲せば地方は論を俟たず、又大に全國の結合を成さざるべからず、是愛國社を再興する所以の第四なり。

身體財産の保護は政府の職務たりと雖も急難に當りては政府も其職を盡す能はざる事あり、故

に人民たるものは専ら政府の保護を恃まず、己が身體財産は宜く自ら之を治め自ら之を衛るべきなり、我邦人民の如きは古來專制政治の下に訓練し事々政府に依頼するの陋習あるを以て最も自治自衛の氣象に乏しく、急難に遭遇する事あれば偏に政府の力を仰ぎ自ら防護するの方を知らず、之を以て維新以來騒亂屢起り人民の禍害を蒙る實に小少にあらざるなり、若し人民に自治自衛の氣象あるときは、企謀を騒亂するもの自ら憚る所あれば容易に之を發起せず從て禍害を蒙る所少なきに至るべし、故に人民をして自治自衛の氣象を養成せしむるは、騒亂を防護するの道にして人民の安全を保持するに缺くべからざる所なり、而して此氣象たるや又夫の結合力と相關するものなれば、今之を養成せんには必ず各地の人民相互に交通し併力同謀以て結合せん事を勉めざるべからず、是愛國社を再興する所以の第五なり。

財は國力の由て生ずる所なり、國民富ますば以て國力强盛を致す能はず、故に國力をして強盛ならしめんと欲せば國財を増殖せざるべからず、而して其方たるや國民自ら奮起し大に産業を起し内外の通商を盛にするより善きは莫し、蓋し方今生産通商の道稍と開けざるにあらずと雖も、各地人民の交際未だ密ならずして國財の検究を盡さざるが爲に大利あるの産業も之を起



さす、從て有無相通の方其當を失ふものあり、故に國財を増殖し自らをして強盛ならしめんと欲せば、各地人民互に交際し彼我の情況を知り國産を富にし共謀戮力産業を起し通商を盛にし有無相通するの方其當を得ざるべからず、是も亦各地人民の交際結合よりせずばならず、是愛國社を再興する所以の第六なり。

夫れ邦國は州郡を以て成る、故に州郡強盛ならずんば邦國以て強盛なる能はず、譬は邦國は樹幹にして州郡は根底なり、樹幹の枯稿せざらんを欲せば以て根底を培養せざるべからず、夫の封建の制たるや諸侯各兵馬錢穀の權を握り地方の權力最も盛なりしと雖も、其弊や地方分權に過ぎ尾大不掉の患ありし故に、廢藩置縣以て地方の權力を收攬し之を一大政府に一統するに至れり、當に宜く合同交際の平均を得て其美を見ざるべからず、而して今日の勢も亦然らず、其弊たるや中央集權に過ぎ地方は益々貧弱に陥り復た如何ともする能はざらんとす、州郡貧弱なれば邦國の貧弱ならざるも欲するを得べからざるなり、然りと雖も方今地方の衰頹は豈全く政府のみならずしむる所とせん乎、抑亦各地の有力者耐忍自定の氣風に乏しく、或は望を官途に懐き地方を去て都會に移住し、又地方に住居するも奮發淬厲して力を地方に盡すもの寡きに由るなり、故に今や地方の衰頹を挽回し以て邦國の強盛を致さんと欲せば、各地の有力者同心協力し財力あるものは財を用る智力あるものは智を勞し以て相助けん事を謀らざるべからず、是愛國社を再興する所以の第七なり。

世界萬國強弱の別る、所以のものは固より智愚貧富の差あるに由ると雖も、亦大に元氣の振作と民力の離合とに由るなり、抑我國外交に於て未だ全く對等の權を有せず、獨立の名あつて獨立の實なく屢々外國の侮凌を受け國權の擴展せざる所以のものは固より國民貧愚の致す處と雖も、亦豈元氣克く振はず民力能く合せざるの致す所ならざらんや、彼封建の世に當つて各地藩屏の結合あつて其財充實せり、故に敵國外患ありと雖も防禦の策立處に成るを得たり、今や全國の結合なきのみならず、廢藩以來各地の結合も亦解散し地方に寸鐵粒片の備無く元氣益々衰微し、民力愈々分離し殆ど援く可からざるに至らんとす、國務斯の如くにして其命脈の絶えざらん事を欲する豈得べけんや、夫れ國民智且富むと雖も元氣盛ならず、民力合せずんば獨立を維持し國權を皇張し難し、況や小なる我國にして歐米諸邦と拮抗し、獨立を維持し國權を皇張し以て強盛の域に至らんと欲せば勉めて元氣を旺盛にし民力を結合せん事を謀らざるべからざる



に於てをや、是愛國社を再興する所以の第八なり。  
 趣意書の發表と同時に遊説員を全国に派遣した、即ち松田、片岡は九州路に入り、植木と栗原とは南海山陽山陰の三道に向ひ各々前掲の趣意書を懐にして大に同志の糾合に力めた。

### 第二十一 紀尾井坂の變

偶々五月四日石川縣士族島田一郎外五人が東京紀尾井坂清水谷の畔に於て、時の實權參議兼内務卿大久保利通を暗殺したるあり、人心恟々遊説の士を疑懼し、加之同志中の有力者が言論其他の罪に依りて釋綫に罹るありて遂に豫期の成績を擧ぐるに至らなかつた。  
 島田等は愛國社の會合に加はつたこともあり、彼は當時の專制暴虐を以て一大久保あるが爲なり、彼を除かすんば天下寧日あるなしと思惟し此舉に出でたりと云ふ。又一説には彼は大西郷の知遇を受けたる男であつて、大西郷を追慕するの餘り政敵大久保を斃したるものであるとも傳へられてゐる。然し其主なる目的——少く共其の表面の目的——は前者であつたに違ひない、即ち彼が

其折懷にしたる長文の斬奸狀は、要するに、

- 一、公議を杜絶し民權を抑壓し以て政治を私す
- 二、法令漫施、請托公行、恣に威福を張る
- 三、不急の土工を興し無用の修飾を事とし以て國財を徒費す
- 四、慷慨忠節の士を疏斥し愛國氣慨の徒を嫌疑し以て内亂を醸成す
- 五、外國交際の道を誤り以て國權を失墜すと云ふにあつた。

### 第二十二 愛國社の第一大會

紀尾井坂の兇變は愈々愛國社再興の遊説を困難ならしめ、政府の嚴探到らざるなく到底豫期の成績を擧げ得べくもなかつた。

然し乍ら立志社の根據地たる土佐、其他松山、岡山、奥羽等の有志陸續として大阪に來り會した。板垣亦自ら大石正巳、寺田寬等を從へて上阪した。當時高知疑獄直後のことではあり、板垣



拘引の訛傳すらあつた折なので、立志社員の中には板垣の上阪を止め自重を奨めたものさへあつたと云ふ。

其他集り會する者、肥前佐賀の木原隆忠、鍋島克一、武富陽春、紀州和歌山より山東一郎(直砥) 兒玉仲兒、千田軍之助、豊前豊津よりは友松醇一郎、筑前久留米の川島澄之助、備前岡山の小林樟雄、竹内正志、中川横太郎、松山の高木明輝、内藤正格、高松の細谷多門、鳥取の坪内文興、岡島清潔、福岡の進藤喜平太、愛知の宮本千真木、熊本の佐野範太、石川の戸田九思郎、齋藤幹、土佐よりは前野正身(有信社) 片岡甫、西原寛(南洋社) 兒島稔、行宗貞晟、濱田篤(南嶽社) 高田逸馬、池添祥陽、原篤治(共行社) 林包明、濱田三孝(合立社) 此外  
鳥居止功、岩澤仲通並に、久しく土佐に遊びし福岡の頭山滿、三重の栗原亮一、越前の杉田定一等も亦各地より參會した。  
尙、盟主たる立志社よりは西山志澄、森協貞樹、山本幸彦、植木枝盛等が總代として之に臨み、會を斡旋した。  
茲に一言附け加へて置き度いのは此の盛んなる同志の集合にも拘はらず、此等は概ね各縣の士

族であつて農工商民は未だ變態だも見せなかつたことである。就いて當時の政府なるもの、實質及び國民の政治思想の一斑が窺へるものと思ふ、斯くて九月十一日大阪南幸町三丁目長亭に翌十二日には今橋紫雲樓に大會を開き立志社總代西山志澄推されて議長となり、愛國社再興を議決し、十月一日には合議書十二箇條を定め、明春三月第二回大會を開くべきを約して散會した。

### 愛國社再興合議書

我輩此社を結ぶの主意は愛國の至情自ら止む能はざるを以てなり、夫れ自ら愛するものは須らく先づ其身を愛すべし、人々各々其身を愛するの通義を推せば互に相交際親愛せざるべからず其相交際親愛するには先づ同志集合し會議を開かざるを得ず、依つて今此會議を開き互に相研究協議し、以て各々の自主の權利を伸張し人間本分の義務を盡し小にしては一身一家を保全し、大にしては天下國家を維持するの道より、終に以て 天皇陛下の尊榮福祉を増し、我帝國をして歐米各國と對峙屹立せしめんと欲するに在り。



今此の趣意を達せんが爲め左の條件を約定せり。

第一條 此社を名づけて愛國社と稱し大阪に會場を設く可し

第二條 愛國社は各縣各社より其社員兩三名を東京に出し毎月數次期日を定めて相會し大政の由て出る所と天下の形勢事情とを察し一般人民の公益を圖る等の事を協議討論し及何事に因らず各社に報知することを務むべし

但事故ありて常に社員を出し置く能はざる者は其事由を在阪社員へ報告すべし

第三條 前條の外毎年三月九月の十日を以て大阪に公會を開き細大の事務を議定すべし

但非常の大事件ある時は在阪社員より各社に報知し臨時會同を催すことあるべし

第四條 右の公會には各縣社長 必ず出席すべし、其他は各社適宜を以て社員兩三名を出すべし

但各社長若し事故ありて出會し難きときは代理人を出すべし

第五條 至急決議すべき事件、或は建白すべき事件等ありて二季の公會を俟つ能はず、又臨時開會を催す暇なきときは在阪社員協議の上之を處分し速に各社に報告すべし

第六條 各縣結社の體裁、規則會議の方法施設等の如きは其民心風土の宜しきに從つて之を處分し、二季公會の節互に之を照會すべし

但各縣共社員の名簿を作り公會の節其増減を照す可し

第七條 各縣各社に於て施行する事業及び該地の景況を時々在阪社員に報告すべし

但在阪社員に於て要件と認むる者は本社より各社に報告すべし

第八條 以上衆議に因て決定すと雖も時勢の變遷、人情の更替するに從ひ一ケ年二期の公會を俟て改削増減する事あるべし

第九條 我輩既に至誠自ら信じて此社を結び各其通義權理を保護伸張せんと欲す、故に宜しく常に勉強忍耐して假令艱難憂戚百挫千折するとも敢て少しも屈撓する事なく、終始一致勉焉として倦まざらんことを要す、於是連署調印して其他なきを表する也

附 則

第一條 自今社員たらん者は本籍の地方に十名以上同志の結合ある者に限るべし

第二條 都府の地に於て結成したる社は人員の多少に拘らず渾て入社を許さざる者とす



但社旨は勿論規則方法等完備して終始瓦解の患なきものは二季公會の節特別の協議を以て入社を許す事あるべし

第三條 入社を乞ふ者あるときは、先づ其社の主意書及諸規則並に社員名簿等を出さしめ在阪委員は其事實を得んが爲め當時入社を乞ふ者の地方に接近せる同盟の社へ其旨を依頼し、二季公會の節本會の衆議に附し之が許否を決定すべし

會議の結果、本社を大阪土佐堀三丁目に設け立志社員山本幸彦、森脇直樹の二名が事務管掌の任に當つた。

如上愛國社の再興趣意書及合議十二ヶ條に依りて愛國社は政黨ではなく、同一目的の下に糾合せられた一つの會合である事が判る。則ち或は交親を厚うすると云ひ、或は公議の表現と云ひ、或は時事を討論して智力の研磨に資すると云ひ、或は道德の維持と云ひ、或は元氣の養成、富力の増進、防備の嚴と云ふ皆これである。従つて今日の政黨の如く政權を目的とする集團とは多少趣きを異にする、これは本質から見たものであるが又形態から見ても同様である。

### 第二十三 言論集會黄金時代の反動期—— 政社の簇出

この種の集團に伴ひ勝ちな統一機關の不備と結束力の軟弱、延いては團員の行動についての制御が十分に行き届かない憾は免れなかつた。然しながら自由の氣運は勃然として起り、當時言論黄金時代の反動期で政府の言論結社取締の峻嚴を極めたるに拘はらず、地方到るところに政社の勃興を見るに至り、やがて來るべき國會請願運動ならびに、國會開設に關する聖詔煥發の氣運を促進したのも一にこの愛國社再興の勢ひに鼓舞せられた結果ともいへよう。

愛國社再興に決するや此の新勢力を中心として全國に幾多の新團體が発生した、是れ愛國社の目的が各團體の結合、換言すれば其會議は各團體の代表者たるべきに由因するが、當時民選議院設立運動の聲漸く高きを加へ、相提携して大勢力を造り其運動を試みんとする機運が動いてゐたことも一因である。即ち民選議院設立要求が漸く國民的運動としての色彩を有するに至つたことを示すものであらう。



地方に出来た政社の主なるものを擧げて見ると先づ東北には例の石陽三師の兩社あり、之を中心として更に岩磐二州會が設立され、酒田の盡性社、盛岡の求我社、仙臺の鶴鳴社、相馬の北辰社、磐城の興風社、會津の愛身社等あり、九州には福岡の共愛社、久留米の共勉社、豊津の合一社、熊本の相愛社、山陰には出雲の尙志社（笠津社）松山の公共社、土佐の合立社、南山社、伊豫の公立社、鳥取の共立社、陸前には自郷社、常陸には潮來社、三河には交親社、名古屋の獨立社等何れも堂々の趣意書を發表して其設立の由縁を示し、且亦均しく自由民權、國會開設を力説したものである。

之に對する政府は今や反政府派の頭目江藤、前原、西郷、相輝いで死し木戸亦鬼籍に入り、後藤は政事を顧みず、大久保斃れたりと雖も伊藤博文直に内務卿を襲ひて其遺緒を承け、大隈重信は大藏卿として與に臺閣の重きに任じ、漸進派得意の時代であつたが此の民論の紛々たるには超然たるを得ず、十一年三月地方官會議を開くの議を決し、四月一日各府縣知事を召集して伊藤博文を議長とし四月五日に開會した。此の地方官會議の收穫には大に見るべきものがあつた。即ち府縣會規則、地方稅規則、郡區町村編制法の議了である。以上は七月二十二日を以て公布せ

られた、是れ我邦に於ける地方自治制の創始であつた。

### 第二十四 愛國社の第二第三大會——國會開設の請願

越えて明治十二年三月二十七日、愛國社は約款に従つて第二回大會（春季）を大阪江戸堀に開催し、同じく十一月七日には第三回大會（秋季）を同じく大阪江戸堀に開いた。第二回の成績としては愛國社の經費分擔に關する議決位に止まるが第三回に至りては愛國社本來の趣旨たる國會開設の請願問題を議し翌十三年に至りて彼の鬱然たる請願運動の先驅を爲すものとして注目すべきである。來り會する者九十餘名同志九萬人の總代と稱す、此大會に於て議せらるべき當時の二大問題があつた、一は條約改正問題で其二は國會開設である。開會の劈頭福岡共愛會の平岡浩太郎より條約改正に對する建言を政府に致さんことを發議したが、立志社側の片岡健吉は板垣の旨を含んで「條約改正は固より刻下の急なるも、先づ國會を開設して人民に參政の權利を得せしめ、輿論の力を以て政府の後援を爲すに非ざれば完全なるを得べからず、寧ろ此際天下の人民



を國會開設に一致せしむるに如かず」と論じ、同じく立志社の島正存の提議に基いて衆議忽ち之に決した、此の決議に基いて愛國社は大々的に國會開設運動を開始すべく、先づ同盟二十餘社は同志糾合の爲め其の地方の遊説を行ふことになり、特別遊説委員として磐城石陽社三師社の河野廣中、土佐聯合の委員北川貞彦、越前自郷社の杉田定一が其選に當つた。

次いで國會開設上願書の起草を發議し、明年三月の大會までに起草を了することに決し十三日大會は終つた。尙河野廣中の提議に基いて新に東京に愛國社支社を設置することになつた。

## 第二十五 愛國社の第四大會——國會開設願望有志會

明くれば明治十三年三月十五日愛國社は更に第四回大會を大阪北久寶寺町喜多福亭に開いた。來り會したるものは同盟の二十七社、二府二十二縣に跨り、八萬七千餘人の總代を以て稱する百十四名に及んでゐて、次いで三月十七日には會場を北野大融寺に移し片岡健吉議長となり、西山志澄を副議長として杉田定一、内藤魯一を幹事に推選し、愛國社を國會開設願望有志會と

爲し、河野廣中、渡邊禎一郎を司計に松澤求策、永田一二を國會願望起草委員に、片岡健吉、河野廣中、植木枝盛、杉田定一、村松龜一郎、岡田健長、小島忠里、北川貞彦を同盟規約編成委員に選任し、最後に願望書捧呈委員として片岡健吉、河野廣中を選舉して四月九日會を終つた。

此會に於て見逃すことの出来ない一事がある、それは著者が會て愛國社を以て政黨にあらず結束力なき會議なるを説いた。蓋し愛國社が全國の同志を以て組織せられたことは勿論だが、其範圍が廣ければ廣い程如上の弊が伴ひ易い、何となれば此會に入會する者は何れも團體の代表として之に加はるものである。而して其團體たるや各地方特有の色彩を持つてゐる。特有の色彩とは吾に人情風俗のみを云ふのではない、維新以來の藩閥的反目反感等が附き纏つてゐるのである。

就中九州の一派と土佐の一派とは特に然りであつた。此事實は端なくも第四回大會に於て暴露された九州人は平素土佐の一派に對して懐かないものがあつた。それは土佐派が西郷を見殺しにした怨恨が骨髓に徹してゐたからである。従つて愛國社の中心勢力が土佐派であることに對し如何にもして之を驅逐せんとして兩派の暗闘があつた。然し斡旋する者ありて破裂する迄には行かなかつた。



委員の起草したる同盟規約左の如し

### 國會期成同盟規約緒言

夫れ國會を開設するは國家の緊要なる所にして今日の最急務たり、吾輩國民たるもの安んぞ之を謀らざるを得んや、蓋吾輩の今茲に大阪に會して國會を開設する允可を願望するや素より深く國會を望むに因ればなり、故に一回之を願望する耳、未だ國會の開設を企圖し國會の興立を勉成するに盡したり矣と云はん哉、而して早くも息む可けん哉、我輩焉んぞ共謀同盟以て身心の力を竭さざるべけん乎。

且夫れ國會なるものは則ち國家の大事なれば、我輩眞に國會を謀るものは大に全國の人民を結合せざるを得ざるなり、而して大に全國の人民を結合せん乎、吾輩共謀同盟せざるを得ざるなり、吾輩國會を切望するもの安んぞ同盟をなさざる可んや。夫れ國會は國家人民の會なり、人民にして實に結合同心するが如きに至れば政府決して國會を開設するを允さざるの事あらざるべく國民の相合して而して後政府にして國會開設を允さざるあれば則是政府の國家に背くなり、

吾輩の務むるの缺くにあらざるなり。國會は則遂に興るを得ざるにあらざるなり。而して吾輩の勉強實に此に至らざるべからざるなり、仍て吾輩今茲に相合して乃ち國會期成同盟と爲し略其規約を定むること左の如し

### 國會期成同盟規約

第一條 今明治十三年三月 國會 開設の願望の爲め大阪に會せる各組合を以て國會期成同盟會と爲し國會の開設するに至るの美果を見ん事を謀らん

第二條 今明治十三年三月大阪に於て議決せる國會の願望書を我天皇陛下に奉呈するの後に雖も國會開設の成るに至る迄は幾年月日を経るとも同盟を解かざるべし

第三條 今明治十三年三月の會議の終るの日より東京に常備委員を置くべし常備委員は二名と定め之を公選すべし。常備委員は同會に關する事柄に付諸人に應接し各地各組合に通牒をなし各地の通報を受くる事を掌る

第四條 國會開設を願望するの後常備委員は毎月其景況を各組合に報告すべし



第五條 今明治十三年三月公會を以て議決せる所の願望書を我天皇陛下に奉呈し果して允准を得たる時は先國會憲法を制定す可き全國の代人を出す方法を政府に建言し又は其方法に付き同盟の望む處を政府に乞ふ事あるべし

第六條 前條の通り國會開設の准許を得たる時は國會憲法を政府に建言し又は國會憲法に付同盟の望む處を政府に乞ふ事あるべし

第七條 前二ヶ條に書したる所の國會憲法制定の代人規則と並に國會憲法は第九條に掲ぐる會合に於て議決すべし

第八條 前三條の事項あるが故に國會開設の允准を得たる時は常備委員は直に之を各組合に報告すべし

第九條 前條の報知ある時は各組合は總代一名を直に東京に出張せしめ會議を開くべし其日限は常備委員之を定めて各組合に報告すべし

第十條 國會願望を閉居けられざるか又は二ヶ月を経るも何等の沙汰なき時は各組合に於て大に天下に遊説し益々全國の結合を謀り本年十一月十日より大集會を東京に開き全國公衆の意

見を集合して其方向を議定すべし、然れども百人以上の組合五十を増加するに非ざれば明治十四年三月一日を俟て開くべし、來會者過多にして議場の整頓を得難き時は國縣及其國縣より出でたる委員の數と其國縣團結人口との三つの者によりて議員の數を制限する事あるべし

第十一條 右に付國會開設の准許を得ざる時は最も速に之を各組合に報告すべし

第十二條 國會開設の成るに至る迄は同盟の組合は常に成るべき文書の遊説員を各地に出し全國の諸人をして國會開設の爲め合同して盡力するに至らしむる事を謀るべし

第十三條 各地遊説は日本全國を十二大區に分劃し其各聯合區費は各組合共同して擔任すべし但し其劃は左の如し

- 第一區 筑前、筑後、豊前、豊後、肥前、肥後、日向、大隅、薩摩、壹岐、對馬、琉球
- 第二區 長門、周防、安藝
- 第三區 因幡、伯耆、出雲、石見、隱岐
- 第四區 備前、備中、備後、美作
- 第五區 淡路、播磨、丹波、丹後、但馬、攝津



第六區 讚岐、伊豫、土佐、山城、大和、河内、和泉、伊賀、伊勢、志摩、紀伊、阿波

第七區 三河、尾張、駿河、遠江

第八區 若狹、越前、加賀、能登、越中、越後、佐渡、近江

第九區 飛騨、美濃

第十區 信濃、甲斐

第十一區 伊豆、相模、武藏、安房、上總、下總、上野、下野

第十二區 磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥、羽前、羽後、北海道

第十四條 以後同盟に加入するを許すべき者は其府縣に於て住居する者並に寄留する者百人以上の組合人ある者に限るべし但し已を得ざる事情あり同盟十組以上の保證ある者は五十名以上に限り之を許すことあるべし

第十五條 今會に於て已に同盟せる組合と雖も其人員百人に充たざるものは來る十一月十四日までに必ず百人以上の結合を爲さざるべからず若し百人以上に充たざるときは此會に加入するを許さず

但し止むを得ざる事情あるものにして其結合五十名以上に至るものは已に同盟せし各組合協議の上之を許すことあるべし

第十六條 來會の委員は其社其組合の連印簿を持參すべし其百人以上ある者は十名毎に一名の調印を以て足れりとし其十人以上ある者は百人毎に惣代一名の調印を以て足れりとす

第十八條 同盟に係る諸入費金は各議員に於て負擔すべし

第十九條 此同盟は當時國會開設に至る迄を期とすれども國會既に設立に及とも更に相會して議決を経の後に非ざれば解散せず且議決に依りては更に國會開設外の事を約する事あるべし

以上

第二十六 各地方の國會請願及其の反對請願

曩に愛國社第三回大會が國會開設の議を決するや、十二年十二月には岡山縣及兩備作三ヶ國の有志が「同胞兄弟に告ぐ」と云ふ悲壯慷慨の檄を全國に飛ばし、十三年一月には三村久吉(備前)忍峽稜威兄(備中)井手毛三(美作)を總代として元老院に建白書を捧呈するあり、續いて福岡



縣共愛會の箱田六輔、南川正雄は國會開設と條約改正の建白書を呈出し、稍おくれて播州有志二千九百八人の總代として井上文次郎、鈴木方、讚岐有志者よりは小西甚之助、茨城縣よりは磯山、遠山、新潟縣越後よりは島田茂、山際七司、山梨縣よりは古屋專藏、和歌山縣よりは同様の建白を提出した。(其他の建白書につきては拙著政界側面史二十七頁以下に詳であるから贅を避く)斯くて天下を舉げて國會開設の論争に耽り、新舊兩派(語弊はあるか知れないが國會開設論者を新派として置く)に、險惡な雲行が見えたが、時舊派に利あらず自由民権の聲は滔々として天下に瀰滿し、到底國會を開設せざんば歇まざるの勢ひを馴致した。就中全國の有志團體を糾合せる愛國社の第三回第四回大會に於ける決議は、國會開設運動者に對して非常なる刺戟を與へた。

### 第二十七 集會條例

政府としても此の脅威に對して拱手傍觀する譯にも行かなかつた。即ち政府は四月八日太政官布告第十二號を以て集會條例を施行し其氣勢を殺がんとした。が、第四回大會は之を察し早く

も四月九日に閉會を告げたので、閉會の翌日解散を命ずると云ふ様な珍劇を演じた。然し乍ら此の條例の爲めに自由主義者の受けた痛手は決して淺くなかつた。此の條例が如何に峻烈であつたかは左を一讀されたならば了解せらるゝであらう。

集會條例別冊之通被定候條此旨布告候事

第一條 政治に關する事項を講談する爲め公衆を集むる者は開會三日前に講談論議の事項、講談論議する人の姓名住所會同の場所年月日を詳記し其會主又は會長幹事等より官轄警察署に届出で其認可を受く可し

第二條 政治に關する事項を講談論議する爲めに結社する者は結社前其社名社則會場及社員名簿を管轄警察署に届出で認可を受くべし、其社則を改正し及社員の出入ありたるときも同様たるべし。此届出をなすに當り警察署より尋問する事項あれば社中の事は何事たりとも之に答辯すべし

「前項の結社及其他の結社に於て政事に關する事項を講談論議する爲めに集會をなさんとする時は仍ち第一條の手續を爲すべし(十五年同條改正)」



第三條 講談論議の事項講談論議する人員會場及會日の定規ある者は其定規を初會の三日前に警察署に届出認可を受くるときは爾後例會は届出に及ばずと雖も之を變更するときは第一條の手續を爲すべし

第四條 管轄警察署は第一條第二條第三條の届出に於て國安に妨害ありと認むるときは之を認可せざるべし

第五條 警察署よりは正服を着したる警察官を會場に派遣し其認可の證を檢査し會場を監視せしめることあるべし

第六條 派出の警察官は認可の證を開示せざるとき講談論議の届書に掲げざる事項に互るとき又は人を罪戾に教唆誘導するときは及集會に臨むを得ざる者に退去を命じて之に従はざるときは同會を解散せしむべし

但し本條の解散を命じたる時は其情狀により東京は警視長官其他は地方長官其結社を解散せしめ又は管内に於て一箇年以内其會員の公衆に對し政事を講談することを禁ずるを得べし

第七條 政治に關する事項を講談論議する集會に陸海軍人常備豫備後備の兵籍ある者警察官

官公立私立學校教員生徒農業工藝の見習生は之に臨會し又は其社に加入することを得ず

第八條 政治に關する事項を講談論議する爲め其旨趣を廣告し又は委員若くは文書を發して公衆を誘導し又は他の社と連結し及通信往復することを得ず

第九條 政治に關する事項を講談論議する爲め屋外に於て公衆の集會を催すことを得ず

第十條 第一條の認可を受けずして集會を催すものは會主は二圓以上二十圓以下の罰金若くは十一日以上三月以下の禁獄に處し其會席を貸したる者並に會長幹事及其講談論議者は各二圓以上二十圓以下の罰金に處し第三條の規定を犯したる者も亦本案に據る

第十一條 第一條の規程に背き社則或は社員名簿或は社則社員の出入を定規に於て警察署に届出でず又は尋問する處の事項を回答せざるとき、社長は二圓以上二十圓以下の罰金に處し偽作の社則又は名簿を届出或は尋問を得て偽答するときは、社長は右罰金の外尙十一日以上三月以下の禁獄に處す

第十二條 第五條の規定に背き派出警察官の臨席を背せざるとき會主會長及社長幹事は各五圓以上五十圓以下の罰金若くは一月以上一年の禁獄に處し、其警察官より演說者の姓名を



尋問するに之に答へず又は偽名を答たる者は同罪に處し、再犯に當る者は十圓以上百圓以下の罰金若しくは二月以上二年以下の禁獄に處す

第十三條 派出の警察官より解散を命じたる後尙退散せざる者は、二圓以上二十圓以下の罰金若しくは十二日以上六月以下の禁獄に處す

第十四條 第七條の制限を犯したるとき、會主會長及社長幹事は二圓以上二十圓以下の罰金若しくは十一日以上三月以下の禁獄に處し、その他情狀の重きものあれば其社を解散せしむ其制限を犯して入社し又は臨會する者は、二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第十五條 第八條の制限を犯したるときは、會主會長及社長幹事は五圓以上五十圓以下の罰金若しくは一月以上一年以下の禁獄に處し、其社を解散せしむ、此事に關する者も亦同罪に處し脅迫する者及罪再犯に當る者は、十圓以上百圓以下の罰金若しくは二月以上二年以下の禁獄に處し、其社長幹事は一年以上五年以下結社又は入社を禁ず

第十六條 成法に制定する所の集會は此限にあらざるも、以て當時の政府が如何に壓制であつたか、諒解される、此壓制的な取締の反動として民選議院

設立の聲が愈々大きくなるのは尤もなことである。

### 第二十八 片岡等の國會開設請願書

斯くて愛國社第四回大會に於て國會開設請願書捧呈委員に推されたる片岡、河野の二名は前者は海路、後者は陸路を経て東上したが當の請願書は政府の偵吏の目を避けて伊藤物部が携へて東上したのである。

請願書は浩翰なるものであるが後世の参考となるべきものと思ふから全文を採録す。

#### 國會を開設する允可を上願する書

日本國民臣片岡健吉、河野廣中等敢て尊嚴を畏れず茲に謹んで恭々しく我 天皇陛下に願望する所あらんとす、臣等我國にあつて國會の開設を望む所以も亦一つならざるなり、故に臣等は今先づ之を上陳せん、それ天の斯民を生ずるや之に賦するに自由の性を以てし之に與ふるに碩大の能力を以てし、それをして至高の福祉を享受せしむ、凡そ人間たるもの豈此の本性を保



存して其責を完うせざる可けん、裁抑と人間の責任も亦重大なる哉、蓋し人民の國家を結び政治を立つるも亦其の本分を全うし厥通義を達せんとするに在る耳、然るに我國の如きは、古來政府にして獨り國政を任じ、人民も亦會て自から之に關與することなく自ら知らざるもの、如くせり、豈是れ斯を可矣とせん哉、蓋し斯の如きは則ち是れ其自主人たるの力を空うし、一國民たるの權義を虧くの理にして眞に恥すべきも亦太甚矣也。故に臣等は今に在つて中心之を恥ぢ且つ慄む、焉んぞ今より參政の權利を得て以て陛下が多勞を減ずるを謀り、從來國家の政を擧げて皆悉く一に政府を煩はし政府を勞せし罪は償はざるを得ん哉、是れ其臣等が國會の開設を望む所以の一也。

凡そ國家に急要なる所のものは人民の一致協和するに在り、人民の一致協和する事は各人同じく其の國を愛するの心よりせざるはなく、若夫れ人民にして一和せざれば變亂隨て起り百災由て兆し、國力爰に衰退し紀綱茲に頽廢し、甚しければ則ち竟に其國を滅ほし若くは其の國の大權を喪ひ、不可言の大害を蒙るに及ぶべく而して今其所謂國家の人民をして善く一和せしむるものは、其等をして自ら國政に關與せしめ自ら國事を審知せしむるに在りとし、人民をして愛國

の心を滅殺せしむるものは專制政體より甚しきは無ければ、愈々王室の安泰を保全し其鞏固を得可き事は定律政治に若く事は莫く、王室を危殆に陥れ王位の鞏固を失ひ易きことは專制政體より甚しきは莫く、國家を危険に傾け億兆の不幸を醸し易き事も亦專制政治より甚しきはなき也。臣等國民たる者、定律の政治を望まざることを得ん哉、而して定律の政體を立てんとするも亦必ず國會を開設せざるを得ざる也、これ其臣等が國會の開設を望む所以の二也陛下明治元年の三月に立定せらるゝ所の誓文五箇條の一に曰く、廣く會議を興し萬機公論に決すと、廣く會議を興し萬機公論に決する事を行はんとすれば國會を開設せざる可からざる也、國會を興すは廣く會議を興す所以にして廣く會議を興すの法、國會を興すに若くは莫く、且公論と云ふものは舉國人民の意思より生ぜずんば非ざる可ければ、所謂萬機公論に決せんとするも亦國會を興して以て全國の代議人を會すに非ざれば能はざれば也。其二に曰く、上下心を一にして盛に經綸を行ふべしと、それ上下心を一にし盛んに經綸を行はんとすれば國會を興さざる可からざる也。專制の政治は則ち上下の心を隔つるの最にして國家の代議院を設くるものは則ち政府と人民の心を交通し得るの一法なればなり。其三に曰く、官武一途庶民に至る迄各其志を遂げ人



心をして倦まざらしむと、其れ官武一途庶民に至るまで各其の志を遂げ人心をして倦まざらしむるの道を爲すものは、人民の心をして倦厭せしむるの甚しきものにして、而して國會を開く事は庶民をして其志を勵まし人心をして競勉せしむる所なればなり、其四に曰く、舊來の陋習を破り天地の公道に基くべしと、夫れ舊來の陋習を破り天地の公道に基くことを得んと欲するものは、國會を興さざる可からざる也。專制の政治は、則舊來の陋習にして立憲政體を立んとする事は則ち當今我國の公論に係り、且つ其適當を見る所なれば則ち公論に従つて適當を見るの事を施すものは則ち天地の公道なれば也。其五に曰く知識を世界に求め大に皇基を振起すと。夫れ知識を世界に求め大に皇基を振起するの實を擧げんとするも亦國會を開立するに在る也。今世にあつて國會を開く事は便ち世界の知を學ぶ所以にして、之を開かざる事は世界の知識を弄擲して顧みざる者と爲すべく、而して皇基を振起するも亦國會を開きて人民の愛國心を發せしめ及び全國の一致するに非ざれば能はざる可ければ也。

而して其尾に曰く、我國未曾有の變革をなさんとし、朕躬を以て衆に先じ、天地神明に誓ひ大に斯國是を定め、萬民保全の道を立んとす、衆も亦此の旨趣に基き協心努力せよと、其れ萬民

保全の道は、豈專制政體を改革して、立憲政體を定むるに在らざらん哉、是れ其の臣等が國會の開設を望む所以の三也。

陛下 曾て億兆に告ぐるの翰文に曰く、近來宇内大いに開け各國四方に相雄飛するの時に當り我國のみ世界の形勢に疎く、舊習を固守し、一新の効をはからず、朕徒らに九重中に安居し、一日の安を偷み、百年の憂を忘るゝ時は、遂に各國の凌侮を受け上は列聖を辱しめ下は億兆を苦しめん事を恐る、故に朕こ、に百官諸侯と廣く相誓ひ列祖の御偉業を繼述し、一身の艱難辛苦を問はず親ら四方を経營し汝億兆を安撫し、遂には萬里の波濤を開拓し國威を四方に宣布し天下を富嶽の安きに置かんことを欲すと、於茲 陛下の志や卓矣哉。陛下洵に已に此の志あり。

豈國會を開かざる可けん哉、專制政體を墨守して之を改めざることは世界の形勢に疎く舊習を固守し一新の効をはからざるものにして、國家一日の安寧を失ひ易く還た百年の憂を醸し、遂に各國の凌侮を受け、一は列聖を辱しめ、一は億兆の苦となるべく、國會を開立して憲法を確定すること億兆を安撫し天下を富嶽の安きに置くの道なれば也。而して臣等善く 陛下の志を體



認し、陛下の業を助けて、神州を保全せんとするも、亦必ず参政の權利を得ざる可からざれば也、是れ其臣等が國會の開設を望む所以の四也。

陛下明治八年の四月を以て發する所の詔に曰く、朕即位の初首として群臣を會し五事を以て神明に誓ひ國是を定め萬民保全の道を求む、幸に祖宗の靈と群臣の力に頼り以て今日の小康を得たり、願ふに中興日淺く内治の事當に振作更張す可き者少しとせず、朕今誓文の意を擴充し茲に元老院を設けて以て立法の源を廣め、大審院を置き以て審判の權を鞏くし、又地方官を召集し以て民情を通じ公益を謀り、漸次に國家立憲の政體を立て、汝衆庶と俱に其の慶に頼らんと欲す、汝衆庶或は舊に泥み、故に慣ること莫く、又或は進むに輕んじて爲すに急なる事なくそれ能く朕が旨を體して翼賛する所あらんと。

陛下の心進んで既に茲に至る。何爲すれば獨り國會を開設せざるを得んや、今夫れ未だ會て一步を動着せずして漸次に百里を行かんと欲する者あらば、人其れ之を不當と云はざらんや、それ我國は未だ國會なきもの也。陛下漸次に立憲政體の完具する事を望まば則ち今先づ國會を開設すべく、未だ國會を開設せずして而して漸次に立憲の政體を立てんと欲すと云はゞ、是れ何ぞ未だ一步を動着せずして漸次に百里を行

かんとすと云ふ者と異ならん哉。是れ臣等が國會の開設を望む所以の五也。

陛下、即位以來勇斷決行する所も亦一ならず明治四年に廢藩置縣の舉あり、亦隨て國民に参政の權を與へざるを得ん哉、何となれば則ち今夫藩を廢して縣を立つる者は全國の善く結合するを欲するが爲めにして、全國の眞に結合すべきは各民其の利害を同うし其心志を一にし、借に其一國を愛するの道を開かざれば能はざるべく、而して國內各其利害を同うし、其心志を一にし、借に其一國を愛せしむる道は國會を開設するより良き莫ければ也。同じく五年に全國募兵の法を立つる事あり、亦隨つて國民に参政の權利を與へざるを得ん哉、何となれば即ち全國募兵の法を立つるものは舊來の法制の如く、國中に兵農を分ち獨り一部の士族のみを以て兵の責を專任せしむる時は、國家未だ鞏固なる事能はざるが故に國を以て國を護るの固きを取らんとするものにして、國家の眞に固きことは萬民克く一致して同じく其國に報ゆるの心を發せしめざる可からざるべく、而して萬民克く一致し同じく報國の心を發せしむるの道は、國會を開設するより良きは莫ければなり。同じく五年に地租を改正するの令を發し地券を行へり、亦隨つて國民に参政の權利を與へざるを得ん哉、何となれば地租を改正し地券を行へるものは天下は



天下の天下にして政府の私有に非ざるが故にして、既に地券を發行すれば即ち國土は政府の私有に非ざること甚だ彰著也。國土既に政府の私有に非ざれば則ち人民の身命財産も亦政府の私有に非ざるなり。人民の身命財産實に政府の私有に非らず、政府是等に就いて租税を徴するは人民の私有より徴すると云はざるを得ざる也。將其の租税は國家の爲めに徴する者なれば、則ち己に收むる所の租税は必ず之を國家の共有物と謂はざるを得ざるなり。而して今夫私有は其主人にして之を處置するの權ある可く、共有は公衆と共謀せざる可からざること實に理の當然なれば、政府に業既に地券を發行して天下の天下たることを明にすれば、即ち租税を天下に徴し及び既に收めて國家の共有物と爲れる所の租税金を處置するには、政府一己にして之を爲す可き義あること無く必ずや全國人民と共議せざるを得ざる可く、而して租税を全國人民と共議するには國會を開設せざるを得ざる可ければ也、是れ其の臣等が國會の開設を望む所の六也。凡そ人民の其の國にあつて義務を盡す所以のものは、其國に在つて安全幸福を受けんと欲するが爲に非ざるはなきなり、然るに我國維新以來十有餘年間の如きは兵亂相續き騷擾む靡く、未だ一歳の靜寧安綏を得て以て民業を綏んする能はず、而して叛亂の既に起るに至りては、政

府固より之を鎮制せざるに非ざると雖も、而も騷亂の起るや人民を傷害し財貨を費耗し、其慘毒を社會に流す事實に甚だしく、國家の元氣を減損する事少々に非ざる也。陛下豈に之を顧みざるを得ん哉、臣等豈黙過することを得ん乎、而して是の如き國勢を救正すべき者は國會を開設するより先なるは莫きなり、是れ其の臣等が國會の開設を望む所以の七なり。凡そ國家は人民の湊合する者にして國家の事は人民の事ならざるは莫く、國家の盛衰治亂は人民の安危憂樂に關せざるはなくして、而して邦國の治亂盛衰は國家の財政に關する事甚だ多矣、然るに今日の我國の如きは國債素より夥しく紙幣頗る過多にして物貨昂貴し而して其勢愈益甚しからんとす、豈憂ふべきに非ず哉、就中外債の如きに至つては事、實に外國に渡る、若夫れ償却の道を誤るに至らば則ち實に國家の存亡に關すべし、豈憂ふべきに非ずや、臣等陛下と俱に之を慮からざるを得んや、然り而して其勢の此に至るものは國家甚だ變動多く、非常事件の頻りに直出せしに關するものあれば、今の計を爲すものは宜しく變亂の根を醫し其の本を療すべくして、而して其事は則ち國會を開設して人民の自主と愛國心を發せしめ、全國人民の心思を通じて相一致し相合和せしむるに在るべし、之其臣等が國會開設を望む所以の八也。



如今各國四方に雄飛するの秋に當り、確然國家の獨立を維繫し、嘗に外邦の凌侮を受けざるのみならず、萬里の波濤を開拓し、國威を四方に宣布せんとするは、前既に言ふが如く實に陛下の志す所にして、臣等の同じく欲する所也。然るに我國今日の如きは、海外各國に對し未だ十分に能く獨立の大權を張る事なく、屈辱を受くる者實に尠からざる也。而して今若し之を一變することなく、徒らに経過せんとすれば、則ち益々屈辱を蒙りて止むこと無く、終に言ふに忍びざるの大事を生じ出せんも亦測る可からざる可し。豈慨せざるを得ん哉。抑亦思はざる可けん哉。然り而して國家の原素たる者は人民にして、國は民に由つて立つ者なれば、人民に自主自治の精神なく、人民に人民たるの權利を有することなければ、國家は克く不羈獨立す可きことなく、克く國權を張るを得べからざるの理なれば、今先づ國會を興さざるを得ざる可き也。是れ臣等が國會の開設を望む所以の九也。

是れ臣等が以て國會の開設を望む所以の大略也。蓋し今日我國に於て國會を開設する事は、陛下の曾て欲する所にして、臣等の固より望む所國家に在て已む可からざる所と爲すべし。故に臣等常に陛下を賛けて早く國會の興立を見んと欲し、國會を開設し、陛下と共に至大の

慶福を保たんと欲し、寤寐國會の事を思ひ造次にも亦其他を念はざる也。陛下乞ふ之を熟察し、臣等の願を許して以て國家を安んぜよ、臣等請ふ陛下國家の爲めに國會を開設するを允可して以て臣等が願に副へよ、若夫れ之を開設するの方法制度に至つては、願くは之を開設するの允可を得るに隨て適當の代人を出し、陛下と共に協議して之を定めん、然れども陛下臣等が考案を聽かんと爲さば、臣等固より書して以て之を上り、或は口づから之を陳ぜむ陛下乞ふ早く允可を示せよ

臣 健 吉 臣 廣 中

頓首謹願

明治十三年四月

副 願

國會を開設する允可を  
 皇帝陛下へ上願仕度候に付御呈奏被成下度候也



明治十三年四月十七日

願望者總代岡島正潔外六十九名總代

福島縣磐城國田村郡三春町二十七番地平民

河野 廣 中印

同 高知縣土佐國土佐郡高知街中島町七十一番地士族

片岡 健吉 吉印

太政大臣 三條 實美 殿

四月十七日兩人は相携へて太政官に至り國會開設請願書を閣下に捧呈せんとした。然るに三條太政大臣は自ら出でず書記官谷森眞男をして代つて會見せしめた、兩人は不本意乍らも請願の趣旨を詳述し太政大臣に依つて執奏を請はんとするの意を通じた。谷森は其意を承けて退き一時間餘りにして再び出でて兩人に向ひ、谷森「本書は内閣に於て受理すべき性質のものではないから却下する。」

兩人「然らば何處に於て受理する乎。」

谷森「決して差圖する譯ではないが立法に關する書面であるから元老院であらう。」

兩人「本書は建白書ではない、國會を開設するの允許を 陛下に願望するものであるから、須らく大臣に於て執奏せらるべきものである。」

谷森「大臣は既に之を閱覽せられたから其の願望の趣は能く諒承せられたであらう。」

兩人「然らば兎に角一應元老院に行つて見よう。」

兩人は轉じて元老院に向つた。成程太政官には此種の請願書を取扱ふ規定がないから或は已むを得ない次第かも知れぬ。元老院にては當時有栖川熾仁親王が議長であつたので兩人は親王宛この書を差出し尙添ふるに「此書は 天皇陛下に願望するの書なるを以て閣下に御奏問の上探否の御達しを乞ふ」なる書を以てした。

議長官は直に森山書記官をして兩人を引見せしめられた、書記官は副書を熟讀し、總代の印章を調査して之を受理したので兩人はそのまゝ退いて御沙汰の到るを待つた。然るに數日を経るも何等の沙汰もないので、兩人は二十四日再び元老院に出頭し森山書記官に面接して過日の書



は議長より上奏せられたるや否やを質したるに、  
森山「手續書を附して直に上奏した。」と答へた。

兩人「然らば可否の指令を奉ずるの日は如何。」

森山「院の規定として上書建白に對しては指令しない。」

兩人「該書は尋常一様のものにあらず、是れ特に別書を附した所以であるから特に此旨御傳達を乞ふ。」

と述べ、更に議長及議官と面接したき旨を申入たが、此日專任の議官が缺席してゐたので其儘退出した。

越えて三十日召狀に依り兩人（片岡は微恙の爲め伊藤物部之れに代りて）元老院に出づるや、

本田親雄及安場保和の兩議官

「該書は請願書とあるも本院は之を建白書となし既に内閣に廻附するの議決したり。」

「先日森山書記官より既に上奏濟なりと承はりしが如何。」

「間違ひならん。」

「建白書と御認めにならば御却下を請ふ。」

「建白書ならずと云へば本院に於て之を受理したるは誤りなり。然し乍ら折角の書面故一應の御勸考ありて然るべし。」

五月一日河野は伊藤と共に元老院に出で安場議官に會見した。が議官は先日の言を繰返して該書は既に建白書として太政官に廻附せられし旨を告げたが、河野等は「建白書ならば捧呈の必要なし」とて却下を請うた。かくて數日を経て該書は返却せられた。

茲に於て河野等は再び太政官に到り三條太政大臣に謁を求めたが得ず、書記官の應答亦満足するに足らぬを以て、兩代表は請願書の捧呈を思ひ止まり巨細の報告書を作製して、東京愛國社幹事箱田六輔に廻附し同志に懇へた。

右の如き次第で大多數よりの請願書類も皆此の調子で太政官は「立法に關するものは請願と稱し嘆願と云ふも等しく建白とし元老院に提出すべし」と云ひ、元老院では「建白とするにあらざれば之を受理する能はず」と、悉く却下してしまつた、委員連の憤激は其極に達し容易ならざる事態を惹起せんやも測り難きに至つたので、政府は「立法或は政事上に關する事件は人民より



天皇陛下に對し奉り請願する事は未だ法律なきにつき相成らず」と達したが委員連は尚屈せず、或は太政官、元老院の門に出入し、或は元老院議長有栖川宮に拜謁を請はんとし、白熱的運動を試みた。

新潟縣人赤澤市容の如きは建言の容れられざるに憤激して屠腹せんとし、近衛歩兵伍長小原某の如きは上書を懐にして宮闕の前に自裁して政府の反省を促さんとし、山梨縣人武尾某及渡邊某の如きは英國人民が國王を擁して「マダナカルタ」に調印せしめた故智に倣はんとしたことをさへあつた。

### 第二十九 議會開設運動と政府

政府は叙上の如く民選議院設立運動者に對し暴壓を試みたが、此の澎湃たる大勢を見るに及んでは狼狽せざるを得なかつた。

で、一時休止してあつた國憲取調を復活することになつた。明治十二年十二月參議山縣有朋は立憲政體に關する意見を上奏し、

超えて十三年二月有栖川宮新に左大臣に任ぜられ、參議をして立憲政體に關する意見を徴された。黒田清隆（明治十三年二月十二日）山田顯義（同六月）井上馨（七月）伊藤博文（同十三年十二月十四日）大木喬任（十四年五月）等之に復答した。

斯くて明治十三年十二月には元老院に於て議長大木喬任の下に國憲草案成り之を陛下に捧呈した。（此件につきては拙著明治大正政界側面史四九頁以下に詳なり）其の茲に至りたるは畢竟國會期成同盟並に其一派の運動の功なりと云ふも不可ではあるまい。

### 第三十 自由黨の誕生

志士の國會開設請願書は政府の却下する所となつたが、國會開設の機運は徐々として動いて來た。然し乍ら當時の幾多の政社團體は何れも其組織不完全で官僚の壓迫に拮抗するには餘りに貧弱であつた。

従つて動もすれば足並が不揃ひとなり運動上勢からぬ不便を見るのみならず、徒らに官僚に乘ぜらるゝの機會を造るに過ぎなかつた、此上は更に鞏固な團體を組織し明白なる旗幟を掲げて



堂々と決戦すべしと云ふ考へが期せずして當時の運動者の腦裡に浮んだ、これがやがて自由黨の出現となつたのである。

斯くて明治十三年十一月十日國會期成同盟會は國會請願願末の報告を兼ね、且つ其善後策を議する爲、第一回當時の約を履んで第二回の大會を東京市京橋區西紺屋町の元愛國社支社に開いた、會する者二府廿二縣の同盟委員六十四名に達したが、衆皆意氣消沈、前回の如き元氣は殆んど之を認むることが出来なかつた。

河野廣中(福島)を議長に郡利(福岡)を副議長に擧げ、松澤求策(長野) 林包明(高知) 箱田六輔(福岡) 鈴木舍定(岩手) 新井毫(群馬)を起草委員に推し、幹事として杉田定一(福井) 小田切謙明(山梨) 香月想經(福岡) 郡利(同) 澤邊正修(京都)を擧げ、國會期成同盟會の名を改めて大日本國會期成有志公會と稱し、東京に本部を置き常務委員として各地の通信を行はしむることに決し、別に遭難者扶助法を議定して運動上の犠牲者を救ふこととし益々鋭進せんことを期した。

國會期成同盟會議書

- 第一條 國會開設の爲今茲に合同するものを國會期成同盟と爲し國會を開設して其美果を見るに至る迄幾年月を経るも敢て此同盟を解かざるべし
- 第二條 明治十四年十月一日より東京に會議を開くべし
- 第三條 來會迄には其府縣郡の戸數過半數の同意を得て出會するを目的とす
- 第四條 來會には各組憲法見込案を持參研究すべし
- 第五條 來會の會員は百人以上の結合あるものに限るべし
- 第七條 全國を八區に區別し其區内の誘導は區内各組責任を定め分擔す可し

- 第一區 奥羽七州、東海道
- 第二區 甲斐、信濃、關東八州
- 第三區 近江、美濃、飛驒、伊賀、伊勢、志摩、尾張、三河、遠江、駿河、伊豆
- 第四區 北海道



- 第五區 畿内五國、丹波、丹後、但馬、播磨、淡路
  - 第六區 長門、周防、石見、安藝、出雲、備中、備前、備後、伯耆、美作、隱岐、因幡
  - 第七區 四國、紀伊
  - 第八區 九州、對馬、壹岐、琉球
- 第八條 來會迄に各區に於て區本部を設置すべし

遭 難 者 扶 助 法

一、同情相憐み同感相愛するは人の性なり。故に弱きを扶け貧を救ふは吾人の當さに盡すべき所の義務なり、況や身を犠牲に供し國家の益を計畫するの爲め不時の變故に遭遇するものを扶助するに於てをや、今や我同志者は茲に盟約を結び將來切に國會開設を希圖するの際、或は恐る同志中不時の變故に遭遇するなきを保すべからざるを、是則ち我黨が變故に遭遇する者の爲めに扶助法を設くる所以なり、依つて其力法條款を定むる事左の如し

第一條 我國同志者の切に國會開設を希圖するの際、過て變故に遭遇したる者は、其組合に於て其事情の顛末家族の異狀等を具し之を東京本部の常務委員に報すべし、常務委員は見込書を添へ速に之を各地組合に報告すべし

第二條 各地組合は右の報知あれば、其事情を酌量し多少によらず救助金を醴集し、常務委員の手を経て其組合へ送致し、其受取書を得て慈善者組合へ交付すべし

但し各地の便宜に依り直に其組合に送致するも妨げなし、然る時は其金額等を常務委員へ通知すべし

第三條 變故に遭遇したるものゝ組合は、各地組合より送致したる金員を以て其本人若くは家族を扶助する事を謀るべし

但し本條の外其組合に於ては、其本人家族の爲め諸事懇到に盡力するは論なし

第四條 我同盟者にあらざる者も我輩と同主義にて、變故に遭遇し扶助すべきと認むる者は、其近傍の組合其事情を詳細具狀し同盟者と同様報知の手續を爲すべし

第五條 前數條の目的にて豫醴金又積金をなさんとするものあらば、東京某銀行と結約し當座預けの法を設け、其通帳は事務委員に小切手を慈善者組合に渡し置くべし、若し其醴金又は



積金共百圓以上に到れば預り人二名を選定し小切手を預くべし  
 但し預り人二名を選定するは常務委員其の候補七名を定め、慈善者に選舉せしめ且つ其節慈  
 善者に其預り人に託する權利を定めしむべし  
 第六條 同盟者外の人より積金又は積金を託せらるゝ時は前條の手續によるべし  
 明治十三年十一月

同盟 六十四名連名

大會は請願書の捧呈問題を以て終始した、即ち或は今一度理を盡して政府に迫るべしと云ひ或  
 は請願書却下の理由を明かにして進退を決すべしと云ひ、或は當分之歌を歇めて更に機會を待つべ  
 しと云ふのである。然し乍ら此等の論調には期せずして共通點があつた。即ち從來の運動母體た  
 る團體を以てしては到底政府に對することは不可能である。須らく一層強固なる政黨を組織せざ  
 るべからずと云ふのである。此結果として衆論は終に現在の同盟を以てしては再び願書を出すこ  
 とは策の得たるものに非ずと云ふことに決した。  
 就中植木枝盛等の如きは政黨の必要を力説して曰く、吾人が政府に對して議會の開設を迫る前

先づ國民をして自由主義の政黨を組織せしめ、以て之が準備と爲さるべからず、且民選議院開  
 設が民權の擴張を目的とするものであり、民權の擴張は國民の自由要求に在る以上名稱は自由黨  
 と爲すべしと云ふのである。

大會終つて後、政黨組織の共鳴者は、十一月廿日には江東の中村樓に、二十七日には枕橋の八  
 百松に集まつて懇親會を開き、自由黨創立の順序を決定し、三十日に向島の植半樓に國會期成同  
 盟會の各員を召集して立黨を議し、最後に十二月十二日及び十五日に築地壽美屋樓に於て組織の  
 手筈が成つた、會する者林正包、植木枝盛、河野廣中、山際七司、松田正久、内藤魯一、沼間守  
 一、山田平右衛門、森脇直樹、島地正存等であつて沼間を座長に推して左の盟約を議定した。

- 第一條 我黨は我日本人民の自由を擴充し權利を伸張し、及び之を保存せんとするもの相合し  
 て之を組織するものとす
- 第二條 我黨は國家の進歩を圖り人民の幸福を増益することに努むべし
- 第三條 我黨は我日本國民の常に同權なるべきを信す
- 第四條 我黨は我日本國の立憲政治の宜しきを得る者なるを信す



其他東京に中央集會所を設けること、毎年一回大會を開く事を申合した。茲に注意して置きたいのは此の自由黨なるものと國會期成同盟會なるものは同一でない、素より同盟會の人士にして自由黨に投じたものが多かつたが、同盟會を自由黨に變じた譯ではないのである。且此黨の中心人物は前掲中沼間守一、河野廣中、草間時福、松田正久、山際七司等の所謂非土佐派であつて土佐派は多く之に與らなかつた。若し土佐派が中心として政黨組織を爲すものであつたなら多年の行き懸り上板垣を戴いたに相違ない。然るに今回の自由黨に於ては後藤象二郎を首領たらしめんとした程である、是れ土佐派に嫌らざるものが多かつたばかりではなく、沼間等が後藤を引出さんとしたのは、當時後藤と中央民論派の巨頭福澤諭吉との親交を利用し、慶應義塾出身者の大部分を收容し得べしと信じたに依るのである。

### 第三十一 議會開設に關する政府部内の 一二論——伊限の衝突

議會開設に關する民論斯くの如く眞剣となつたので、政府に於ても亦憲法制定の議を進め、各參議をして意見を上らしめたことは既述の如くであつたが、山縣、黒田、山田、井上、伊藤、大木の建議既に終りたるに拘はらず大隈重信のみは未だ上らない。で有栖川左大臣は十四年三月大隈に對して事の急なるを説かせられ、大隈は之に答へて曰く「臣は各參議を御前に召さるゝの時親しく意見を上言すべし」と、然るに陛下之を許し給はなかつたので大隈も已むなく記録して之を左大臣に奉り、且つ乞ふに暫らく之を秘せんことを以てした。これ所謂大隈の密奏事件である、此の爲め大隈は閣僚の忌憚に遇ふに至つたが、此間の経緯については政界側面史四十七頁以下に詳である。

### 第三十二 北海道開拓使事件及立憲の期日 に關する大詔煥發

大隈の密奏事件で政府が紛糾してゐる間に又しても同年七月に至つて北海道開拓使事件なるものが突發した。



これは開拓使長官黒田清隆が、明治二年以來政府が一千四百萬圓を投じて北海道に設備した各般の大事業を、僅三十萬圓無利息三十ヶ年賦を以て薩人五代友厚等に拂ひ下んとするに始まる。此の不當處分に對し反對の烽火を擧げたのは大隈參議で大藏卿佐野常民亦之に賛した、大隈は薩長閥に對抗するの策に汲々たる折からとて、都下の新聞を利用して盛んに開拓使問題を非議せしめ、一方伊藤に對して内閣の平和の爲めに自説を撤回したに拘はらず、好機至れりと爲し「此種の弊害を根絶するは國會を開設するの外なし」と高唱し、福澤門下と相呼應して國會開設の急を説き義に失墜せる名譽の挽回を試みた。世人傳へ聞き「大隈出でずんば蒼生を如何にせん」と稱する者さへあつた。加へて民論の沸騰は極度に達し新聞は筆を揃へて政府を攻撃し、甚だしきに至つては當時御用記者福地源一郎の如きすら反對の急先鋒であつた。

是れより先七月二十日 陛下は東北巡幸の途に就かせらるゝことになつたので、兎に角 陛下親しく御臨檢の上其可否を決することとし、發頭人の黒田參議と反對派の大隈參議及有栖川左大臣が聖駕に扈從することになつた。

聖駕北幸中、中正派と稱する有力なる團體が生れた、金子堅太郎、三好退藏、岩崎小二郎の三

人を中心とし元老院副議長佐々木高行を擔いで首領となし土方久元、安場保和、楠本正隆、谷干城等も會員であつた。

此等は谷の宅に會合して左の申し合せを爲し、佐々木は宮家に親しいと云ふので宮様方に、其他も各手分けをして、留守の參議連に猛烈なる運動を試みた。

「北海道拂下は中止すべし、國會開設は尙早なり、黒田、大隈を誅るべし」

此時より薩長の參議連は、大隈の此舉を以て大隈の政府に對する野心遂行の手段なりとなし、大に之れを憎んだ。

十月十一日 陛下は北海道より御還幸となつたが、岩倉右大臣は聖駕を千住驛に奉迎して刻下の形勢を逐一奏上した。此間の事情につきても政界側面史參照を乞ふ。畏くも 陛下には事態の容易ならざるを軫念あらせられ、長途の御疲勞をも顧み給はずして即夕太政大臣三條實美を筆頭とし、有栖川左大臣、岩倉右大臣以下伊藤、山縣、寺島、黒田、西郷(從道)井上(馨)山田の各參議を御前に召されて所謂御前會議が開かれた。

席上各參議は連署を以て左の意見書を上つた。



臣等謹んで惟るに陛下に立憲の政體を建てんことを期したまひて、亥の歲聖勅を下し元老大審二院を設け以て其基を爲す、聖慮の深き神算の遠き臣民俱に仰ぐ、爾來其緒に就き地方會議を起し法典を改良し蒸蒸日上に上る、然して政揆漸に従ひ進むに躁急を以てせず、俄に立憲の實を擧ぐるに至らざる者他なし、中興の業纒に其成るに就き釐革の時機未だ熟せざる者あるに因り特に他日を俟て徐ろに擴充する所あらんとするなり、臣等竊に視る方に國會の開設を熱望する者量るに匆急の心を以てし言に許して行に果さずとなし、或は過激の論を爲すに至る、今の時に及んで速に一定の廟議に依り明に天下に提示するに非ずんば人民或は皇猷の在る所を知らずして其方向を誤るに至らん、是宜しく先づ國會開設の期を豫定し舉行の順序を措畫し以て大政の向ふ所を公示し人民をして廟議の一なるを知らしむべし、抑も立憲の政體を創むるは前古未曾有の大局にして尙且後來萬世の鴻業を成さんとす、其或は經畫未だ固からずして匆卒事に從ひ毫釐の差或は千里を誤るに至らば大計一たび左して復た回へすべからず、是れ宜しく設備慎重舉行に循ふべくして其間仍は數年を要せざるべからず、況や中興草創の事業未だ了局に至らずして施行方に半なる者多きをや。

聖謨既に示すに豫定の期を以てして而も、民間故らに私議を逞くし急を争ひ躁を競ひ以て事變を煽動するが如きあらば此れ乃ち王化を阻し國安を害するものなり、宜しく處するに國法を以てし良民を惑はすに至らしめざるべし。

憲法を定むるの標準に至りては臣等竊に以爲らく、建國の本各源流を殊にす、彼を以て此に移すべからず、祖宗基を創め傳ふるに神器を以てす、民と之を守る萬世不易の道なり、陛下時機を照覽し古今を變通し將に政權を分ちて之を衆庶に公にせんとす、蓋し實に祖宗の遺烈を掲げ警訓を廣むるに過ぎざるなり、今民間政談を爲す者を視るに、好みて歐米詭激の説を主張し、國體の何たるを顧みざる者往々之れ有り、臣等實に之を危む。

竊に願くは憲法の成る各國の長を採酌するも而も我國體の美を失はず、廣く民議を興し公に衆思を集むるも而も我皇室の大權を墜さず、乾綱を總攬し有極を建定し以て萬世不拔の基を垂れんことを。

臣等又竊に按ずるに、立憲君治の國是以て基趾を鞏固にする所抑も亦道あり、一に曰く元老院の設置、貴族老成の組織する所たり、二に曰く陸海軍は帝王の親ら統帥する所たり。



蓋し國に上下兩議院あるは車の兩輪あるが如し、而して元老院は將に以て下院と並び立ち、其平衡を持し急變激進の弊を防ぎ、永遠憲法の保障、王室の補翼たらんとするなり、現に我が元老院の設僅に其端を啓き、而して未だ其實を擧ぐるに至らず、今宜く其組織を一變し之を更張すべし、其概略左の如し

第一 皇族滿十八歳に至れば元老官に列し任期を限らず

第二 華族爵位の例を設け有爵の貴族となし其俊良を抜き任期を定め元老官を勅任すべし

第三 士族の封建武門の世に於ける平民の上に位し教育素あり氣節有爲の人多く其門に出づ、是れ宜しく貴族の一部たるべし、今其中を抜き之を榮用し華族と俱に元老院に列し其報効を收むべし、但之を探るの方法は同族の公選に於てし、一府縣各若干人を擧げしめ其任期に至りても華族に比すれば短期に就くべし。

第四 文武官の勳舊に採るは仍舊舊貫に仍る

陸海軍制に至りては蓋し天子は兵馬の元帥にして軍人は王室の爪牙なり、故に軍人たる者純ら國を愛し君に忠なるの義ありて黨を結び政を議するの權あることなし、今宜しく其紀律を

制し 陛下又親しく之を鼓舞振作し其議方を示し、其れをして傳へて習風を成し以て永く國家の干城たらしむべし

以上陳ぶる所を總ぶるに國會開設の期を豫定するは大政の向ふ所を公示する所以なり、憲法を定むるに國體を重んずるは篤く祖宗の遺業を守る所以なり、元老院の組織既に更張を経は豫定の期に依り國會を開設し、互に相平衡して偏重なきを得ん、其軍制を肅し軍心を一にするに至ては、又則ち國を衛るの要を以て緩くすべからざる者なり、是皆臣等區々の誠、陛下立憲の聖猷を贊襄し始を成し終を克くすることを願ふ所以なり、謹で所見を具し聖裁を仰ぐ、臣等誠惶誠恐謹で奏す

明治十四年十月十一日

寺 島 參 議  
山 縣 參 議  
伊 藤 參 議  
黑 田 參 議



斯くて翌十二日に至り來る明治二十三年を以て國會を開設すべしと云ふ、我憲政史上永久に記念すべき大詔の渙發となつたのである。

西郷參議  
井上參議  
山田參議

勅諭

朕祖宗二千五百有餘年ノ鴻緒ヲ嗣キ中古紐ヲ解クノ乾綱ヲ振張シ大政ノ統一ヲ總攬シ又夙ニ立憲ノ政體ヲ建テ後世子孫繼クヘキノ業ヲ爲サンコトヲ期ス。爾ニ明治八年ニ元老院ヲ設ケ十一年ニ府縣會ヲ開カシム此レ皆漸次基ヲ創メ序ニ循テ歩ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非ザルハ莫シ爾有衆亦朕ガ心ヲ諒トセン  
願ルニ立國ノ體國各宜キヲ異ニス非常ノ事業實ニ輕舉ニ便ナラス我祖我宗照臨シテ上ニ在リ遺烈ヲ揚ゲ洪謨ヲ弘メ古今ヲ變通シ斷シテ之ヲ行フ責朕カ躬ニ在リ將ニ明治二十三年ヲ期シ議

員ヲ召シ國會ヲ開キ以テ朕カ初志ヲ成サントス今在廷臣僚ニ命シ假スニ時日ヲ以テシ經費ノ費ニ當ラシム其組織權限ニ至テハ親ラ衷ヲ裁シ時ニ及ンデ公布スル所アラントス  
朕惟フニ人心進ムニ偏シテ時會速ナルヲ競フ浮言相動カシ竟ニ大計ヲ遺ル是レ宜シク今ニ及ンテ謨訓ヲ明徴シ以テ朝野臣民ニ公示スヘシ若シ仍ホ故ヲニ躁急ヲ爭ヒ事變ヲ煽シ國安ヲ害スル者アラハ處スルニ國典ヲ以テスヘシ特ニ茲ニ言明シ爾有衆ニ諭ス

奉 太政大臣 三條 實美

勅

明治十四年十月十二日

之れと同時に參議大隈は挂冠を餘儀なくせられ、北海道拂下も中止となつた。

大隈の退官と同時に農商務卿河野敏謙、判事北島治房、驛遞總監前島密、統計院幹事兼太政官大書記官矢野文雄、統計院小書記官牛場卓造、同權小書記官犬養毅、同尾崎行雄、外務大書記官中上川彦次郎、同權小書記官小松原英太郎、會計検査院一等検査官小野梓、農商務大書記官牟田口元學、同權小書記官中野武營、文部權大書記官島田三郎、同權小書記官田中耕造、大藏權小書



記官森下岩楠等陸續として辭職して終つた。  
 斯くて土佐及肥前の一派は悉く野に下り、政府には薩長の外人なきの觀を呈した、蓋し征韓論以來の大變動であらう。土肥既に野に下る、政府に對抗するにはどうしても政黨を組織するより外はなかつた。これ大詔發を機として政黨の續出した一因である。

### 第三篇 政黨の出顯及其頓挫

#### 第三十三 自由黨の改造

既に述べたるが如く、自由黨は國會期成同盟會の有志を主として組織せられたるものであつたが、今や國會開設の大詔あり、會の目的も貫徹せられた態となつたので同盟會は最早其存續の必要なきに至り、時恰も自由主義者の會合が催されてゐたので、茲に土佐派を中心とする自由黨が生まれたのである。

是より先き、國會期成同盟の統領民選議院設立論の大立物たる板垣は開拓使事件の紛糾たる際、東北遊説の途に上り其の途次——九月十六日——東京に着するや、大隈一味の策士は之れを機會に限板の提携を謀つたが板垣は之に耳を藉さなかつた。

國會期成同盟會は去冬の約を履んで十月の大會を行ふことになり、各縣の有志は陸續として入京した、後藤兼二郎亦大江卓、大石正巳、伊賀陽太郎等を率ゐて來り會した。



十月十七日(大詔發後五日)は嶺之森の八百松樓に一大懇親會を開き、翌十八日より連日淺草井生村樓に於て合同に關する協議會を開いた。

議長 後藤象二郎

副議長 馬場辰猪

幹事 内藤魯一 林 包 明

會計 竹内 綱 山際 七司

を推し議事に入り同月二十九日に至りて漸く左記の盟約並に黨則を定め、總理以下の役員を選舉した。

自由黨組織趣意書

自由は人の天性なり、自由を保つは人の大道なり、然るに人爲の権力は動もすれば天賦の自由を抑制し其自然を損害し其權利を保全する能はざらしめ、吾輩人民の最も貴重すべき生命財産の安固も之を維持するに由なく擧げて主治者の左右する所に任ず。其危殆なること實に薄氷

を履むが如し、思うて此に至るときは未だ嘗て暢然として寒心せずんばあらざる也、然れども我全國の同胞も或は自由の天性にして自由を擴充し以て眞理を天下に明にするは各自の義務即ち其盡す可き大道たるを知らざる者無きに非ず、是を以て人爲の権力は吾輩が自由の疆域を蹙せしめ、夫の知識を培養するの要具たる言論出版の自由を妨害し將に進んで政治の思想を壓束して社會の一致を誤解せんとす。故に之を内にして人民が進取の氣象を萎靡して振はず、人文の自由も開發の期なく、參政の權利も恢復の日なし、之に加ふるに財政の困難は日を逐うて迫り殆んど全國の經濟上に測る可からざるの慘毒を流さんとするも之を救済するの法なく、之を外にして常に歐米諸國の爲めに輕侮せられ、國政は日に退縮して對等の權利を得る能はず、斯の如くにして治外の法權を復し海關の稅權を收るを望むは河清を待つと一般なり、然らば則ち之に處す事如何にして可ならん、一の自由政黨を組織し協同一致の精神を發揮し以て天賦の自由を擴充して人爲の権力を抑制し、上は政治を改良し下は自治の氣象を發達せしむるに在なり。夫れ自由の已む可からざる、何れの時と雖も皆然り、而して自由の殊に緊要なるは蓋し今日より切なるはなし。若し今日にして悠々不斷に安ずるときは國家の治安を害し社會の秩序を素



亂するに至りて止まんのみ。故に苟も國家に志ある者は宜しく自由を伸暢し眞理を明にするの法を講じ、全國の同胞をして自由の何物たるを解し國民の國民たる所以を辨せしめざるべからず、果して然らば自由の空氣は全國に充溢し自由の眞理は到る所に明にして人民の智徳は駸々乎として上進し已まざるべし、洵に能く斯の如くなるを得ば人爲の權力を抑制して政治を改良するも亦實に容易なるべく、國權を伸張して外國と對等の交際を得るも亦必ずしも至難ならざるべし、然りと雖も是れ固より一人の力を以て能くすべき所に非ず、吾黨は廣く同志者を全國に求め、此政黨を組織し協同一致互に知識を交換して相扶け相誘ひ以て自由の權利を進取し國家の秩序を紊亂せざるに救済せんとす、國を愛し世を憂ふるの士宜しく之を贊成し吾黨と自由を進取するの道を講じ全國を困難の中に救はゞ獨り全國人民の爲めのみならず、又人間たるの義務を盡すと謂ふべきなり、嗚呼吾黨の主義精神は即ち左の如し、諸君乞ふ速に來りて相共に協力し幸に此に驅勉して天性に従ひ大道を履むに怠る勿れ。

### 自由黨結成總則

第一條 吾黨の主意は自由の眞理を擴充し輿論の勢力を培養し以て人爲の權力を抑制し天賦の幸福を保有するに有り

第二條 自由を擴充するの道は輿論を培養するの法一にして足らず新聞を發行する也書籍を出版する也演説を開き遊説を行ふ也凡そ吾黨の目的を達するに緊要なる事業は勉めて之を興起すべきものとす

第三條 吾黨は自由の眞理を擴充し輿論の勢力を培養するを以て主眼とするものなれば故らに成法に抵觸するが如き行爲は各自互に警戒するものとす

第四條 自由を擴充し輿論を培養するは單獨の力を以て能く成し得べき所にあらざれば苟も吾黨に列するの人は誓て公同の精神を發揮し其目的を達することを勉むべし

第五條 吾黨は交誼を厚し友情を密にすべきは勿論時々通信往復して各地の情勢を報道すべし

### 自由黨盟約

第一章 吾黨は自由を擴充し權利を保全し幸福を増進し社會の改良を圖るべし



第二章 吾黨は善美なる立憲政體を確立することに盡力すべし

第三章 吾黨は日本國に於て吾黨と主義を共にし目的を同くする者と一致協合して以て吾黨の目的を達すべし

自由黨規則

第一章 東京に中央本部を設け地方に地方部を置く其他地方部は各自地方名稱により自由黨何部何某と稱すべし

第二章 黨中に於て總理(一名)副總理(一名)常議員(若干名)幹事(五名)を公選し自由黨全體に係る事務を管理せしむ其任期は各一年とす黨中に於て常備委員十名を設く其任期は一箇年とす但し第一期は本年の議會に於て公選し第二期以後は各地方より選出す

第三章 正副總理は通常會並に臨時會に於て決定せし事件を實行す

第四章 常議員は黨中の利害に關する重要な事件を評議す

第五章 幹事は會計及び黨員の出入文書の往復所有品の監護等の諸事を分掌す

第六章 常備委員は本部の議事に參し及び本部の事業を翼賛し各地方を巡廻す

第七章 總理並に常議員は給料なし幹事以下の役員には定むる所の手當金を與ふ

第八章 凡そ役員は再三の選に當るを得

第九章 地方部は中央本部に對する部理一名を置く其他の役員は總て地方の便宜に任す

第十章 地方部に於ては毎年六月十二月兩度其地方黨衆の名簿を調査し其加除増減を明にして中央本部に送致す可し

第十一章 吾黨と主義を同くし新に黨衆たらんとする者は其住所若くは寄留地なる地方部に於て其人の族籍姓名身分を査察し然る後之を容す可し

第十二章 黨中を脱せんとする者は其理由を詳記したる書面を以て本人の住所寄留地なる地方部に届出可し

第十三章 毎年十月地方部より代議員を出して大會議を東京に開く其議會に列する議員は一小團結に付五名以下とす

第十四章 大會議に於ては黨中一般に係り創起すべき事件施行すべき事件を議定す



大會議に於ては本部役員の改選をなす  
 大會議に於ては總會並に幹事より前年度に在つて施行したる事件及び會計の決算報告を受  
 け翌年度の會計豫算を議決す

第十五章 緊要なる事件の通常會議の期を待ち難き者あるときは總理は臨時に各地方部の代  
 議人を招集して會議を開くことある可し

是れ所謂自由黨の結黨である、其主義綱領を以てしては未だ全く政黨の素質を完備し得たりと  
 云ふことは出来ないが其一般を以てすれば先づ政黨の出現を以て稱するも不可はないであらう。  
 自由黨の自由なる文字が其組織趣意書に在るが如く甚だ抽象的であつて、唯單に人民の自由を  
 伸張するを目的としたものである、從つて自由主義を如何なる程度迄政策に及ぼさんとしたかは  
 未だ明かでない。然し乍ら其自由主義が民權伸張を目的としたものだけであつて此黨は常に急進論  
 者であつた、若し政友會が往年の自由黨の血潮を其儘受入れてゐるとすれば、彼の黨が普通選舉に  
 反對したのは本來の面目ではあるまい。然り自由黨は明治三十三年星亨の獻黨に依つて亡びた、  
 換言すれば政友會の成立と共に其精神はスツカリ變化したのである。即ち自由黨の傳統的民權急

進主義は伊藤公の穩健漸進主義と換骨したのである。  
 本會に於て選舉したる役員は左の通りであつた。

- |                                 |                     |       |      |
|---------------------------------|---------------------|-------|------|
| 總理                              | 板垣退助                |       |      |
| 副總理                             | 中島信行                |       |      |
| 常議員                             | 後藤象二郎 馬場辰猪 末廣重恭 竹内綱 |       |      |
| 幹事                              | 大石正巳 山際七司 内藤魯一 林正明  |       |      |
|                                 | 林包明                 |       |      |
| 尙本會に如何なる人物が出席したかを檢する又無益では無いと思ふ。 |                     |       |      |
| 青山 薫                            | 田中正造                | 福田定一郎 | 園山 勇 |
| 小田切謙明                           | 松村才吉                | 立花通誠  | 兒島 稔 |
| 山脇悦郎                            | 小林樟雄                | 山本隆徳  | 庄林一正 |
| 岡田亮一                            | 狩野元吉                | 布施長盛  | 宮部 襄 |
| 阿部信次郎                           | 立花親信                | 齋藤壬生雄 | 隈元禎三 |